令和４年度
精華女子短期大学
自己点検・評価報告書

令和５年10月

目次

自己点検・評価報告書.....2
1. 自己点検・評価の基礎資料.....3
2. 自己点検・評価の組織と活動.....10
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....13
［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］.....13
［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］.....20
［テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証］.....35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....41
［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］.....41
［テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援］.....70
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】.....90
［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］.....90
［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］.....99
［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］.....105
［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］.....109
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....116
［テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］.....116
［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］.....119
［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］.....123

1. 自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人および短期大学の沿革

精華女子短期大学（以下、本学という）の母体である学校法人精華学園（以下、本学園という）は建学の精神を「仏教精神に基づく人格教育」とし、報恩感謝と感恩慈愛の心を伝えることを基盤に、明治時代から一貫して「温雅にして有能、明敏にして着実、日本的にして世界的な女性」の育成をという創設者のひたむきな情熱のもと博多の地に設立された。明治４２年の福岡高等裁縫研究所を創立して以来、幾多の変遷を経ながら発展を続け、昭和２３年に精華女子高等学校、昭和４２年には本学が設置を認可され、平成２１年１１月には精華学園創立１００周年記念式典を執り行った。精華学園が創立１００周年を迎えるにあたっては、平成１４年７月の精華女子高等学校立花寺グランド新設に始まり、平成２２年１月の精華学園歴史資料室開設披露まで３０件に及ぶ事業･行事を展開し、現在、１１５年目に至っている。

＜学校法人の沿革＞

明治４２年	福岡高等裁縫研究所開設
大正１４年	福岡高等裁縫研究所から吉田裁縫女学校へ改称
昭和　３年	精華高等裁縫女学校開設認可 吉田裁縫女学校を精華女塾と改称し精華高等裁縫女学校に併置
昭和　４年	精華高等裁縫女学校開校
昭和　８年	精華高等裁縫女学校から精華女学校へ改称
昭和２２年	学制改革により精華女子中学校の設置認可 「財団法人精華女学校」設立認可
昭和２３年	学制改革により精華女子高等学校設置認可 「財団法人精華女学校」から「財団法人精華学園」へ改称
昭和２６年	精華女塾廃止 私立学校法により「財団法人精華学園」から「学校法人精華学園」へ改称
昭和３３年	精華女子中学校廃止
昭和４２年	精華女子短期大学設置認可
平成　６年	精華女子高等学校商業科から情報ビジネス科へ改称
平成１６年	精華女子高等学校　入学定員 500 名→400 名へ入学定員の変更
平成２１年	精華女子高等学校看護科・看護専攻科設置認可
平成２４年	精華女子高等学校情報ビジネス科廃止

＜短期大学の沿革＞

昭和４２年	精華女子短期大学家政科（家政専攻　入学定員 50 名・食物栄養専攻　入学定員 100 名）設置認可
昭和４２年	初代学長　戸田忠雄就任

昭和４５年	専攻科家政専攻（入学定員 25 名）設置認可
昭和４６年	幼児教育科（幼稚園教諭養成課程　入学定員 50 名）設置認可
昭和５６年	学長代行　支倉サツキ就任 第２代学長　竹重順夫就任
昭和５７年	幼児教育科　入学定員 50 名→100 名へ変更
昭和５８年	幼児教育科（保母[現保育士]養成課程）設置認可
昭和５９年	第３代学長　藤野博就任
平成　２年	第４代学長　佐々木元賢就任 家政科（家政専攻・食物栄養専攻）から生活科学科（生活科学専攻・食物栄養専攻）へ名称変更
平成　９年	第５代学長　下澤亮介就任
平成１２年	学長代行　川上房子就任 生活科学科生活科学専攻　入学定員 50 名→100 名へ変更
平成１３年	第６代学長　山本孫兵衛就任
平成１４年	専攻科家政専攻廃止
平成１５年	生活科学科生活科学専攻から生活科学科生活総合ビジネス専攻へ名称変更 専攻科保育福祉専攻（入学定員 25 名）設置認可
平成１６年	専攻科保育福祉専攻[介護福祉士養成施設]（入学定員 35 名）指定
平成１６年	生活科学科生活総合ビジネス専攻　入学定員 100 名→50 名へ変更 幼児教育科　入学定員 100 名→150 名へ変更 専攻科保育福祉専攻　入学定員 25 名→35 名へ変更 幼児教育科から幼児保育学科へ名称変更
平成１９年	学長代行　菱谷信子就任
平成２２年	第７代学長　井上雅弘就任
平成３０年	学長代行　菱谷信子就任
平成３１年	第８代学長　山田耕路就任
令和　５年	学長代行　山下耕平就任

（2）学校法人の概要

令和５年５月１日現在の学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員および在籍者は下記の通りである。

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
精華女子短期大学	福岡市博多区南八幡町 2 丁目 12 番 1 号	335	635	396
精華女子高等学校	福岡市博多区住吉 4 丁目 19 番 1 号	400	1280	1062

（3）学校法人・短期大学の組織図

令和５年５月１日現在の学校法人および短期大学の組織図は下記の通りである。

＜学校法人の組織図＞

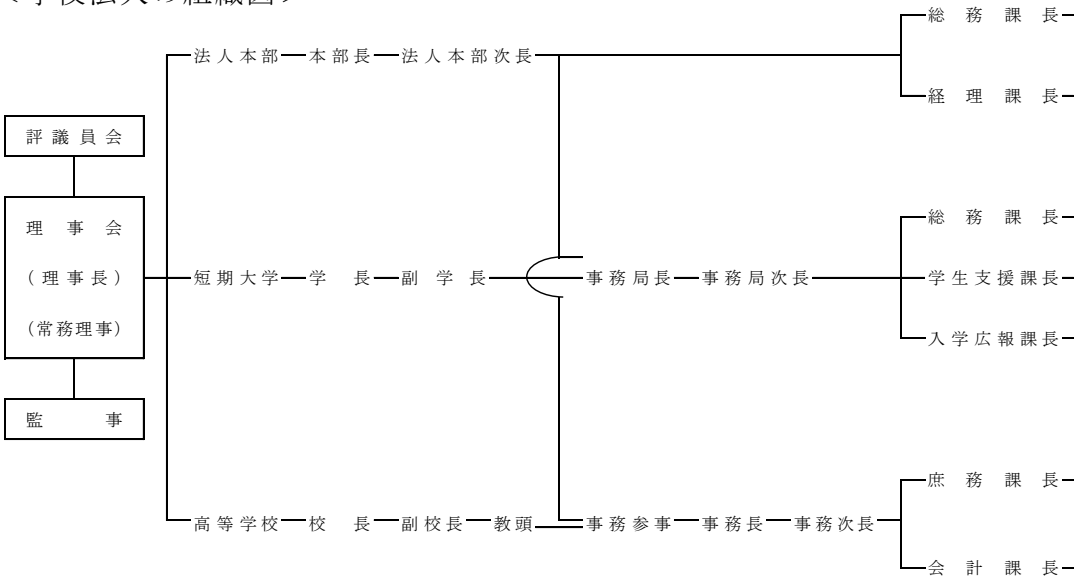

＜短期大学の組織図＞

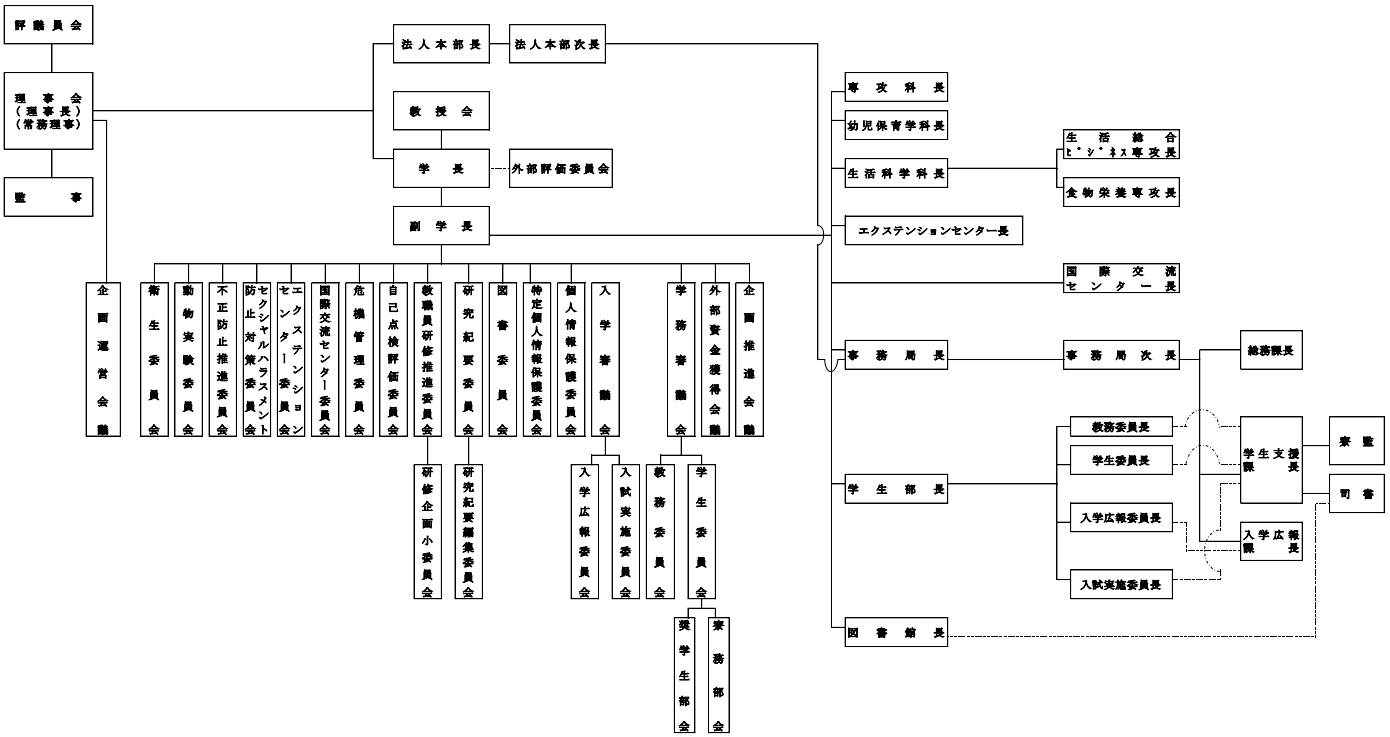

（4）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

・立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在地は、福岡市博多区にあり敷地の一部は福岡県春日市にまたがる。また、福岡市南区とも隣接しこれらの市区より通学する学生も多い。福岡市の人口は１，６３２，７１３人（令和５年３月現在）であり、令和２年の国勢調査の結果、福岡市の人

口は、東京都特別区部を含め第６位となった。人口動態は、自然動態、社会動態ともにプラスで推移しており、今後とも人口増加が見込まれる。

福岡県春日市は、福岡市の住宅街として発展し、人口１１２，４７８人（令和５年３月現在）となった。人口動態は安定的に推移している。本学の立地、および隣接する福岡市博多区、南区、福岡県春日市の総人口は約６３６千人になる。(令和５年３月現在)

・学生の入学動向：学生の出身地別人数および割合

本学は、過去九州一円から入学者を集めていたが、近年は福岡県を中心に北部九州出身者が多くなってきた。この傾向は今後も続くと考えられる。学生の出身地別人数および割合は下表の通りである。

地域	平成 30（2018）年度		令和元（2019）年度		令和 2（2020）年度		令和 3（2021)年度		令和 4（2022)年度	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
山口	5	1.8	6	2.7	1	0.4	11	4.1	6	2.6
福岡	187	65.6	146	66.4	191	72.1	192	70.8	164	71.3
佐賀	4	1.4	8	3.6	8	3.0	3	1.1	3	1.3
長崎	21	7.4	8	3.6	19	7.2	12	4.4	13	5.7
熊本	18	6.3	12	5.5	11	4.2	15	5.5	6	2.6
大分	13	4.6	10	4.5	7	2.6	7	2.6	9	3.9
宮崎	13	4.6	11	5.0	12	4.5	10	3.7	13	5.7
鹿児島	12	4.2	11	5.0	7	2.6	12	4.4	9	3.9
沖縄	6	2.1	2	0.9	5	1.9	5	1.8	4	1.7
その他	6	2.1	6	2.7	4	1.5	4	1.5	3	1.3
計	285	100.0	220	100.0	265	100.0	271	100.0	230	100.0

・地域社会のニーズ

本学の立地する福岡市とその周辺は、人口も伸び都市機能も充実している。商業都市として発達し、ビジネスや食関連産業から本学への期待は大きい。同時に、高齢社会、待機児童問題なども顕在化し保育者や福祉サービスの人材養成を行う本学は地域ニーズに応えている。

・地域社会の産業の状況

福岡市は九州の政治経済の中心であり、古くから商業都市として栄えた。現在も、第三次産業に従事する者の割合は政令指定都市の中でも最高である。小売業、ビジネス支援関連産業、教養・生活関連産業が盛んである。

・短期大学所在の市区町村の全体図

（5）課題等に対する向上・充実の状況

①前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ　教育資源と財的資源　［テーマＢ　物的資源］ ○生活科学科生活総合ビジネス専攻の入学定員超過を改善し、適切な教育条件の保全に留意すること。
(b) 対策
生活科学科においては、生活総合ビジネス専攻の定員超過が続いているが、学科全体では定員充足に至っていないのが現状である。定員超過となっている生活総合ビジネス専攻では、教育の質を落とさないために、演習系科目は２クラスに分けて授業を行い、各クラスにアドバイザーを１名ずつ配置して学習指導等を行う。
(c) 成果
学習成果の一つである GPA、就職率および資格取得数で比較したところ、例年と同等の結果となっており、定員超過となってはいるものの上記対策により教育の質は確保されていると思われる。

②上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞ 生活総合ビジネス専攻および食物栄養専攻において、社会情勢やニーズに即した科目、取得資格の見直しを図る。

(b) 対策
学習成果の一つとして卒業生の動向調査および就業先での評価について卒業生の就業力調査で得られた質的・量的データを活用し、教育課程の見直しや学習成果の評価、就職支援等に活用できるよう全学的に取り組む。
(c) 成果
令和３年度に、生活総合ビジネス専攻が長期キャリア形成を見据えたカリキュラムの変更を、また食物栄養専攻も時代のニーズに即した取得資格等の見直しに伴うカリキュラムの変更を行った。それに伴い「卒業認定・学位授与の方針」および「教育課程の編成・実施の方針」について規程内容の見直しおよび変更を行い、令和４年度より施行した。

③前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項および指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等
なし

④評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」および「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況および施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人および短期大学は、指摘事項およびその履行状況

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況
なし

（6）短期大学の情報の公表について

・令和５（２０２３）年５月１日現在

① 教育情報の公表について

No.	事　項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	学生便覧、本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
2	卒業認定・学位授与の方針	学生便覧、本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
3	教育課程編成・実施の方針	学生便覧、本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
4	入学者受入れの方針	学生便覧、本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
5	教育研究上の基本組織に関すること	本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること	本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
7	入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること	本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
8	授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること	学生便覧、シラバス、本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
9	学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	学生便覧、本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
10	校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること	学生便覧、本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	学生便覧、本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）
12	大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること	学生便覧、本学ホームページ（https://www.seika.ac.jp/publicity）

② 学校法人の情報の公表・公開について

事　項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	本学ホームページ （https://www.seika.ac.jp/publicity） 学園報

（7）公的資金の適正管理の状況（令和４（２０２２）年度）

・公的資金の適正管理の方針および実施状況

公的資金の管理については、法令および寄附行為等、別に定めのある場合のほか、「学校法人精華学園経理規程」に基づいて適正に行われている。

経理は法人本部において統括され（規程第４条）、学校会計と事業会計に区分され（規程第６条）、それぞれの区分で短期大学の予算単位に属するものが本学の公的資金管理の対象となる（規程第７条）。予算については、会計年度ごとに、事務局長および経理責任者（予算管理事務責任者）を中心として、学長、学生部長、各学科・専攻長、専攻科長、図書館長、エクステンションセンター長、国際交流センター長等の意見を取り入れて編成された予算原案をもとに理事長が予算案を評議員会に諮問し、理事会の審議を経て決定される（規程第４４、４５条）。

予算の執行は、すべて起案書による関与決裁権者の稟議を経て、理事長、法人本部長の承認を得て行われている（学校法人精華学園稟議規程）。予算の収支状況および財政状態は、予算管理事務責任者から理事長、法人本部長および事務局長に月次決算および年度決算が報告され、必要な場合には理事長の判断により適宜修正することができ、予算執行の適正運営が行われている（経理規程第４６～５３条）。会計年度末の決算書は、監事の監査を受けた後に理事会において承認され、評議員会に報告される。なお、本学の研究費については、「精華女子短期大学研究費支給規程」の定めるところにより学科・専攻、専攻科に支給され、科学研究費補助金等も含めて「精華女子短期大学における公的研究費の不正防止等に関する規程」の定めるところにより適正管理を図っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

・自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学では、自己点検・評価、相互評価および認証評価に関する規程に基づき、自己点検･評価委員会を組織している。構成員は、学長、自己点検・評価委員長、図書館長、学生部長、教務委員長、学生委員長、入試実施委員長、入学広報委員長、専攻科長、幼児保育学科長、生活科学科長、食物栄養専攻長、生活総合ビジネス専攻長、国際交流センター長、エクステンションセンター長および事務局長である。

（令和４年度）

自己点検・評価委員会委員：山田耕路（学長）、阪田直美（自己点検評価委員長）、緒方まゆみ（図書館長）、山下耕平（学生部長、入試実施委員長、入学広報委員長、生活科学科長）、武部幸世（教務委員長）、三好伸幸（学生委員長）、角　眞由美（専攻科長）、

朝木徹（幼児保育学科長）、古田吉史（食物栄養専攻長）、庄野千鶴（生活総合ビジネス専攻長、国際交流センター長）、元田幸代（エクステンションセンター長）、安達浩幸（事務局長）

・自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

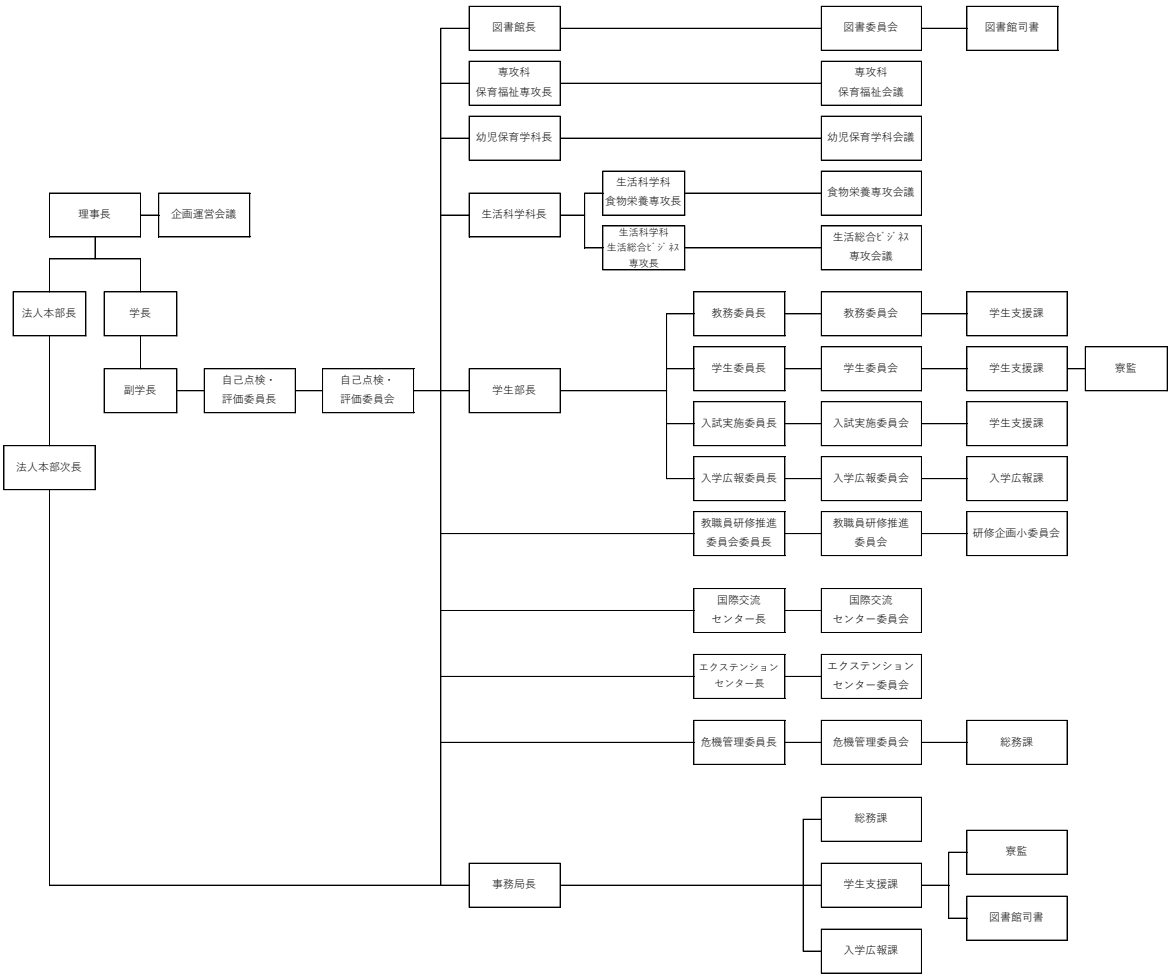

・組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価については、教育の継続的な質の保証を図り、社会的に魅力ある短期大学として存在するため、自己点検・評価の組織図で示した通り、まず各学科・専攻、各種委員会、各事務部署において、各々の長が責任者となり、年度初めに学長から指示された事業計画に基づき、各学科・専攻会議、各種委員会および各事務部署の打ち合わせ会議において、当該年度の事業計画（年度目標）を立案する。

立案した事業計画（年度目標）は自己点検･評価委員会および理事長が諮問する企画運営会議において各々の責任者が提案し、年度途中に中間報告、年度終わりに報告をして、自己点検・評価に努めており、学内全体の活動に対しての改善方法を考えていくPDCA サイクルが機能している。

・自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和４（２０２２）年度を中心に）

①令和４年６月２１日
自己点検・評価委員会を開催し、令和３年度自己点検・評価報告書の作成に向けたスケジュール、担当者、期限等の確認を行う。

②令和４年１０月３１日
本学ウェブサイト「情報の公表」（https://www.seika.ac.jp/publicity）に令和３年度自己点検・評価報告書を公開する。

③令和５年１月１９日
学生代表者懇談会を開催する。

④令和５年１月２６日
教職課程自己点検・評価報告書の作成に向けての会議を開催する。

⑤令和５年２月２１日
外部評価委員会を開催する。

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

＜根拠資料＞

提出資料

1：２０２１学生便覧
2：２０２２学生便覧
3：本学ウェブサイト
4：２０２３大学案内

備付資料

Ⅰ-1：学園創立１００周年記念誌
Ⅰ-2：精華女子短期大学５０周年記念誌
Ⅰ-3：学園報
Ⅰ-4：学内オリエンテーション計画表・配布資料
Ⅰ-5：理事会議事録（令和２年度～令和４年度）
Ⅰ-6：福岡西ロータリークラブの精華女子短期大学への教育支援に関する協定書
Ⅰ-7：春日市教育委員会との包括的連携協定書
Ⅰ-8：福岡市南区との連携に関する協定書
Ⅰ-9：令和４年度正課外講座 HP
Ⅰ-10：正課外講座（令和４年度）資料
Ⅰ-11：南区子ども大学パンフレット
Ⅰ-12：令和４年度南区出前講座（大学版）案内（福岡市南区 HP）
Ⅰ-13：「いきいきシニアのためのかんたんレシピ料理教室」
Ⅰ-14：精華女子短期大学コミュニティオーケストラ　定期演奏会パンフレット
Ⅰ-15:精華女子短期大学コミュニティオーケストラ　キャンパスコンサート ホームページ
Ⅰ-16：学園祭資料
Ⅰ-17：「親子食育講座」資料
Ⅰ-18：令和４年度「介護職実践セミナー要旨集」
Ⅰ-19：３短大合同介護職実践セミナープログラム

提出資料-規程集

24：エクステンションセンター規程

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

(2)　建学の精神は教育基本法および私立学校法に基づいた公共性を有している。

(3)　建学の精神を学内外に表明している。

(4)　建学の精神を学内において共有している。

(5)　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学園の起源は、学園創設者が女性の社会的自立を願い明治４２年に設立した福岡高等裁縫研究所に遡る。敬虔な仏教信徒であった創設者は、自立の手段としての職業教育・教養教育に留まらず、仏教精神の真髄である「感恩慈愛」、「報恩感謝」の心を主とした人格教育に力を注いだ。本学園は、平成２１年１１月に精華学園創立１００周年記念式典を執り行った。創立１００周年を迎えるにあたっては、平成１４年７月の精華女子高等学校立花寺グランド新設に始まり、平成２２年 1 月の精華学園歴史資料室開設披露まで３０件に及ぶ事業･行事を展開し、現在、１１５年目に至っている。(備付-Ⅰ-1)

本学は、昭和４２年、当時学園の理事長であった創設者が提唱した『仏教精神に基づく人格教育』という建学の精神のもとに発足し、戸田忠雄初代学長は、建学の精神に則り、教育理念を『誠・和・愛』と定めた。爾来、教育理念の理解を容易にするために、創設者の遺訓に従って、『誠』を「気魄の真情で事に尽くすこと」、『和』を「気持ち・雰囲気が温雅で調和を保っていること」『愛』を「広く身のまわりから受けた恩を心から慈しむこと」との注釈を付けて学生への啓発を図ってきたが、平成２２年度より、建学の精神との関連の理解をいっそう深めるために、仏教精神における「身の周りのすべての存在への感謝、とりわけ人間として生まれたことへの感謝」の印として、『誠の心で人として生き、和の心で人と共に生き、愛の心で人の為に生きる』ことの大切さを学生に伝えることを新たに加えた。

本学では、この教育理念を掲げ、変動する社会のニーズに応えて柔軟に改変する「不易流行」の教育によって、現代社会において「自律実践」、「自立貢献」できる女性の育成に努めている。

本学設立以来５４年間不変である建学の精神と教育理念については、入学式、卒業式、学内・学外オリエンテーション等の各種行事、学園報や学生便覧、大学案内、仏教法話を通じて学内の学生・教職員および保護者に表明している。また、建学の精神『仏教精神に基づく人格教育』および教育理念『誠・和・愛』の掲示額を教室や会議室等、全室正面に設置し日々、学生と教職員の目にふれるようにしている。さらに「大学案内」等の印刷物や HP 等を通じて、本学受験生やその保護者、地域の方々にもそれを表明している（提出-1、提出-2、提出-3、提出-4、備付-Ⅰ-1、備付-Ⅰ-2、備付-Ⅰ-3)。

建学の精神については、入学式、卒業式の理事長、学長の式辞、新入生オリエンテーション、学内・学外オリエンテーション、仏教法話、授業等を通して日常的に理解を深め、学生、教職員で共有するよう努めている。とくにこの数年は、事業計画の重点事項として「建学の精神の具現化」を取り上げ、その一環として仏教法話を各学科・専攻課程の必修講座にするとともに、平成２４年度からは、学内オリエンテーションにおいて「建学の精神を考える集い」を実施してきたが（備付-Ｉ-4)、令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「建学の精神を考える集い」の動画を作成し、学科内オリエンテーションの中で視聴した。

また、教職員については、理事長・学長の年度始めの事業計画や教職員研修会での理事長・学長講話、仏教法話等で継続的に共有を図っている。さらに保護者に対しても入学式・卒業式のみでなく、後援会総会や保護者懇談会の代表者あいさつ等で紹介し、共有できるようにしている。

本学全体の建学の精神および教育理念は創立以来現在に至るまで基本的には変わっていないが、毎年度、常任理事会で建学の精神に根ざした教育理念について討議し、学園理事会で最終承認を受ける体制をとっており、定期的な確認を行っている（備付-Ｉ-5)。各学科・専攻課程の教育目標についても、各学科・専攻会議で定期的に点検を行っている。各学科・専攻課程においては各学科・専攻課程の名称変更、教育内容や資格・免許等の改変を伴う場合には建学の精神を基盤として、各学科・専攻課程の教育目標の変更も行っており、その場合は理事会、教授会に必ず諮るようになっている。

［区分　基準Ｉ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

(2)　地域・社会の地方公共団体、企業（等)、教育機関および文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3)　教職員および学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ｉ-A-2 の現状＞

仏教精神に基づく建学の精神の柱である『誠・和・愛』の教育理念のもと、大学の重要な使命である「開かれた学びの場」の具現化の一つとして、平成１５年度にエクステンションセンターを設置した（規定-24)。このセンターは、学生および社会人等に対して、対学内サービスとしての正課外教育および対学外サービスとしての大学開放教育を実施することを目的としている。以前より「公開講座」、「ブラッシュアップセミナー」と称して実施してきた正規授業科目以外の教育プログラムを組織替えし、平成１５年度から正課外講座として、これまで培った教育のノウハウや研究の蓄積を駆使した実践的で分りやすい内容の様々な講座を開講してきた。

令和４年度の地域社会に向けた正課外講座は１０件（成果発表２件を含む)、予定していたが、実施できた講座は、コミュニティオーケストラ、「弦楽器を奏でよう！」講座、「管楽器を奏でよう！」講座、コミュニティオーケストラ第１９回定期演奏会の４件を実施、残りの６件は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となった。公開講座は１件、地域社会の行政、商工業、教育機関および文化団体等との交流活動は９件実施した。その他にも、「保育リカレント講座」を、保育者を対象として実施した。

平成２７年度より福岡西ロータリークラブとの間で教育支援に関する協定を結んでおり、所属する団体や企業から講師を派遣していただきキャリア教育を実施しているが、令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためホテルおよび医療業界から講師を招いた講演は実施されなかった（備付-Ⅰ-6)。

地域社会の行政、商工業、教育機関および文化団体等との交流・連携活動のうち多くの活動は、教職員および学生の自発的参加・協力により実施されており、無償かつ社会公益性を持っており、ボランティア活動とも言える。

また、本学が春日市との境界に位置していることから、平成２３年１２月に春日市と「包括的連携協定（教育交流協定)」を結び、春日市との連携を図っている。平成２８年１２月には、南区大学連絡会議構成校（７大学・短大）の一員として福岡市南区と「包括連携協定」を結び、福岡市南区との連携も図り、地域社会に根ざしたコミュニティカレッジを目指している（備付-Ⅰ-7、備付-Ⅰ-8)。令和４年度南区大学連絡会議関連活動では、「南区こども大学」および「南区出前講座（大学版)」の講座実施、宮竹公民館(宮竹校区社会福祉協議会)活動支援を行った。「南区こども大学」は４講座を実施した。「南区出前講座（大学版)」は実施した講座は５講座であった。宮竹公民館(宮竹校区社会福祉協議会)活動支援では３回活動を行った。(備付-Ⅰ-9、備付-Ⅰ-10、備付-Ⅰ-11、備付-Ⅰ-12、備付-Ⅰ-13)

コミュニティオーケストラの講座は、新型コロナウイルス感染状況により休止とした期間もあるが、感染防止対策を行い実施し、第１９回定期演奏会を実施した。地域の方々にオーケストラの団員として継続してご参加いただいており、地域に根をおろした活動となっている（備付-Ⅰ-14、備付-Ⅰ-15)。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）については以下の活動により、積極的に実施している。全学的な活動として、毎年１１月上旬に本学の学園祭である忍冬（すいかずら）祭を行っている。忍冬祭は「（１）各学科・専攻課程およびクラブ活動における日頃の学習成果、活動成果を披露する、（２）忍冬祭を通じて、学生相互、学生と教職員の交流を深め、今後の学生生活を有意義なものにする、（３）地域や学外の方々に本学を理解していただき、交流を深める」の３つの趣旨のもと開催している。毎年来学してくださる周辺住民の方も多く、協賛金においてもご協力を頂いている。令和４年度のテーマは「千紫万紅（せんしばんこう）」であった（備付-Ⅰ-16）。令和４年度は、新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら、本学の学生と教職員のみを対象として対面での実施を再開した。本学の学生と教職のみでの実施となったため、令和４年度の主な趣旨としては「（１）各学科・専攻課程およびクラブ活動における日頃の学習成果、活動成果を披露する」「（２）忍冬祭を通じて、学生相互、学生と教職員の交流を深め、今後の学生生活を有意義なものにする」ことの重点を

置き行った。

幼児保育学科では、代表委員会およびゼミ等による地域貢献、ボランティア活動を実施している。代表委員会では、保育所・幼稚園におけるオペレッタ実践を行っているが、令和４年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オペレッタの動画を作成し、HP 等と活用して配信した。(提出資料 3) また平成２１年度からは学校周辺の清掃活動を継続して実施している（令和４年度は１回)。その他にも、学生のゼミ活動の一環として、地域の子育てサロンや保育園行事への参加や地域の親子を対象とした「運動あそび広場」の開催などの地域貢献によるボランティア活動を実施している。これまで実施を行ってきた「運動あそび広場」は新型コロナウイルス感染予防対策を兼ねて、令和４年度では「子どもスポーツ教室」へと変更し、同一の対象者への複数回の運動教室を開催した。また、平成３０年度より施設実習に向けた実習指導において多様な施設におけるボランティア活動を課しており、学生の社会的活動を積極的に促しているが、令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じ学生のゼミ活動の一環として宮竹公民館における子育てサロンに参加した。

生活科学科食物栄養専攻では、南区主催のシニア向け料理教室や子ども大学での「親子食育講座」、地域食品会社とのコラボパンの開発・販売、総菜店とのメニュー開発・販売など多方面で地域貢献を実施している（備付-Ⅰ-10、備付-Ⅰ-11、備付-Ⅰ-13、備付-Ⅰ-17)。

生活科学科生活総合ビジネス専攻では、南区こども大学との連携の「夏休み！キッズプログラミング教室」を開催している。また毎年学園祭において、各模擬店売上金の一部を集め専攻全体として寄付活動を行っているが、昨年度に引き続き今年度も模擬店の出店がなかったため寄付活動が実施できなかった。

専攻科保育福祉専攻では、キャリア形成プログラム（PCF）の一つとしてデイサービス施設訪問（出前せいかよかよか倶楽部）にて高齢者との交流、７月と１０月の日の出町公民館（春日市）、NPO 法人そよかぜ「人の駅」（博多区）で地域住民との交流を例年実施している。令和４年度も開催予定としていたが新型コロナウイルス感染拡大防止のため全て中止した。

毎年、学生と教員が委員として参加している「つながるカイゴプロジェクトＲｅLife」は１０月にリモート配信となった。本学委員学生２名はリモート出演し他の学生は簡単介護予防体操など録画画像で参加を行った。１２月には、専攻科での介護の学びの集大成として介護実習施設関係者、福岡市役所職員や保護者の方々を招待し、専攻科学生による「介護職実践セミナー」を開催した。(備付-Ⅰ-18)。２月には、福岡県内で介護福祉士養成１年課程を有する九州大谷短期大学、東筑紫短期大学および本学専攻科学生との「３短大合同介護職実践セミナー」を開催予定であったが感染予防として冊子のみを作成し３短大学生に配布した（備付-Ⅰ-19)。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

本学園の建学の精神「仏教精神に基づく人格教育」および本学の教育理念は、人間教育の根幹をなすもので、その意味するところは極めて深く、カリキュラムが過密な短

期大学の２年間で十分に教育できないのが最大の課題である。また、学習の成果が人生観や価値観の形成を指す非認知的な成果であり、成果を測定しにくいことも課題である。しかし、本学園の建学の精神および本学の教育理念を全学生に伝え、卒業後の人生の規範又はキャリア形成におけるキャリアアンカーとすることが、本学のミッションであり、必要不可欠な教育として点検・改善を続け、社会から、精華女子短期大学の学風は「感謝の心」「思いやりの心」「誠・和・愛の心」と評価されるように努力する必要がある。

平成１５年度より本学では正課外講座として多くの講座を開設している。時代の要請とともに講座の内容も変遷してきたが、当初より継続して開講する息の長い講座も少なくない。講座の中には定員に達していないものもあることから、引き続き広報の方法についての検討が必要である。

多くの活動は継続して実施しているものである。交流・連携の内容については、担当部署が随時見直しを行いながら実施している状況であるが、交流・連携の内容については、今後も検討していく必要がある。

短期大学という本学の特性上、ボランティア活動を行う時間には制限があり、その中で学生達はボランティア活動等を行っているが、活動の方策を多様に工夫することでまだ活動できる余地もあると思われる。さらに地域・社会貢献を行うことができるようボランティア活動等の多様な方策を探っていく必要がある。

各学科・専攻課程の地域活動等について、本学は社会に貢献する有能な人材の育成を目指している。そのため、幼児保育学科では、在学中に地域社会における子どもから高齢者まで、様々な人と触れ合う活動を体験することが望まれる。ゼミや実習指導、代表委員会、クラブ活動の一環として、さまざまな活動を展開しており、各活動へ学生が参加している。地域から学び、これを糧として専門職業人としての成長が期待される。生活科学科食物栄養専攻では、栄養・健康の分野で在学中に地域社会での活動を経験することが望ましい。これらの活動を通じて学生たちは地域からのニーズを学び、食と栄養の面で地域の高齢者や障がい者をはじめ、様々な方々の健康促進に寄与するだけでなく、地域活性にもつながると考えられる。令和４年度については、新型コロナウイルス感染症対策を講じ子ども大学での「親子食育講座」を実施した。参加学生は一部ではあるが、１年次から興味を示し参加を希望する学生も増えている。このようなアクティブラーニングにつながる活動は、専門職業人としての成長が期待されることから、さらなる成長の場の開拓に努めたい。学生が在学中に地域の一員として、地域の課題を理解し、「様々な制約条件のもと、答えのない問題に最善解・最善策」を導く体験をすることが望ましい。そのため、生活科学科生活総合ビジネス専攻では、平成２７年度入学生より２年次に「フィールドワーク」を開講するようカリキュラムを変更した。この学習をとおして、学生たちが地域の課題を把握し、これまでの学習の重要性を実感するとともに、自分のやるべき方向性や協働・共生を理解していくことが、キャリア形成およびビジネス実務能力向上に寄与すると思われる。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかったが、専攻科保育福祉専攻では、キャリア形成プログラムの取り組みとしてデイサービス施設訪問や、高齢者コミュニティケアとしての「出前せいかよかよか倶楽部」を開催し、地域の高齢者の方々と学生との交流の場

を持っている。地域に暮らす高齢者の方々のニーズを理解し、より良い地域社会になるために何をすべきかを考えることができる、介護の専門職としての成長が期待される。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

本学園の建学の精神「仏教精神に基づく人格教育」および本学の教育理念は、人間教育の根幹をなすもので、その意味するところは極めて深く、その真髄を学生に伝え人生の規範又はキャリア形成におけるキャリアアンカーとすることが、本学のミッションである。従って、毎年度の事業計画の重点項目として、仏教精神の具現化を取り上げ、学生への啓発の強化を図っている。平成２４年度より、入学式直後のオリエンテーションにおいて「建学の精神を考える集い」を実施している。また、建学の精神に関する学生の認識状況等の量的データを収集して点検する必要があり、キャリアプランニングシートや履修カルテ等を活用して教育効果の改善に努めている。

地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の実施に関しては、各学科・専攻並びに専攻科において講座内容の吟味を行うとともに、情報発信の方法について検討を行ってきた。具体的には、HP への講座案内の掲載内容とその時期、講座実施後の実施報告の掲載、正課外講座チラシの効果的な配付方法・場所の検討、協定を結ぶ地域自治体との連携による情報発信方法などである。また、春日市や福岡市などの地域行政、商店街や町内会などのコミュニティ、さらには子育て、介護、食育、農政など本学の専門性を活かした交流と連携の接点をこれからも強固にしつつ、さらに新しい展開を模索していく。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

＜根拠資料＞

提出資料

8：２０２２年度授業計画（syllabus）

9：２０２３学生募集要項

備付資料

Ⅰ-18：令和４年度「介護職実践セミナー要旨集」

Ⅰ-19：３短大合同介護職実践セミナープログラム

Ⅰ-20：令和４年度カレッジアワー一覧表

Ⅰ-21：各学科・専攻課程別　学外オリエンテーション資料

Ⅰ-22：履修カルテ（幼児保育学科）

Ⅰ-23：幼児保育学科履修カルテ自己評価集計結果

Ⅰ-24：キャリアプランニングシート（幼児保育学科、食物栄養専攻、生活総合ビジネス専攻、専攻科保育福祉専攻）

Ⅰ-25：２０２２年度幼児保育学科１年生・２年生教育・指導評価集計結果

Ⅰ-26：幼児保育学科キャリアプランニングファイル

Ⅰ-27：卒業生の就業力調査票および調査結果

Ⅰ-28：実習訪問報告書（幼児保育学科、食物栄養専攻、専攻科保育福祉専攻）

Ⅰ-29：生活総合ビジネス専攻令和元年度インターンシップ 実習先企業・施設からの評価

Ⅰ-30：生活科学科生活総合ビジネス専攻がサポートする資格・検定一覧表

Ⅰ-31：広報活動事前説明会資料

Ⅰ-32：教職課程再課程認定申請書

Ⅰ-33：指定保育士養成施設の変更承認申請書

Ⅰ-34：定期試験結果

Ⅰ-35：GPA 一覧表

Ⅰ-36：令和２年度～令和４年度　職種別就職状況

Ⅰ-37：実習評価表（幼児保育学科、食物栄養専攻、専攻科保育福祉専攻）

Ⅰ-38：栄養士法施行規則

Ⅰ-39：栄養士養成のための栄養学モデル・コア・カリキュラム

Ⅰ-40：食物栄養専攻自己評価集計結果

Ⅰ-41：全国栄養士養成施設協会実力認定試験結果

Ⅰ-42：自己点検・自己評価資料（生活総合ビジネス専攻）

Ⅰ-43：介護福祉士国家試験結果

Ⅰ-44：専攻科教育・指導評価における学生アンケート結果

Ⅰ-45：２０２２年度幼児保育学科ゼミ発表会要旨集

Ⅰ-47：令和４年度「食物栄養セミナー研究発表会」要旨集

Ⅰ-48：令和４年度「食物栄養セミナーレポート」

Ⅰ-49：２０２２年度「生活総合ゼミナール発表会リーフレット」
Ⅰ-50：令和４年度カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリング

提出資料-規程集
56：学則
87：幼児保育学科の学外実習に関する実習資格基準内規

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
(2)　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
(3)　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

各学科・専攻課程とも、それぞれの教育目的は学則を中心に明確に規定され、それは建学の精神に則っている。すなわち、変動する社会のニーズに応えて柔軟に改新する「不易流行」の教育によって、現代社会において「自律実践」、「自立貢献」できる女性をめざし、幼児保育学科では福祉の心を持った温かで有能な保育者を、生活科学科食物栄養専攻では社会で幅広く活躍できる優秀な職能を身につけた「健康科学のプロ」としての栄養士を、生活科学科生活総合ビジネス専攻では地域社会の多様な分野で活躍できるコミュニケーション力の豊かな職業人(各種実務者)を、専攻科保育福祉専攻では福祉の心に根ざした実践的な介護福祉士と保育者を育てることを教育目標としている。

（１）幼児保育学科

本学科の教育目標は、福祉の心を持った温かで有能な保育者の養成であり、卒業までに身に付けることとして次のことが求められる。

①保育者として必要な専門知識・技能を修得している。
②保育に関する知識・技能を生かし、多面的に考察し、様々な状況に対応することができる。
③子どもを取り巻く様々な問題に関心を持ち、主体的に保育に臨むことができる。
④慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる実践力を身につけている。

この目標達成のため、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格取得を中心にした教育課程を編成している。特に保育現場での保育・教育実習を柱として、その事前・事後の学習に重点を置いている。教養科目では心理学や女性学、生物学、英語、情報処理などの一般教養科目を開講し、専門科目では保育の本質・目的、保育の対象の理解などの原理系の科目や保育の内容・方法などの技能系の科目を配して知識や技術が

十分に身につくようにしている。学生には学内・学外オリエンテーション、カレッジアワー、実習指導を通じて教育目標を伝達・確認している。令和４年度は新型コロナウイルス感染拡大防止により学外オリエンテーションが開催できなかったが、学科専攻別オリエンテーションや保育基礎ゼミにおいて、伝達・確認を行った。また、オープンキャンパスや Web 上のシラバスにおいて教育目標を表明している。教育目標の点検については、学科会議において、履修カルテおよびキャリアプランニングファイルにおける学生の学習成果の査定、幼児保育学科教育・指導評価における学生アンケート結果、および卒業生の就業力調査による就職先からの学習成果の評価に基づき検討しており、地域・社会の要請に応えた人材育成および教育の向上、充実のための PDCA サイクルを実働させている（提出-8、備付-Ⅰ-20、備付-Ⅰ-21、備付-Ⅰ-22、備付-Ⅰ-23、備付-Ⅰ-24、備付-Ⅰ-25、備付-Ⅰ-26、備付-Ⅰ-27)。

（２）生活科学科食物栄養専攻

本専攻の教育目標は、感謝の心を持ち、社会で幅広く活躍できる優秀な職能を身につけた「健康科学のプロ」としての栄養士を育成することであり、卒業までに次のようなことが求められる。

①栄養士としての必要な専門知識・技能を修得し、多様化する社会のニーズに対応できる能力を有している

②食や健康に関する知識・技能を生かし、人々の疾病予防・健康増進、食育の指導を実践することができる

③食や健康を取り巻く様々な問題に関心を持ち、学習意欲を持続的に高め、努力することができる

④慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる実践力を身につけている。

この目標達成のため、栄養士免許および栄養教諭免許等を中心とした教育課程を編成している。具体的には、基礎科目、栄養士の専門科目として社会生活と健康・人体の構造と機能・食品と衛生・栄養と健康・栄養の指導・給食の運営、職業に関する専門科目、栄養に係る教育に関する科目、教職に関する専門科目等開講している。特に、講義で理論を学び、演習、実習、実験に関する科目で実践力をみがく。つまり、理論と実践の反復学習をすることで、現場で役立つ技術が身につく教育を行っている。学生には学内オリエンテーション、食物栄養専攻基礎ゼミⅠ・Ⅱ、キャリア・デザインⅠ・Ⅱ、各実習指導を通じて教育目標を伝達・確認している。また、オープンキャンパスや Web 上のシラバスにおいて教育目標を表明している。教育目標の点検については、学科会議でキャリアプランニングシートにおける学生の学習成果の査定に基づき検討し、教育の向上、充実のための PDCA サイクルを実働させている（提出-8、備付-Ⅰ-24)。

本専攻での人材育成が地域・社会の要請に応えているかについては、各実習における実習先からの評価や、訪問の際に指導および教育内容等について意見を聞いたものを「訪問記録」として残し、実習終了後、科内で情報を共有し、改善点や今後の方向性について検討している（備付-Ⅰ-28)。また令和元年度より「卒業生就業力調査」を開始し、学習指導等に役立てている（備付-Ⅰ-27)。

（３）生活科学科生活総合ビジネス専攻

本専攻の教育目標は、地域社会の多様な分野で活躍できるコミュニケーション力豊かな職業人(各種実務者)の養成であり、卒業までに次のことが求められる。

①ホスピタリティとマネジメントをベースとした職業能力や専門的知識・技能を修得している。

②ICT の活用等をとおして、様々な状況を多面的かつ柔軟に考察し、的確な判断力と分析力を身につけている。

③くらしやビジネス、そして地域の社会問題を発見し、それらの問題解決に向け、たえず自ら学び続けることができる。

④慈しみの心で人と接し、地域社会に貢献できる実践力を身につけている。

この目標達成のため、本学教育課程ではホスピタリティとマネジメントをベースに、複数の職業実務者に対応したカリキュラムを編成している。具体的には、教育課程を「基礎教養科目」と「専門科目」に大別し、「基礎教養科目」の領域では「社会人基礎力」および「バーバル・コミュニケーション」に分類している。一方、「専門科目」の領域では共通専門科目内に現代ビジネスの基礎、くらしのビジネス、ホスピタリティ、マネジメントに関する科目を配置し、そのうえで複数選択科目の領域ではＩＴアシスタント、医療事務、ホテル・観光・ブライダルに分類し、それぞれ８科目以上の専門科目を配置している。卒業後、社会変動やライフコースの変化に対応できるよう複数の職能を活かしながらくらしを支え地域社会で働き続けるためのホスピタリティとマネジメント力を身に付ける。なお、「IT アシスタント」「医療事務」「ホテル・観光・ブライダル」の全専門分野を同時に学ぶことでホスピタリティとマネジメント力育成の相乗効果をはかっている。そしてこの教育課程は資格認定機関より認定を受け、ビジネス系および医療事務系で７つの資格を発行している(提出-8、備付-Ⅰ-24、備付-Ⅰ-30)。

専攻の教育目的・目標を次のとおり学内外に表明している。まず、学生には学内オリエンテーション、ビジネス基礎ゼミ、キャリア形成ゼミ、インターンシップ事前事後指導を通して教育目標を伝達・確認している。一方、学外に対してはオープンキャンパスや Web 上のシラバス、入学式後保護者向け挨拶、外部評価委員会等においても教育目標を表明している。

そして、教育目標の点検については、学科会議でキャリアプランニングシートにおける学習成果の査定、インターンシップ実習先からの評価および卒業生の就業力調査による就職先から学習成果の評価に基づき検討しており、また本学非常勤講師でもある経営者陣の意見も参考に、地域・社会の要請に応えた人材育成および教育向上・充実のための PDCA サイクルを実働させている（備付-Ⅰ-24、備付-Ⅰ-27、備付-Ⅰ-29)。

（４）専攻科保育福祉専攻

本専攻科の教育目標は、福祉の心に根ざした幅広い教養と専門的知識・技術・人間性に基づいた実践的な介護福祉士、および保育者を養成することである。修了までに次のことが求められる

①介護福祉士として必要な専門知識・技能を修得している。

②福祉や介護に関する知識・技能を生かし、多面的に考察し、様々な状況に対応することができる。
③福祉や介護を取り巻く様々な問題に関心を持ち、ニーズに応え続けようと臨むことができる。
④慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる実践力を身につけている。

乳幼児保育の専門知識が、高齢者や障がい者に保たれている幼児記憶や感性等の心象を深く理解する上で役立つ「保育感性豊かな介護福祉士」の育成である。その目標を達成するため介護福祉士の国家試験受験資格を取得することを含めた教育課程を編成している。具体的には、「介護実習Ⅱ」で行う「介護過程」の展開において担当利用者を受け持ち、深く関わりながら福祉や介護のニーズを見極め、計画立案から評価まで多面的に考察する力を涵養している。このことは幼児保育学科で学んだ知識を、専攻科で学ぶ「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」のカリキュラムに繋げることにより保育・介護・福祉の学びをより質の高いものへと導くことで連携が可能となっている。また、社会人基礎力を身につけるための専攻科独自科目として、「キャリア形成プログラムⅢ」を開講し、社会人基礎力が身につく教育を行っている（提出-8)。教育目標については、オープンキャンパスや Web 上のシラバスにおいて表明している。教育目標の点検については、専攻科教育・指導評価における学生アンケート結果および修了生の就業力調査による就職先からの学習成果の評価に基づき検討しており、地域・社会の要請に応えた人材育成および教育の向上、充実のための PDCA サイクルを実働させている。また、令和元年度よりキャリアプランニングシートの活用に拠っても学習成果を査定している（備付-Ⅰ-24)。このように、各学科・専攻課程においては、教育目標は、それぞれの教育課程を通して卒業時に学生個人が獲得すべき学習成果を明確に示していると言える。各学科・専攻課程の教育目標については、「学位授与の方針」および「教育課程の編成・実施の方針」を学生便覧や HP に記載しており、「入学者受け入れの方針」は学生募集要項に記載して、受験生、保護者、高校教員にも配布している（提出-9)。なお令和３年度、生活総合ビジネス専攻のカリキュラム変更にともない「入学者受け入れの方針」について、また食物栄養専攻のカリキュラム変更にともない「卒業認定・学位授与の方針」および「教育課程の編成・実施の方針」について規程内容の見直しと変更を行った。令和４年度より施行。

また、学内の教職員に対しては、４月に開催される広報活動事前説明会において各学科・専攻課程の教育目的、目標、特徴等の紹介を行い（備付-Ⅰ-31)、学生にはオリエンテーションやカレッジアワー、ゼミを通じて表明している。また、進学説明会やオープンキャンパス時にも受験生、保護者、高校教員に具体的に説明している。各学科・専攻課程の教育目標については、毎年、各学科・専攻会議で点検し、学習成果を査定し、教育の向上、充実のための PDCA サイクルを実働させている。特に、認証評価受審に向けて、学習成果を踏まえた教育目標の点検という視点で、自己点検・評価委員会並びに教職員研修会などで、短大全体としての共通認識を深めるために議論を重ねている。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

（2）　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

（3）　学習成果を学内外に表明している。

（4）　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

本学では、学習成果を「学習の結果としてもたらされた個人の利得(Gain)」、すなわち、本来の意味での Student Learning Outcomes と捉えているので、それぞれの教育課程を通して個々の学生が修得した学習成果の測定や評価について検討されているものの、「学習成果」を明文化した規定はない。その意味において、本学の教育課程により学生の修得すべき知識、技能、態度について到達目標を定め、その達成度という形で学習成果を測定および評価している。

本学が育てるべき人間像は、建学の精神に基づく人間形成を通して、何事も自らを律して実践し、本学の教育課程を通して得た知識・技能・職能によって自立して社会に貢献できる女性、すなわち社会的に自律実践・自立貢献できる女性である。この使命に従って幼児保育学科、生活科学科食物栄養専攻、生活科学科生活総合ビジネス専攻、および専攻科保育福祉専攻を置き、それぞれの学科・専攻において教育目的・目標を掲げ、それぞれの教育課程・教育プログラムに従って社会的自立手段としての専門教育を行うのみでなく、教養教育、仏教法話、課外活動、学生-教職員交流、個別指導、カウンセリング等により、社会人として要求される人間形成に努めている。

専門教育における学習成果は、認知的学習成果として、定期試験、実技試験、口述試験、レポート、論文、資格試験等を通して、学則の定めるところにより達成度を評価している。一方、人格教育や人間形成に関わる教育の学習成果については非認知的学習成果であり測定が困難であるが、外部の実習評価や学生の自己評価等で達成度を評価している。

各学科・専攻課程の教育課程を通して個々の学生が修得すべき学習成果は、各学科・専攻課程の教育目的・目標の設定と「学位授与の方針」に包括している。

各学科・専攻課程の学習成果は以下の通りである。

（１）幼児保育学科

幼児保育学科は、保育者養成施設であるため、教育職員免許法施行規則第２条、第６６条の６に定める科目および児童福祉法施行規則第６条の２第１項第３号の指定保育士養成施設の修業教科目および単位数並びに履修方法に基づいた教育課程による授業を展開している。その他保育・教育に関わる資格取得に対応した教育課程を設けている。教育課程については、毎年見直しを行っている。平成２９年度より、教職課程を有するための課程認定（再課程認定）および保育士養成課程の見直しに伴い、新たな教育課程編成の検討を行い、令和元年度より新教育課程による授業を展開している（備付-Ⅰ-32、備付-Ⅰ-33）。

平成２３年度より、初年次教育としての保育基礎ゼミやキャリア教育の一環としてのキャリア形成ゼミを開設した。保育基礎ゼミでは学習スキルや人間関係トレーニングなどを通して、早期に短期大学での学びに結びつくようにしている。令和元年度より、キャリア形成ゼミを保育・教職実践演習（幼稚園）として発展させ、学科で統一的な目標・内容を検討し、少人数による指導を通して学生の基礎的・汎用的能力に加え、保育者としての専門性の獲得を促進している。同時に、新たにキャリア形成演習を開設し、キャリアプランニング能力の養成の充実を図っている。

このような本学科の保育者養成課程のもと、各授業科目を修了した者には学習成果を認定の上、学位を授与している。学習成果は、定期試験、レポート、実技試験、授業中に行う小テストや発表等で評価し、保育者として必要な専門的知識・技術の確認を行っている（備付-Ⅰ-34)。

それに加えて、本学科では学習成果を次の方法で評価している。

① 卒業単位数および卒業時 GPA

精華女子短期大学学則第４章第１４条に定める単位の認定および評価基準をもって評価している（規定-56、備付-Ⅰ-34、備付-Ⅰ-35)。

② 幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得状況

本学科の教育課程にそって必要な単位を取得することによって付与される幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得状況により、卒業時の学習成果を確認している。

③ 履修カルテにおける自己評価

平成２３年度より「履修カルテ」を作成し、社会人基礎力や保育者としての専門性について各学生が学習成果を自己評価するとともに、教員との面談を通して課題の発見を促してきた（備付-Ⅰ-22)。令和元年度より保育・教職実践演習（幼稚園）に加え、キャリア形成演習等の授業で活用した。令和４年度においても「履修カルテ」について学生自身が自ら入力することを通して２年間の学習成果を把握できるようにしている。

④ 専門職就職率および関連学科への進学状況

幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を活用した保育職、幼稚園・保育所・認定こども園等への就職率および専攻科保育福祉専攻への進学状況についても、卒業時の学習成果の指標の一つと捉えている（備付-Ⅰ-36)。

⑤ 卒業生の就職先評価

実習における訪問指導時に、実習園に勤務する卒業生について保育現場からの評価を聞き取り、学科内で学習成果として共有している（備付-Ⅰ-28)。同様に、令和元年度および令和４年度には卒業生就業力調査を行い、評価内容を学科会議で学習成果として共有するとともに、教育内容改善にも活用している（備付-Ⅰ-27)。

⑥ 実習資格審査結果

保育者養成の要ともいえる幼稚園・保育所・施設各実習の前に実施する資格審査を通して、学生の学習成果を個別に評価している。実習資格審査については、従来「実習資格基準」として示し対応してきたが、平成２３年度に本学科の「学外実習に関する実習資格判定基準」を策定し、平成２４年度より学科内申し合わせ事項として学

生・保護者に周知し適用した。さらに平成２５年度より「学外実習に関する実習資格基準内規」として学生便覧に示し、施行した（規程-87)。

⑦ 実習現場からの評価

教育・保育所・施設各実習後に得られる幼稚園等実習現場からの評価・助言等において学習成果を捉えるとともに、「基本的習慣」「積極性」「明朗性」等人格教育・人間形成にかかる項目についても評価を受け、学習成果として各学生に公表している（備付-Ⅰ-37)。

（２）生活科学科食物栄養専攻

生活科学科食物栄養専攻（以下、食物栄養専攻に関する項で本専攻という場合はその専攻のことをさす）は、栄養士施行規則第９条の基準に則る栄養士養成施設であり、同規則別表 1 の必修科目の単位数および履修方法に従う。また、令和元年より日本栄養改善学会作成「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学モデル・コア・カリキュラム」に基づき授業を行っている。このコアカリキュラムについては、非常勤講師にも確認を行っている（備付-Ⅰ-38、備付-Ⅰ-39)。

教育課程については、毎年見直しを実施している。平成２４年度より初年次教育として、１年次前・後期に「食物栄養基礎ゼミⅠ・Ⅱ」を取り入れ、平成２５年度よりキャリア教育として、２年次前・後期に「キャリア・デザインⅠ・Ⅱ」を開講している。

定期試験等では、栄養士としての基礎的な知識の修得や技術等の確認を実施している。他学科・専攻より実験・実習科目が多いのでレポート等の課題提出が多いのが特徴である。また、定期試験は実技関係の試験を含め多様である。評価基準に到達しなかった場合は再試験を行い、学生自身に達成できなかった点を確認させたうえで、筆記試験、レポート、口頭試問などによって目標に到達させている。

なお、本専攻では学習成果を次の方法で捉えている。

① 卒業単位数および卒業時 GPA

精華女子短期大学学則第４章第１４条に定める単位の認定および評価基準をもって評価している（規定-56、備付-Ⅰ-34、備付-Ⅰ-35）

② 免許、資格取得

本専攻の根幹である栄養士免許はもちろん、卒業後多岐にわたる職域分野で活躍することを踏まえ、栄養士免許以外の免許・資格取得も本専攻の学習成果の指標としている。

③ 「キャリアプランニングシート（履修カルテを含む)」

令和元年度より「キャリアプランニングシート」の運用を開始した。これは学生が期ごとに履修科目の確認を行うだけでなく、２年間の学習目標を自身で設定した上で、学習成果の達成度を期ごとに数値化し、自己評価の結果と合わせて学習成果の可視化が図れるようになっている（備付-Ⅰ-24、備付-Ⅰ-40）

④ 就職率、専門職への就職率、管理栄養士養成課程への進学状況（３年次編入）（備付-Ⅰ-36）

⑤ 卒業生の就職先評価

従来実習挨拶の際に卒業生の様子などを聞くにとどまっていたが、平成３０年度より実習挨拶連絡票内に卒業生への評価を記入する欄を設けた（備付-Ⅰ-28)。

また、令和元年度より卒業生就業力調査を開始した（備付-Ⅰ-27)。得られたこれらの評価内容は科内教員で共有し、次年度への改善に活用している。

⑥ 栄養士実力認定試験

２年次の１２月に一般社団法人全国栄養士養成施設協会が実施する「栄養士実力認定試験」を原則全員に受験させる事により、栄養士としての基礎専門知識の定着および学習成果について客観的かつ定量的に測定・評価している。(備付-Ⅰ-41)

（３）生活科学科生活総合ビジネス専攻

生活科学科生活総合ビジネス専攻（以下、生活総合ビジネス専攻に関する項で本専攻という場合はその専攻のことをさす）の教育課程は、学則別表３に示すとおりである。これは、複雑なヒューマン・コミュニケーションが必要とされる２１世紀の地域社会において、ホスピタリティ産業をはじめとする各業界へ持続的に社会貢献できる女性を輩出するために編成された本学独自のものである。

平成２３年度以降、学生は「キャリアプランニングシート」を用い、４期にわたり学習および学生生活を振り返り（本専攻の「卒業認定・学位授与の方針」と対応させた１１の能力（表Ⅰ－２参照）の到達状況を可視化)、自己評価および自己点検を行っている（備付-Ⅰ-24)。

表Ⅰ－２　　ディプロマ・ポリシーと「１１の基本能力」の対応表

	ディプロマ・ポリシー(DP)	１１の基本能力
DP１	①ホスピタリティとマネジメントをベースとした職業能力や専門的知識･技能を修得している	④ビジネスマナー　⑨ホスピタリティの実践 ⑩医療事務　⑪観光・ホテル・ブライダル
DP２	②ICT の活用等をとおして、様々な状況を多面的かつ柔軟に考察し、的確な判断力と分析力を身につけている	⑧考える力
DP３	③くらしやビジネス、地域の社会問題に関心を持ち、その解決に向け、自ら学び続けることができる	③責任感　⑦チャレンジ意欲
DP４	④慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる実践力を身につけている	①仏教精神　②働く意欲と取組み ⑤コミュニケーション　⑥チームワーク

そのうえで、個々の学生が当期又は卒業後の目標を設定している。平成２４年度には学習成果の自己評価推移を PC 上で可視化できるように改善し、さらに平成２５年度以降には、２年次１月の卒業前において、自己評価のほかに学生同士の他者評価も取り入れ、グループワークを通じて主観的かつ客観的自己分析の下、それぞれの卒業後の課題や対策について「自己改革案」を報告している。なお、平成３０年度より学生同士の他者評価から保護者を含めた外部社会人の他者評価に変更し、社会的評価水準により近づくよう努力している（備付-Ⅰ-42)。さらに、教育課程に関連した学生の資格取得に向けて年間を通してサポートし､GPA だけでなく学習成果の測定および評価材料にしている。資格取得状況や一般企業（特に本専攻がカリキュラム上ターゲットとす

る業界や職種）での就職状況からも学習成果がうかがわれる。（備付-Ⅰ-29、備付-Ⅰ-30、備付-Ⅰ-36）

本専攻では学習成果を次の方法で捉えている。

① 卒業単位数および卒業時 GPA

精華女子短期大学学則第４章第１４条に定める単位の認定および評価基準をもって評価している（規定-56、備付-Ⅰ-34、備付-Ⅰ-35）。また「インターンシップⅠ」および「インターンシップⅡ」においては、職務遂行のための基本的能力の評価基準として、中央職業能力開発協会における職業能力評価ルーブリックの一部を利用している。

② 履修科目総数および履修率

他学科専攻に比べ必修科目数は少なく、学生の科目選択自由度は高いが、本専攻では幅広い分野の総合的学習を目的としているため、卒業時までの履修科目総数および履修率に関しても学習成果のひとつと捉えている。それぞれ本専攻が定める目標の基準を設けている。

③ 「１１の基本能力」の達成率

学生個人の成績と連動した「１１の基本能力」の達成率をもって本専攻の学習成果と捉えている。さらに、平成２３年度より「キャリアプランニングシート」を活用し、学生自身による学習成果の振り返りを期ごとに、また保護者を含めた外部社会人の他者評価を最終期に実施している。

④ 在学中の複数資格取得数

卒業後は多岐にわたる分野で長期的に活躍することを踏まえ、在学中の複数資格取得数もあわせて本専攻の学習成果の指標としている。

⑤ 就職率および進路決定率（備付-Ⅰ-36）

⑥ 卒業生の就職先評価

かつては専任教員が縁のある就職先に卒業生の様子などを聞くにとどまっていたが、近年学生支援課の協力を得て卒業生就業力調査を開始した（備付-Ⅰ-27）。得られたこれらの 評価内容は学科会議等で共有し、次年度への教育改善に活用している。

なお、教育課程編成にあたっては、一般財団法人大学実務教育協会や財団法人日本病院管理教育協会等が示すカリキュラムガイドライン、また中央職業能力開発協会の職業能力の評価ガイドなどを参考に社会通用性のあるものにした。そのうえで、本学非常勤講師でもある経営者陣の意見も参考にしながら、毎年教育課程編成の見直しを実施している。

（４）専攻科保育福祉専攻

専攻科保育福祉専攻（以下、本専攻科という）は、介護福祉士養成施設であるため、社会福祉士および介護福祉法第３９条３項の規定に基づき、介護福祉士養成施設等の指定基準に基づいて教育課程による授業を展開している。平成２５年度より新教育課程として「医療的ケア」「キャリア形成ゼミⅢ」を新設し、介護福祉士としての専門性

と職業人としての汎用的能力の向上をさらに促進させている。

本専攻科では、各授業科目修了者には学習成果を認定の上、修了証書を授与している。学習成果は、定期試験、レポート、実技試験、授業中に行う小テストや個人又はチームでの発表等で評価し、介護福祉士として必要な専門的知識・技術の確認を行っていく（規定-56、備付-Ⅰ-34、備付-Ⅰ-35）。また、平成２９年度から介護福祉士養成施設修了者にも国家試験が付与された事を受け、専攻科学生全員に介護福祉士国家試験の受験を課すことにより客観的学習成果の位置づけを国家資格認定基準としている。今年度は受験者の全員合格という結果を得ることができた。しかし、学習成果の認定は成績評価だけでなく、介護福祉士養成の要ともいえる介護福祉施設での実習後に得られる実習現場からの評価・助言等を通して学習成果を評価している（備付-Ⅰ-28、備付-Ⅰ-37）。また、介護実習のまとめとして「介護職実践セミナー」発表会にむけて学生一人ひとりが取り組むレポート等を全員分掲載した冊子を作成している。セミナーでは学生全員が発表することで学習成果を評価できる内容となっている。（備付-Ⅰ-18）。さらに教育課程にそって必要な単位を取得することによって付与される。介護福祉士受験資格やセラピューティック・ケア介護セラピスト並びにインファントセラピストの資格、福祉住環境コーディネーター２級等の習得状況や介護職、保育職への就職状況からも学習成果が伺える（備付-Ⅰ-36）。

本専攻科では、学習成果を次の方法で捉えている。

①修了単位数および修了時 GPA

精華女子短期大学学則第９章第４７条に定める単位の認定および評価基準をもって認定の上、修了証書を授与している（規定-56、備付-Ⅰ-34、備付-Ⅰ-35）。

②介護福祉士国家試験合格状況

平成２９年度から介護福祉士養成施設修了者にも国家試験が付与された事を受け、専攻科学生全員に受験を課している。全国一斉に行われる国家試験のため客観的学習成果と言える（備付-Ⅰ-43）。

③「介護福祉士国家試験対策模擬試験」結果状況

後期授業から、介護福祉士国家試験対策模擬試験を５回実施している。過去問題や予想問題を中心に、本番さながらに１月の国家試験までに５回実施、学生自身が採点を行い苦手科目や問題理解に取り組んでいる。第１回目の模擬試験から第５回目になると、学生が個別に自身の弱点科目について学びを深め多くの学生が、本学の合格ラインとしている８５点以上が取れるようになる。日本介護福祉士養成施設協会が行う「学力評価試験」を全員が受験し７０％以上の正答を課している。

④専門的知識・技術の確認テストによる評価

介護福祉士として必要な専門的技術や基礎的演習を項目毎にテスト形式で確認を行っている。いずれも合格点に達するまで指導を行うことで習得の目安としている（介護支援技術、医療的ケア基本研修・演習等）。

⑤実習現場からの評価

介護施設現場からの評価は実習態度の他に介護技術、記録、介護過程に関する評価を受ける。介護福祉士として習得すべき基本である為、実習後は個別面談

にて公表しフィードバックを行っている。（備付-Ⅰ-28、備付-Ⅰ-37）

⑥介護実習の研究レポートによる評価

「介護職実践セミナー」発表会にむけて学生一人ひとりがまとめるレポート等でも学習成果を評価している。（備付-Ⅰ-18）

⑦ 介護職および保育職への就職率

介護福祉士、保育士、幼稚園教諭二種の資格を取得する学生が多いため専攻科開設以来就職率は100％を保持している。（備付-Ⅰ-36）

⑧専攻科教育・指導評価への学生アンケート結果とキャリアプランニングシートの活用

修了時に行う専攻科教育・指導評価アンケートは、専門職務力や自己充実等の項目で達成度や満足度を確認することができる。令和元年度より「キャリアプランニングシート」を導入し、学生自身がディプロマポリシーやカリキュラムポリシーに沿って目標に達成できたかを可視化できるようにした。（備付-Ⅰ-44、備付-Ⅰ-24）

学習成果の学内外への公表については、幼児保育学科では、昭和５８年度から行ってきた卒業研究発表会を平成２４年度にキャリア形成ゼミ発表会、令和元年度よりゼミ発表会としてさらに継承・発展させ、保育・教職実践演習（幼稚園）において培ってきた各ゼミの１年間の学習成果を１年生、２年生および教職員を対象に発表している。令和４年度は感染症対策を十分に講じた上で、対面形式によるゼミ発表会を実施した。発表にあたっては要旨集を作成し、配付している（備付-Ⅰ-45）。また、ゼミ発表会の成果を踏まえ、その様子を令和３年度より大学HP上で学内外に広く公表している。ゼミ発表会に関連したそれぞれの学習成果については、その一部を本学HPに公開し、保育現場や地域の子育て支援等に精通した対象者へ、多様な情報機器の活用を生かして学習成果の公表に努めてきた。生活科学科食物栄養専攻では教育目的、教育目標の周知を専攻内教員の共通理解のもと、毎年「食物栄養セミナー発表会」を１年間の学習成果として発表している。発表会は２年生のみならず、１年生および教職員を対象に行っており、要旨集を作成・発行し配布している（備付-Ⅰ-47）。令和４年度は３年ぶりに１年生も参加して実施した。また要旨集とは別に、食物栄養セミナーで培ってきた学習成果の一部を「食物栄養セミナーレポート」として作成し、令和２年度より大学HP上で学内外に広く公表している（備付-Ⅰ-48）。生活科学科生活総合ビジネス専攻では、就職率、内定企業一覧、資格・検定取得実績など認知的学習成果の一部は、「大学案内」、HP、オープンキャンパスなどの行事の際に明示している。令和３年度から大学HPなどで発表会の一部を限定で学内外に公開している（備付-Ⅰ-49）。専攻科保育福祉専攻では「介護職実践セミナー」を介護施設職員や地域住民、保護者、学内外の関係者の出席のなかで開催し、その「要旨集」は保護者や介護実習施設にも配布している（備付-Ⅰ-18）。さらに東筑紫短期大学、九州大谷短期大学および本学との３短大合同の「三短大合同介護職実践セミナー」も実施している（備付-Ⅰ-19）。

各学科・専攻課程における学習成果は、毎年、各学科・専攻会議で定期的に点検を実施している。幼児保育学科と生活科学科食物栄養専攻においては、専門科目の授業内

容の重複も認められることから、教員間の意志疎通をさらに進める必要がある。場合によって、授業内容の重複は、限られた期間内の専門的知識を得る環境においてはむしろ望ましいと判断している。非常勤講師についても、非常勤担当教員を配置し、学生への対応について意思の疎通を図っている。

また、各学科・専攻課程においては、実習やインターンシップ施設からの評価結果について、各実習の担当者が分析・検討し、各学科・専攻会議で報告・協議を行っている。

特に、幼児保育学科と生活科学科食物栄養専攻、専攻科保育福祉専攻においては、実習評価結果について、各実習の担当者が分析・検討し、各学科・専攻会議で報告・協議を行っている。幼児保育学科においては、平成２４年度から新たに履修カルテを測定の仕組みに加え、学生の自己評価も踏まえて点検を実施している。また、生活科学科食物栄養専攻においても平成３０年度より「キャリアプランニングシート」の「自己評価」に、校外実習を通じて栄養士業務に関する内容理解の有無を評価する項目を設定し、学生の自己評価を含めた点検を実施している（備付-Ｉ-40)。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症対策として遠隔および課題授業内容を対面授業同様に充実を図るよう Teams や Zoom、One Drive などを活用した双方向授業を実施した。

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ講義形式は原則対面授業とした。各学科専攻の特性や現状に対応しながら対面授業と遠隔・課題授業の ICT 教育とを併用し、教育の質の維持に努めた。

［区分　基準Ｉ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

(2)　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

(3)　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

(4)　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ｉ-B-3 の現状＞

本学の教育の目的および使命（学則第１章第１条）に鑑みれば、本学が育てるべき人間像は、本学における人間形成を通して何事も自らを律して実践し、本学の教育課程を通して得た知識・技能・職能によって自立して社会に貢献できる女性、すなわち社会的に自律実践・自立貢献できる女性である。この目的を達成するため、幼児保育学科、生活科学科食物栄養専攻、生活科学科生活総合ビジネス専攻、および専攻科保育福祉専攻の学科・専攻を置き、それぞれの学科・専攻において「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」を明確に定め、それに従って体系的に編成した教育課程を実施することにより、社会的自立手段としての専門教育を行っている。また、「学位授与の方針」に適う人材を育成するために各学科・専攻課程ごとに「入学者受け入れの方針」を定め、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、社会人選抜などの入学試験を行い、幅広く受験生を求めている。ほとんどの試験において面接を行い「入学者受け入

れの方針」との適合性を確認している（提出-9）。

これらの三つの方針は、学生およびステークホルダーが一見して理解できるように、短期大学士として獲得すべき学士力（態度・志向性、汎用的能力、および知識・技能）に基づいて一体的に策定されており、「学位授与の方針」を達成できるように「教育課程編成・実施の方針」によって定められた教育課程を基に教育活動が行われている。また、それぞれの授業科目は、「学位授与の方針」を達成できるように体系的に編成されており、これらの体系については、カリキュラムマップによって関連付けられている（備付-Ⅰ-50）。

「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の三つの方針は、定期的に学科・専攻会議、教務委員会、学務審議会において組織的な議論と見直しが行われており、大学案内、学生便覧等の出版物並びに HP に学内外に公開されている。令和３年度、生活総合ビジネス専攻のカリキュラム変更にともない「入学者受け入れの方針」について、また食物栄養専攻のカリキュラム変更にともない「卒業認定・学位授与の方針」および「教育課程の編成・実施の方針」について規程内容の見直しと変更を行った。令和４年度より施行している。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

各学科・専攻課程の教育目的・目標は、それぞれの学科・専攻課程の教育課程を通して個々の学生が修得すべき学習成果として明確に定義されている。今後、個々の学生の学習成果の教育目的・目標に対する達成度の測定・評価の精度を高めていくことが、教育の質の保証に対する課題である。

学科・専攻課程において学習成果を定めており、量的、質的データとして測定する仕組みが整備されつつある。建学の精神を基に各学科・専攻課程の教育課程を通して得られる学習の結果として学習成果を捉えているものの、学習成果を明文化して規定していない。また、これらの学習成果を査定する方法、いわゆる「アセスメントポリシー」については策定を完了しており、本学の HP 上に令和２年度から公表している。

三つの方針は、学生およびステークホルダーが一見して理解できるように、短期大学士として獲得すべき学士力（態度・志向性、汎用的能力、および知識・技能）に基づいて一体的に策定されており、教育課程の編成については、「卒業認定・学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」と各科目の関連性についてカリキュラムマップにより可視化して運用されている。生活総合ビジネス専攻および食物栄養専攻のカリキュラム変更にともない、カリキュラムマップについても変更し、令和４年度より展開している。今後は、これらの三つの方針を基点として、より分かりやすく学習成果を内外に示すとともに、学習成果を定量的に査定する方法を全学的に検討することで教育の質向上につなげていくことが課題である。特に「入学者受け入れの方針」については、学力の３要素との整合性、さらには「学位授与の方針」並びに「教育課程編成・実施の方針」との一体性をより深めることで、学生が獲得できる学習成果と三つの方針をより明確にしていくことが求められる。

教育目標の達成に向けて、各学科・専攻課程において学習成果を量的、質的データと

して測定する仕組みを整備し実施している。建学の精神を基に各学科・専攻課程の教育課程を通して得られる学習の結果として学習成果を捉えているものの、学習成果を明文化して規定していない。そのため、三つの方針を基点とした学習成果およびその検証方法について教育の効果を一層高めていく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

三つの方針は、学生およびステークホルダーが一見して理解できるように、短期大学士として獲得すべき学士力に基づいて一体的に策定されており、教育課程の編成については、「卒業認定・学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」と各科目の関連性を数値化したカリキュラムマップにより可視化している。生活科学科生活総合ビジネス専攻では、「キャリアプランニングシート」を用い、期ごとにこれまでの学習・学生生活を振り返り（卒業認定・学位授与の方針と対応させた１１の能力の到達状況を可視化)、自己評価および自己点検を行っているが、これをキャリアプランニングシートという名称で全学科・専攻課程に展開し、期ごとに学生自身が獲得 GP を入力することで、卒業までに獲得すべき能力すなわち「卒業認定・学位授与の方針」を基点とした学習成果の達成状況を可視化する仕組みを令和元年度に構築した。令和２年度から全学科・専攻課程でその運用を開始している。

また、本学での教育効果については卒業後３年以内の卒業生を対象に「卒業生就業力調査」を実施している。令和２・３年度はコロナウイルス感染症拡大のため実施できなかったが、令和４年度は実施することができた。実施にあたっては、教務委員会、学務審議会等で審議し、学生支援課と打ち合わせ、精査、確認のうえ行った。

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

＜根拠資料＞

提出資料

6：自己点検・評価、相互評価および認証評価に関する規程
7：自己点検・評価の実施要領

備付資料

Ⅰ-32：教職課程再課程認定申請書
Ⅰ-33：指定保育士養成施設の変更承認申請書
Ⅰ-51：令和元年度自己点検・評価報告書
Ⅰ-52：令和２年度自己点検・評価報告書
Ⅰ-53：令和３年度自己点検・評価報告書
Ⅰ-54：令和３年度外部評価委員会議事録
Ⅰ-55：令和４年度高短連携部会議事録
Ⅰ-56：令和４年度高短連携部会合同研修会資料
Ⅰ-57：令和４年度高短連携部会合同研修会アンケート結果
Ⅰ-58：令和４年度事業計画
Ⅰ-59：令和４年度年度計画、中間報告、結果報告
Ⅰ-60：令和４年度 FD/SD 活動の記録
Ⅰ-61：令和４年度授業評価アンケート質問項目および結果
Ⅰ-62：令和４年度授業評価に対する考察
Ⅰ-63：令和４年度自啓録
Ⅰ-64：教授会議事録
Ⅰ-65：学科・専攻会議資料、議事録
Ⅰ-66：教務委員会議事録
Ⅰ-67：学務審議会議事録
Ⅰ-68：栄養士養成施設の内容変更承認申請書
Ⅰ-69：介護福祉士学校変更届出書
Ⅰ-70：教職課程変更届

提出資料-規程集

25：自己点検・評価、相互評価および認証評価に関する規程
26：自己点検・評価の実施要領
27：外部評価委員会規定

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　自己点検・評価のための規程および組織を整備している。

(2)　日常的に自己点検・評価を行っている。

(3)　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

(4)　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

(5)　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

(6)　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

本学では学則第２条に「本学は、教育水準の向上を図り、前項の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする」と定め、点検・評価を教育研究活動の一環として捉えている。

評価を実施するために自己点検・評価委員会を組織し、「精華女子短期大学における自己点検・評価、相互評価および認証評価に関する規程」、「精華女子短期大学自己点検・評価の実施要領」等を整備して自己点検・評価の組織図に基づいて、毎年点検・評価を行っている（提出-6、提出-7、備付-Ⅰ-51、備付-Ⅰ-52、備付-Ⅰ-53、規定-25、規程-26）。

教育水準の向上をはかるため、年度当初に理事長、学長より提案される事業計画を受け、各学科・専攻課程、各種委員会、各部署において年度目標を立案している（備付-Ⅰ-58、備付-Ⅰ-59）。自己点検・評価の組織に基づき、各学科・専攻課程、各種委員会、各事務部署において、各々の長が責任者となり、各学科・専攻課程の教員、各種委員会の委員、各事務部署の課員一人ひとりが、定期的に実施される各種会議等において、日常的に自己点検・評価を実施し、年度途中に中間報告を、年度終わりに目標達成度の結果報告を行っており、本学の教育研究活動および運営の向上・充実に向けて努力している（備付-Ⅰ-59）。

自己点検・評価は毎年実施しており、報告書は、平成１８年度から平成２１年度までは、２年間分の「自己点検・評価報告書」を作成、平成２２年からは単年度の「自己点検・評価報告書」を HP 上に公表するとともに、自己点検・評価委員に配布している。平成２５年度は短期大学基準協会の第三者評価（第２巡目）を受け、さらに令和２年度には第３巡目の認証評価を受け、適格と認められた。

各学科・専攻課程、各種委員会の教職員、各事務部署の事務職員が各学科・専攻会議、各種委員会、事務部門の打合わせ会議において各々の事業計画に基づいて点検・評価すべき項目について審議している。全教職員が何らかの形で自己点検・評価に関与しており、本学の教育研究活動および運営の向上・充実に向けて努力している。

「自己点検・評価報告書」は教育研究活動から管理運営、財務全てを含んでおり、本学の全教職員が関与しており、各自がその年度の問題点と今後の課題を把握し、改善に向けて報告書を活用するようにしている。また、FD/SD 活動の中で全教職員に説明

している（備付-Ⅰ-60）。さらに、各学科・専攻課程、各種委員会、各事務部署において、改善すべき内容を把握し、確実に改善し実行に移すよう努力し、その内容を全教職員で共有している（備付-Ⅰ-64、備付-Ⅰ-65）。

平成２９年度より、学外の学識経験者等からなる外部評価委員会を設置した（規程-27）。外部評価委員会は、本学が実施する自己点検・評価結果についての検証および評価を行っており、本学の教育・研究水準の向上および組織の活性化に資する意見聴取を行っている（備付-Ⅰ-54）。令和４年度外部評価委員会は、新型コロナウイルス感染症対策を講じ対面で開催した。また、新たに教職課程における令和４年度教職課程自己点検評価報告書作成にあたり会議を開催した。

昨今の高大接続に関する動向を踏まえ、本学の併設高等学校である精華女子高等学校と共同して高短連携部会を立ち上げ、年間を通じた連携事業を展開している。この中で、本学の教育・研究活動だけでなく、本学の自己点検・評価活動に対しての意見も聴取している（備付-Ⅰ-55）。高等学校、大学それぞれの段階における育むべき力を確実につなぐ高大接続の重要性の観点から、年に１回、高校および短大の教職員による合同研修会を実施している（備付-Ⅰ-56）。合同研修会では、これまで、学長による基調講演「短大生の出口の充実に向けて」や高校・短大の教職員による意見交換・情報交換（分科会）、「日々の教育、学習・生徒指導等からみる卒業生像（出口の姿）」、「ウィズコロナ時代の学校生活」「福岡県緊急事態宣言下における教育の保証」「高校が短大に求めること、短大が高校に求めること」等を実施し、合同研修会終了の後には短大および高校教職員も対象として意見聴取を合同研修会実施アンケートという形で記入・回収および集計を行っている（備付-Ⅰ-57）。以上のことから、生徒・学生の「確かな学力」や「教育の質」を保証する高大接続の仕組みが十分に機能しており、教育・研究活動および自己点検・評価活動の改革・改善に活用できているといえる。

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

(2)　査定の手法を定期的に点検している。

(3)　教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

(4)　学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ-C-2 の現状＞

学習成果の査定では、学生の履修状況や成績評価等の学習成果の獲得状況および授業内容や学生支援に対する学生の評価（履修カルテの自己評価、キャリアプランニングシート、授業アンケート、学生満足度調査など）、実習現場の評価や助言を各学科・専攻課程で期毎や実習の前後に査定し、その内容を分析し課題を発見し、改善していく手法をとっている。最終的には卒業判定会議（教授会）において、厳格な単位認定に関する審議を実施しており、各学科・専攻会議、教務委員会、学務審議会などの各会議

体で定期的に協議、査定される（備付-Ⅰ-64、備付-Ⅰ-65、備付-Ⅰ-66、備付-Ⅰ-67）。

教育の向上充実にむけては、期ごとに授業アンケートを実施している。平成３０年度には、アンケートの質問項目を全面的に見直し、学習成果をより把握しやすくなった（備付-Ⅰ-61）。あわせて、これまでの紙媒体で実施していたアンケートを Web 上に移行し、アンケート結果の集計やデータ解析が容易になった。しかし、回収率が思った以上に伸び悩んだ。令和４年度はその要因を会議体で分析、協議し、回収率を上げるための工夫や質問項目について、次年度に向け見直しを検討している。また、専任教員については、各担当科目の授業評価についての考察を提出し、次年度の授業改善に努めている（備付-Ⅰ-62）。さらに、各学科・専攻課程においても、学校全体の事業計画に基づいて年度計画を作成し、授業内容や学生支援に対する学生の評価、実習現場の評価を分析し、実習指導の方法や実習資格基準の見直しを行っている。年度計画は、年度の半ばで行う中間報告および年度の終わりに行う総括により点検を行っており、教育の質の保証に向けての PDCA サイクルが実働しているといえる。また、専任教員は「自啓録」を作成しており、この中で自らの研究活動、教育活動・運営、社会活動等についての反省と改善計画を行うことで個人としても PDCA サイクルを回す仕組みができている（備付-Ⅰ-63）

本学では学習成果を、建学の精神を基に各学科・専攻課程の教育課程を通して得られる学習の成果と捉えている。そのことは、平成２４年度および平成２８年度に大きく見直した「学位授与の方針」を全うすることにつきる。教育目的を達成するため、各学科・専攻課程における学習成果の測定に取り組み、学位授与の方針の各項目との関連性を数値化したカリキュラムマップを整備した。さらに令和２年度は、各教科の到達目標とディプロマポリシーとの関連性が分かりやすく、シラバスの内容を一部改訂し、令和３年度より運用している。

本学では、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令並びに各学科・専攻課程の職業資格の養成課程に関する法令等の変更に関しては、迅速な対応と学内周知を図り、適宜確認し、法令遵守に努めている。さらに、児童福祉法施行規則、教育職員免許法施行規則、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則、栄養士施行規則等の法令についても遵守している（備付-Ⅰ-68、備付-Ⅰ-69、備付-Ⅰ-70）。幼児保育学科においては、児童福祉法施行規則第６条の２第１項第３号の指定保育士養成施設の修業科目および単位数並びに履修方法の一部改正（平成３０年厚生労働省告示第２１６号）が公布されたことに伴い、保育士養成課程の教科目および単位数が変更になった。これに先駆けて、平成２９年度当初より、令和元年度の新カリキュラムへの移行について繰り返し会議を行ってきた（備付-Ⅰ-33）。同時に平成３０年度に実施された教員免許再課程認定に伴うカリキュラムの見直しも図ってきた。令和元年度より幼児保育学科、食物栄養専攻において新カリキュラムを展開している（備付-Ⅰ-32）。また、食物栄養専攻および生活総合ビジネス専攻において、社会情勢やニーズに即した科目、取得資格の見直しを図り、令和４年度より新カリキュラムを展開している。平成２３年１１月の社会福祉士および介護福祉士法の一部を改正する法律の施行により、（平成２３年厚生労働省令第１２６号）専攻科保育福祉専攻においては、平成２５年度より「医療的ケア」をカリキュラムに導入する対応を図った。また、平成２２年６月

１５日の学校教育法施行規則の改訂により、平成２３年４月１日から、各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化されたため、本学の HP 上でも教育活動の情報の公開を行っている。

今後も、自己点検・評価活動の精度をあげるとともに、学習成果を焦点とする教育の質を継続的に改善・向上させていく必要があることから、学習成果等を査定・検証する方法として令和元年度にアセスメントポリシーを策定した。令和２年度より本学の HP 上に公表し、アセスメントポリシーに則った教育の質の改善・向上のための取り組みを行っている。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

今後も、自己点検・評価活動の精度をあげるとともに、学習成果を焦点とした教育の質を継続的に改善・向上させ、さらに社会的通用性を高めていく必要がある。教育目的の達成のため、各学科・専攻課程において学習成果の測定に取り組んでおり、カリキュラムマップの導入により授業科目と学位授与の方針との関連性を数値により明確化することができた。さらに、学習成果を軸とした教育課程の改善を行うために、各学科・専攻課程において学習成果を整理するとともに、カリキュラムマップを元にキャリアプランニングシートに発展させることで、学習成果の獲得状況を定量的に把握する仕組みができている。令和２年度からはキャリアプランニングシートの運用を開始している。このことにより学生だけでなく教職員がこれらのツールを日常的に活用して初めて学習成果を起点とした教育の質保証が可能となり、カリキュラムマネジメントにつながる PDCA サイクルを効果的に回すことができるといえる。

令和４年度は、昨年度に比べ対面授業が確保できたことから学生対応に対する問題は減少し、質の確保を維持できている。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育課程では、授業科目ごとの成績評価表に基づき、GPA 方式を導入し、期ごとの成績推移を追跡することで、教養と職能の習得度の一面を量的データとするとともに、各学科専攻課程においてキャリアプランニングシート、履修カルテなどを作成し、学生が本学で身につけるべき能力を自己評価で確認し、多数項目のチェックと言語記述により、学習成果の一面を量的・質的データとしている。これらについては、令和２年度より全て Web で行えるよう整備、実施している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の卒業要件や資格・免許の基準等は関係法令に準拠しており社会的通用性を有しているといえるが、実習現場や就職先などからの声をより一層反映させた総合的な査定手法を確立し、PDCA サイクルを活性化して教育改善を行い、社会的通用性の向上に努める計画である。キャリアプランニングシートの内容や運用の方法については、教務委員会を中心に議論していく。また、学生がこれらのツールを十分に活用できるように、４月のオリエンテーション、キャリア・デザイン、キャリア形成ゼミ、基礎ゼミ等の授業の中で説明し、理解を深めていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

＜根拠資料＞

提出資料

2：２０２２学生便覧
3：本学ウェブサイト
4：２０２３大学案内
8：２０２２年度授業計画（syllabus）
9：２０２３学生募集要項
10：２０２２年度学年暦

備付資料

Ⅰ-18：令和４年度「介護職実践セミナー要旨集」
Ⅰ-19：３短大合同介護職実践セミナープログラム
Ⅰ-23：幼児保育学科履修カルテ自己評価集計結果
Ⅰ-24：キャリアプランニングシート（幼児保育学科、食物栄養専攻、生活総合ビジネス専攻、専攻科保育福祉専攻）
Ⅰ-27：卒業生の就業力調査票および調査結果
Ⅰ-28：実習訪問報告書（幼児保育学科、食物栄養専攻、専攻科保育福祉専攻）
Ⅰ-29：生活総合ビジネス専攻令和元年度インターンシップ 実習先企業・施設からの評価
Ⅰ-30：生活科学科生活総合ビジネス専攻がサポートする資格・検定（令和４年度一覧）
Ⅰ-34：定期試験結果
Ⅰ-35：GPA 一覧表
Ⅰ-36：令和２年～令和４年度　職種別就職状況
Ⅰ-37：実習評価表（幼児保育学科、食物栄養専攻、専攻科保育福祉専攻）
Ⅰ-40：食物栄養専攻自己評価集計結果
Ⅰ-41：全国栄養士養成施設協会実力認定試験結果
Ⅰ-42：自己点検・自己評価資料（生活総合ビジネス専攻）
Ⅰ-43：介護福祉士学力評価試験結果および介護福祉士国家試験結果
Ⅰ-45：２０２２年度幼児保育学科ゼミ発表会要旨集
Ⅰ-46：２０２２年度「幼児保育学科ゼミレポート」資料
Ⅰ-47：令和４年度食物栄養セミナー研究発表会要旨集
Ⅰ-48：令和４年度「食物栄養セミナーレポート」
Ⅰ-49：２０２２年度「生活総合ゼミナール発表会パンフレット」
Ⅰ-50：令和４年度カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、科目ナンバリング
Ⅰ-55：令和４年度高短連携部会議事録
Ⅰ-61：令和４年度授業評価アンケート質問項目および結果

Ⅰ-64：教授会議事録
Ⅰ-65：学科・専攻会議資料、議事録
Ⅰ-66：教務委員会議事録
Ⅰ-67：学務審議会議事録
Ⅰ-68：栄養士養成施設の内容変更承認申請書
Ⅱ- 1：令和４年度卒業生の単位認定の状況表
Ⅱ- 2：短大コンソーシアム九州共同 IR 調査結果
Ⅱ- 3：令和４年度就職・進学支援年間計画
Ⅱ- 4：企画運営会議議事録
Ⅱ- 5：「こども音楽療育士」課程認定承認通知
Ⅱ- 6：「秘書士」課程認定承認通知
Ⅱ- 7：令和４年度学生環境調査結果のまとめ
Ⅱ- 8：大学案内別冊
Ⅱ- 9：令和４年度フードスペシャリスト資格認定試験結果
Ⅱ-10：里帰りの会資料（アンケート含む）
Ⅱ-11：管理栄養士国家試験対策講座一覧
Ⅱ-12：リフレッシュ研修のお知らせ

提出資料-規程集
5：企画運営会議要綱
35：教員資格基準
56：学則
58：卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に関する内規
59：入学者受け入れの方針に関する内規
81：学生海外派遣・受入れ研修規程
82：学生留学単位認定取扱申し合わせ
87：幼児保育学科の学外実習に関する実習資格基準内規

［区分　基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

(3)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

本学の目的および使命は、学則第１章第１条に示している。「教育基本法および学校教育法に従い、精華学園の設置目的である『仏教精神に基づく人格教育』を基礎とし、幼児保育学科においては、人間形成の基盤となる乳幼児の保育に関する専門的知識技能を授け、生活科学科においては、生活総合ビジネス専攻並びに食物栄養専攻に関する専門的知識技能を授け、よって高い教養をもち、家庭並びに社会に大いに貢献し得る情操豊かな女性の養成を目的とする。

この目的を達成するために、各学科・専攻課程においてそれぞれの「学位授与の方針」を定めている。「学位授与の方針」の各項目は、それぞれの学科・専攻課程の教育課程を通して得るべき態度・志向性、汎用的能力、および知識・技能が、質的に記述され、学習成果の量的表現はないが、間接的に学習成果に対応している。すなわち、各学科・専攻課程の教育課程・教育プログラムは、「学位授与の方針」に則って定めた「教育課程編成・実施の方針」に基づいて作成され、その学習成果が「学位授与の方針」を考慮して設定した到達目標に達することをもって卒業要件としている。なお、「学位授与の方針」の記述に含まれる非認知的学習成果に関しては、教育課程の科目の中には学習意欲や学習スキルを向上させるための教育、社会人基礎力を向上させるための教育内容を取り入れ、また、学内での知識・理論の学びと現場実習・インターンシップなどでの実践的学びを有機的に結合させることで、目標とする学習成果の達成を可能にしている。これらの単位取得においては、学則・単位認定規程等に規定された厳格な基準によって、教科目ごとに判定され単位が認定される。さらに、現場実習・インターンシップにおいては事前・事後指導を実施し、具体的な実習資格基準によって学生の履修資格の充足を確認してから実践現場に臨ませることで、より確実に目標とする学習成果が達成できるようにしている。このように本学の「学位授与の方針」は目標とする学習成果に対応し、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を間接的に示しているといえる。なお、令和３年度、生活総合ビジネス専攻、食物栄養専攻のカリキュラム変更にともない「卒業認定・学位授与の方針」および「教育課程の編成・実施の方針」について内規内容の見直しと変更を行い、令和４年度より施行している。

精華女子短期大学卒業認定・学位授与の方針、 教育課程編成・実施の方針 に関する内規より抜粋
１．目的 　精華女子短期大学学則第１条に定める設置目的を達成するため、「卒業認定・学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」を定める。（以下、「卒業認定・学位授与の方針」に関する部分のみを示す。） ２．「卒業認定・学位授与の方針」 （１）本学の「卒業認定・学位授与の方針」を、次のとおり定める。 　①仏教精神に基づく人格教育を基礎とし、自律実践、自立貢献できる人を育てる

②人間としての高い教養と社会人として必要とされる汎用能力を持つ人を育てる
③社会に貢献できる専門知識と技術・技能を身につけた優秀な人を育てる

（２）各学科専攻の「卒業認定・学位授与の方針」を、次のとおり定める。
幼児保育学科では、卒業までに次に示す事項を達成した場合に卒業を認定し、学位を授与する。
①保育者として必要な専門知識・技能を修得している
②保育に関する知識・技能を生かし、多面的に考察し、様々な状況に対応することができる
③子どもを取り巻く様々な問題に関心を持ち、主体的に保育に臨むことができる
④慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる実践力を身につけている

生活科学科食物栄養専攻では、卒業までに次に示す事項を達成した場合に学位を授与する。
①栄養士としての必要な専門知識・技能を修得し、多様化する社会のニーズに対応できる能力を有している
②食や健康に関する知識・技能を生かし、人々の疾病予防・健康増進、食育の指導を実践することができる
③食や健康を取り巻く様々な問題に関心を持ち、学習意欲を持続的に高め、努力することができる
④慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる実践力を身につけている

生活科学科生活総合ビジネス専攻では、卒業までに次に示す事項を達成した場合に学位を授与する。
①ホスピタリティとマネジメントをベースとした職業能力や専門的知識・技能を修得している
②ICT の活用等をとおして、様々な状況を多面的かつ柔軟に考察し、的確な判断力と分析力を身につけている
③くらしやビジネス、地域の社会問題に関心を持ち、その解決に向け、自ら学び続けることができる
④慈しみの心で人と接し、地域社会に貢献できる実践力を身につけている

専攻科保育福祉専攻では、修了までに次に示す事項を達成した場合に修了を認定する。
①介護福祉士として必要な専門知識・技能を修得している
②福祉や介護に関する知識・技能を生かし、多面的に考察し、様々な状況に対応することができる
③福祉や介護を取り巻く様々な問題に関心を持ち、ニーズに応え続けようと臨むことができる
④慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる実践力を身につけている

各学科・専攻課程の「学位授与の方針」の社会的通用性は、「学位授与の方針」に則って編成・実施される教育課程・教育プログラムの学習成果の到達目標、すなわち卒業要件の通用性により、点検評価している。

各学科・専攻課程の卒業要件は教育基本法、学校教育法、短期大学設置基準等に準拠しており、資格免許の取得については児童福祉法ならびに教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則、栄養士法施行規則等、資格に伴う関係法令などに準拠しており、基本的に社会的通用性がある。また、学習成果の獲得は成績評価だけでなく、実習現場からの評価や外部試験結果、また、卒業後の就職・就労状況なども含めて総合的に把握し、そのフィードバックと改善を行っており、このような明確なサイクルによって、「学位授与の方針」の社会的通用性の確認を行っている（備付-Ⅱ-1、備付-Ⅰ-27、備付-Ⅰ-34、備付-Ⅰ-35、備付-Ⅰ-36、備付-Ⅰ-37）。

さらに、幼児保育学科では平成２５年度より「幼児保育学科の学外実習に関する実習資格基準内規」を新たに定め、実習資格の要件を明確にしており、社会的通用性を担保している（規定-87）。令和３年度、実習資格判定基準について見直しを行い、令和４年度より施行している。

生活科学科食物栄養専攻では、一般社団法人全国栄養士養成施設協会が実施する「栄養士実力認定試験」を原則全員に受験させ、基礎知識の定着度を客観的かつ定量的に確認することにより社会的通用性を担保している（備付-Ⅰ-41）。

生活科学科生活総合ビシネス専攻では、教育課程編成にあたっては、一般財団法人大学実務教育協会や財団法人日本病院管理教育協会等が示すカリキュラムガイドライン、また中央職業能力開発協会の職業能力の評価ガイドなどを参考に社会通用性のあるものとなっている。また資格取得状況や一般企業、特に本専攻がカリキュラム上ターゲットとする業界や職種での就職状況からも学習成果がうかがわれる。実習現場からの評価や外部試験結果、また、卒業後の就職・就労状況なども含めて総合的に把握し、そのフィードバックと改善を行っており、このような明確なサイクルによって、「学位授与の方針」の社会的通用性の確認を行っている（備付-Ⅰ-29、備付-Ⅰ-30）。

専攻科保育福祉専攻においても、介護福祉士学力評価試験を受験させ、介護福祉士としての基礎的な知識の確認を実施しており、社会的通用性を担保している（備付-Ⅰ-43）。

また、各学科・専攻課程は、協定留学生受け入れの際に、海外の大学との単位互換を可能にしているところからも国際的通用性が証明されている（規程-81、規程-82）。

各学科・専攻課程の「学位授与の方針」は、学生便覧に明記され、学内の教職員や学生への周知徹底を図り、学外には大学案内や HP で表明している。しかし、教育の改善のために、絶えず「学位授与の方針」の点検・改善を進めている現状に照らして、学則には「学位授与の方針」を規定していない。しかしながら、平成２４年度に「学位授与の方針」を抜本的に見直した際には、学則の第１章第１条の末文に「この目的を達成するため「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を別に定める」という文言を加えることで、見直しが容易な内規として定めた上で平成２５年度入学生から適用している（提出-2、規程-56、規程-58）。

さらに、平成２８年度には、「学位授与の方針」を全学的に大きく見直し、短期大学

士として獲得すべき学士力（態度・志向性、汎用的能力、および知識・技能）に対応させることで、卒業要件と学習成果との関連性がより明確になり、学習成果の獲得やそのアセスメント、PDCA サイクルによる改善が可能になったといえる。

また、令和３年度には、生活総合ビジネス専攻が長期キャリア形成を見据えたカリキュラムの変更を、また食物栄養専攻も時代のニーズに即した取得資格等の見直しに伴うカリキュラムの変更を行った。それに伴い「卒業認定・学位授与の方針」および「教育課程の編成・実施の方針」について規程内容の見直しおよび変更を行い、令和４年度より施行している。（規程-58）

［区分　基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

（2）　学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

（3）　学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

（4）　学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

各学科・専攻課程の教育課程は、「学位授与の方針」に則って定められた、「教育課程編成・実施の方針」によって作成されている。なお、平成２８年度には、「学位授与の方針」を全学的に見直し、短期大学士として獲得すべき学士力（態度・志向性、汎用的能力、および知識・技能）に対応させることで、卒業要件と学習成果との関連性がより明確になった。それに伴って、平成２９年度には、「教育課程編成・実施の方針」の見直しを行い、「学位授与の方針」との一体性および関連性を明確にした。「教育課程編成・実施の方針」は次頁の通りであり、平成３１年度の入学生から適用している（規定-58）。

また、令和３年度には、生活総合ビジネス専攻が長期キャリア形成を見据えたカリキュラムの変更を、また食物栄養専攻も時代のニーズに即した取得資格等の見直しに伴うカリキュラムの変更を行った。それに伴い「卒業認定・学位授与の方針」および

「教育課程の編成・実施の方針」について規程内容の見直しおよび変更を行い、令和４年度より施行している（規程-58）

各学科・専攻課程の教育課程は、学則第４章および別表に定める通り、「学位授与の方針」に対応して編成されている。カリキュラムマップを作成し、毎年、各学科・専攻課程の「学位授与の方針」と教育課程の各科目との関連を点検している（備付-Ｉ-50）。その結果、各学科・専攻課程の教育課程は、「学位授与の方針」に対応しており、教育課程の到達目標の達成によって、目標とする学習成果の獲得が可能となっている。

幼児保育学科は、保育者としての専門的な知識・技能および実践力が身につくよう「学位授与の方針」に対応して教育課程を編成している。教養科目１１科目１８単位、保育士並びに幼稚園教諭二種免許の必修・選択必修科目を含む専門科目７４科目９９単位を開講している。

生活科学科食物栄養専攻課程は、栄養士としての専門的知識・技能および実践力が身につくよう「学位授与の方針」に対応して教育課程を編成している。基礎科目１１科目１８単位、栄養士等の資格に関連する科目として、専門科目４６科目７１単位（講義２３科目、演習８科目、実験・実習１５科目）を開講し、「講義」と「演習、実験・実習」のバランスがほぼ１対１となるよう編成している。卒業資格と栄養士免許取得のためには４１科目を必要としている。

生活科学科生活総合ビジネス専攻課程は、職業人（各種実務者）としての専門的な知識・技能および実践力が身につくよう「学位授与の方針」に対応して教育課程を編成している。令和４年度入学者より本専攻教育目標を達成するため、基礎教養科目を１２科目１２単位、専門科目を５２科目７４単位の合計６４科目８６単位としている。その内、必修科目は２４科目３２単位、選択科目は４０科目５４単位であり、講義科目は２２科目４４単位、実習・演習科目は４２科目４２単位（うち実習科目２科目４単位）と、実務能力育成に注力したカリキュラムを編成している。引き続き医療管理秘書士、医事管理士、情報処理士、上級情報処理士、ビジネス実務士、上級ビジネス実務士、社会調査アシスタントを加え、全１６種類の資格取得が可能である。なお、プレゼンテーション実務士に関しては令和４年度卒業生をもって廃止した。

専攻科保育福祉専攻では、介護福祉士としての専門的な知識・技能および実践力が身につくよう「学位授与の方針」に対応して教育課程を編成している。「人間と社会」１科目２単位、「介護」１３科目３３単位、「こころとからだのしくみ」４科目１２単位、「医療的ケア」１科目４単位を開講している。

精華女子短期大学卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針
に関する内規より抜粋

３．各学科専攻の教育課程編成・実施の方針を、次のとおり定める。

幼児保育学科では、本学の卒業認定・学位授与の方針に掲げる目標を達成するために、教養科目および保育に関わる専門科目を体系的に配置する。幼稚園教諭二種免許状および保育士資格取得を中心にした教育課程を編成し、特に保育現場での保育･教育実習を柱として、その事前･事後の学習に重点を置く。教養科目では、心理学や女性学、生物学、英語、情報処理などの一般教養科目を開講し、専門科目では、保育の目的、対象の理解などの科目や保育の内容・方法などの科目を配して知識や技術が十分に身につくよう教育を行う。

① 保育者として必要な専門知識・技能を修得するため、保育の本質・目的、保育の対象の理解、保育の内容・方法など、保育に関わる専門科目を配置する。
② 保育に関する知識・技能を生かし、多面的に考察し、様々な状況に対応することができるようにするため、事前・事後の学習・指導も含めた保育・教育実習を配置する。
③ 子どもを取り巻く様々な問題に関心を持ち、主体的に保育に臨むことができるようにするため、「保育・教職実践演習（幼稚園）」や「キャリア形成演習」など総合演習や特別科目を配置する。
④ 慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる実践力を身につけるため、「保育基礎ゼミ」など教養科目を配置する。

生活科学科食物栄養専攻では、本学の卒業認定・学位授与の方針に掲げる目標を達成するために、基礎科目、栄養士に必要な専門科目、職業に関する専門科目、栄養に係る教育に関する科目および教育の基礎的理解に関する専門科目を体系的に配置する。特に、講義で理論を学び、演習、実習、実験に関する科目で実践力をみがく。つまり、理論と実践を反復学習することで、現場で役立つ技術が身につくよう教育を行う。

① 栄養士として必要な専門知識・技能を修得するため、栄養と健康、食品と衛生、社会生活と健康などに関する専門科目を配置する。
② 人々の疾病予防、健康増進、食育の指導を実践できる能力を身につけるため、人体の構造と機能、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営などに関する専門科目を配置する。
③ 食や健康を取り巻く様々な問題に関心を持ち、多様化する社会のニーズに対応できる能力を身につけるため、栄養士養成課程の卒業要件に加えて、フードスペシャリスト資格および栄養教諭二種免許状の取得に関する科目を配置する。また、目的意識や学習意欲を持続的に高め、努力することができるように「食物栄養セミナー」「キャリア・デザイン」「食物栄養基礎ゼミ」などの科目を配置する。
④ 慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる幅広い教養と実践力を身に

付けるため、基礎教養科目を配置する。

生活科学科生活総合ビジネス専攻では、本学の卒業認定・学位授与の方針に掲げる目標を達成するために、教育課程を基礎教養科目と専門科目に大別する。基礎教養科目の領域では社会人基礎力およびバーバル・コミュニケーション力を開発し、一方、専門科目の領域ではホスピタリティとマネジメントをベースに、複数の職業実務能力を開発するため、共通専門科目内に現代ビジネスの基礎、くらしのビジネス、ホスピタリティ、マネジメントに関する科目を配置し、そのうえでＩＴアシスタント、医療事務、ホテル・観光・ブライダルの複数選択科目の領域でそれぞれの能力を開発する。

① ホスピタリティとマネジメントをベースとした職業能力や専門知識・技能を修得するため、ビジネスの基礎を学び、そのうえでホスピタリティ精神が活かされる医療事務および観光・ホテル・ブライダル分野の専門科目を配置する。
② ICT の活用等をとおして、様々な状況を多面的かつ柔軟に考察し、的確な判断力と分析力を身につけるため、ビジネス・コンピューティングに関する専門科目を配置する。
③ くらしやビジネス、地域の社会問題に関心を持ち、その解決に向け、自ら学び続けるため、くらしのビジネス、ビジネス・コミュニケーションに関する専門科目を配置する。
④ 慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる幅広い教養と実践力を身に付けるため、基礎教養科目を配置する。

専攻科保育福祉専攻は、保育士資格を取得していることを受験資格とする１年課程の男女共学の介護福祉士養成施設である。修了認定の方針に掲げる目標を達成するために、幼児保育学科で学んだ知識を、専攻科で学ぶ人間と社会、介護、こころとからだのしくみ、医療的ケアのカリキュラムに繋げることにより保育・介護・福祉の学びをより質の高いものへと導くことで連携が可能となる。また、確かな就業能力を身につけるための専攻科独自の科目を開講する。

① 介護福祉士として必要な専門知識・技能を修得するため「介護の基本」「生活支援技術」「こころとからだのしくみ」「医療的ケア」等の専門科目を配置する。
② 福祉や介護に関する知識・技能を統合して介護過程を展開し、個別ケアをはじめ生活の質の向上のため、状況を多面的に考察し対応できるよう「介護総合演習」等の介護実習に対応した科目を配置する。
③ 福祉や介護を取り巻く様々な問題や社会情勢に関心を持ち、社会を見つめる感性や人間としての生き方について考える力を養う学習として、人間と社会の科目を配置する。また、高齢者や障がい者のニーズに応え続けるため、「認知症の理解」「障害の理解」等の専門科目を配置する。
④ 慈しみの心で人と接し、人とともに社会に貢献できる実践力と確かな就業能力を身につけるため、キャリア形成に関する科目を配置する。

各学科・専攻課程の教育課程は体系的に編成されており、免許・資格に関係して児童

福祉法ならびに教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則、栄養士法施行規則、社会福祉士および介護福祉士法等、各種資格に伴う関係法令などに準拠している。教養科目、専門科目を分野ごとに分けてかりやすく編成し、学習成果に結びつくようにしている。

１年間に履修登録できる単位数の上限は５０単位と定めているが、免許・資格取得にのみ必要な授業科目については、履修登録できる単位数の上限対象とはしていない（規定-56)。

幼児保育学科は、「理論」と「実践（学外での実習)」、「実習の事前事後指導」を３つの柱とし、保育の本質・目的、保育の対象の理解、保育の内容・方法等の分野に分け、体系的にわかりやすく編成している。平成２３年度より履修カルテを作成し、体系的に編成された教育課程をわかりやすく学生に示している。令和２年度からは「キャリアプランニングシート（履修カルテを含む)」において、PC 上で学生自ら成績を入力することで、教育目標に対する到達状況や卒業要件、卒業必須科目の単位数、資格要件科目についての単位修得状況の把握と自己管理をし、学生が学習成果を把握できるようにしている。

生活科学科食物栄養専攻課程は、栄養士養成施設および栄養教諭（２種免許状）課程認定として指定されている。栄養士法施行規則に基づき専門科目を配置しており、栄養士必修科目を中心としたカリキュラム編成となっており、さらに、栄養教諭、フードスペシャリスト、秘書技能検定などの資格が取得できる又は資格取得を支援する多彩な専門科目を開講している。専門科目は、「講義」と「演習、実験、実習」がほぼ１対１となるように編成しており、理論と実践を反復学習することで、現場で役立つ実践力を養成する教育を行っている。「キャリアプランニングシート(履修カルテを含む)」において、Web で学生自ら成績を入力することで、教育目標に対する到達状況や卒業要件、卒業必須科目の単位数、資格要件科目についての単位修得状況の把握と自己管理をし、学生が学習成果を把握できるようにしている（備付-Ｉ-24)。

生活科学科生活総合ビジネス専攻課程は、「基礎教養科目」と「専門科目」に大別し、「基礎教養科目」の領域では社会人基礎力およびバーバル･コミュニケーション力を養成、一方「専門科目」の領域では現代ビジネスの基礎、くらしのビジネス、ホスピタリティ、マネジメントに関する科目を共通専門科目とし､そのうえでＩＴアシスタント､医療事務、ホテル・観光・ブライダルに関する分野を体系的に分かりやすく編成し、それぞれの学習成果に結びつくようにしている。なお､複数の分野を同時に学べるように時間割を編成し、一人でも多くの学生が複数の分野で学習成果に結びつくようにしている。

そして、その教育効果を着実に高めるため、Excel 版キャリアプランニングシートを用い、学生個人が自分の成績データを手入力することで、目標到達までの学習の進捗状況の把握と今後の課題、そしてそれぞれの学習の自己管理をしている。

専攻科保育福祉専攻では、「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の４領域に分け、体系的にわかりやすく編成し、学習成果に結びつくようにしている。

学生の単位履修にあたって、学生便覧の「履修の手引き」の中で必要な項目が記載されており、Seikanet.(ポータル)にてシラバスについては授業概要、到達目標、到達目

標に該当するDP番号、準備学習の内容、授業内容、教科書、参考書、成績評価の方法、教員との連絡方法などが明示されている。年度当初に学生便覧を配布、シラバス内容とともに学内オリエンテーション、履修登録のガイダンスの中で説明をしている。授業開始に当たってはシラバスに沿って内容確認を行っている。シラバスの内容は毎年見直しを行っており、平成２９年度には、シラバスの中にカリキュラムマップを掲載することで学習成果の可視化を行った。また平成３０年度には、「学習成果の評価基準」という項目を設け、学生が獲得すべき学習成果について、より明確にするとともに、授業時間外学習の内容についても具体的な内容を記載するようにした。さらに令和３年度にはシラバスをWeb版にし、学生がポータルサイト上で何時でも閲覧、確認できるようにした。(提出-8)。

なお、いずれの学科・専攻課程においても通信による教育は実施していない。しかし、今年度はコロナ感染対策として各学科の状況に応じてリモートでの講義を余儀なくされた。

各学科・専攻課程の教員の配置は、短期大学設置基準や教育職員免許法、児童福祉法、栄養士法施行規則、社会福祉士および介護福祉士法などの関連する資格要件を満たし、教育研究業績を有した教員による適切な配置となっている。本学の教員では不十分な科目の場合、非常勤教員を採用しているが、非常勤教員の採用に際しては、候補者の専門性、教育業績、研究業績、教育経歴等を、各学科・専攻会議、教務委員会で検討し最終的に理事長の諮問機関である企画運営会議に諮り、適切な教員を決定している（備付-Ⅰ-64、備付-Ⅰ-65、備付-Ⅰ-66、備付-Ⅱ-4、規程-5、規程-35)。

各学科・専攻課程の教育課程の見直しは毎年度行い、教務委員会、学務審議会、教授会の議を経て決定され、翌年度から適用されている（備付-Ⅰ-67)。この見直しは教育目的・目標を定期的に点検し、学習成果を査定し、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを実施することによって行われる。平成２４年度は「学位授与の方針」に沿うよう、各学科・専攻課程の卒業必修科目の見直しを行い一部改正した。また、幼児保育学科の教育課程は、教育職員免許法施行規則および児童福祉法施行規則に準拠し、生活科学科食物栄養専攻は栄養士法施行規則による「栄養士養成施設自己点検表」で関係法令を適宜確認し、法令遵守に努め定期的に点検している。特に資格・免許に関わる法の改正に当たっては速やかに対応している。さらに、時代の要請に従って、学科・専攻課程ごとに初年次教育として「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」、キャリア教育として「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」などを開講している。特色ある教育課程の編成にも配慮し見直しを随時行っており、平成２４年度には幼児保育学科で「こども音楽療育士」の養成課程を新設した（備付-Ⅱ-5)。食物栄養専攻では平成２５年度より「秘書士」の新教育課程を新設した。(備付-Ⅱ-6)。

食物栄養専攻では平成２５年度より「秘書士」の新教育課程を新設したが（備付-Ⅱ-6）令和４年度に一般社会における認知度・汎用性がより高い「秘書技能検定」へ切り替えるために教育課程を改設した（備付-Ⅰ-50)。また教科内容の見直しを図り、令和元年度「生理生化学実験」を新設した（備付-Ⅰ-68)。専攻科保育福祉専攻では、「医療的ケア」を新設し、生活総合ビジネス専攻では、平成２７年度より「社会調査アシスタント」を新設した。また「プレゼンテーション実務士」を廃止し、令和４年度大幅なカ

リキュラム改変を行った。履修法や授業形態、科目名等を見直し、「マルチスキル開発」、「在宅マネジメント」、「データからみる現代社会」、「くらしのデザインとイノベーション」、「ビジネス文書処理」、「観光ハングル」、「観光 TOIC」を新設した。

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2)　教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3)　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学は、本学園の建学の精神『仏教精神に基づく人格教育』に則って掲げた『誠・和・愛』の教育理念のもと、社会人としてふさわしい人間性と教養を持ち、社会で自立して貢献できる女性の育成を目的として教育を行っている。本学が育てるべき理想の人間像は、本学における人間形成を通して何事も自らを律して実践し、本学の教育課程を通して得た知識・技能・職能によって自立して社会に貢献できる女性、すなわち社会的に自律実践・自立貢献できる女性である。各学科・専攻課程の教育課程は、「学位授与の方針」に則って定められた、「教育課程編成・実施の方針」によって作成されており、教養科目と各学科・専攻における専門科目を体系的に配置している。それぞれの教育課程・教育プログラムに従って、各学科・専攻において、教育課程としての教養科目が設置されており、専門教育により社会的自立手段としての専門教育を行う一方で、教養教育ならびにカレッジアワーにおける仏教法話やキャリア教育、アドバイザーをはじめ教職員との日常的接触等を通じて社会人として要求される人間形成に勤めている。本学の建学の精神およびそれに基づく教育理念は、キャリア教育におけるキャリアアンカーと位置づけられ、毎年、点検・確認されるものの本学設立以来５３年間不変である。一方、各学科・専攻課程における専門・職業教育は社会的自立および貢献の手段と位置づけられ、社会・時代の要請に応じて点検・改善されており、不易流行の教育方針を貫いている。

各学科・専攻の教養科目は、主に心理学、女性学、語学、情報処理、基礎ゼミ等からなり、カリキュラムマップやカリキュラムツリーによって専門教育および「学位授与の方針」との関連が明確になっている。教養教育の効果を定量的に測定する方法については、キャリアプランニングシートや履修カルテの自己評価（備付-Ⅰ-24、備付-Ⅰ-23、備付-Ⅰ-40）、授業アンケート（備付-Ⅰ-61）、学生環境調査等を活用することで可能である（備付-Ⅱ-7）。これらの結果については、各学科・専攻会議、教務委員会、学生委員会、学務審議会などの各会議体で定期的に協議され、改善に取り組んでいる。

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

（2）　職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学は、本学園の建学の精神『仏教精神に基づく人格教育』に則って掲げた『誠・和・愛』の教育理念のもと、社会人としてふさわしい人間性と教養を持ち、社会で自立して貢献できる女性の育成を目的として教育を行っている。自立の手段として、幼児保育学科、生活科学科食物栄養専攻、生活科学科生活総合ビジネス専攻、および専攻科保育福祉専攻の学科・専攻を置き、それぞれの学科・専攻に関わる分野における職業教育を行っている。

特に、幼児保育学科は保育者養成施設として、生活科学科食物栄養専攻は栄養士養成施設として、専攻科保育福祉専攻は介護福祉士養成施設として、また、生活科学科生活総合ビジネス専攻は各種職業の実務者教育を通して職業教育を実施している。各学科・専攻において、教育課程としてのキャリア教育科目が設置され、系統的にキャリア教育を展開できるようになり、学生支援課における就職支援体制の強化（専門職員の充実）も加えて、短期大学設置基準第３５条に対応した社会的・職業的自立を図る全学的体制が築かれている。本学の各学科・専攻課程は、職業に密接した学科・専攻課程であり、そこでの教育の大半が職業教育となっており、各教員がそれぞれの学科・専攻課程の目指す職業に向けた教育の役割を担っている。とくに、幼児保育学科、生活科学科食物栄養専攻および専攻科保育福祉専攻は、それぞれ、保育者養成施設、栄養士養成施設および介護福祉士養成施設として、関係法令に即してその実施体制が整っており、生活科学科生活総合ビジネス専攻は各種職業の中から IT 系スタッフ、医療事務、観光サービスを中心とした実務者資格の取得を通して職業教育を実施している。また、各学科・専攻課程で設けられているキャリア教育科目等において、学長よりキャリア教育について講話を行い、自己のキャリアにおける職業観を形成し、職業教育の基盤としている。令和３年度はコロナウイルス感染拡大のため、現場実習が中止もしくは延期となり、必要に応じて一部学内実習に切り替えるなどの対応を行ったが、令和４年度については、施設実習等の実習期間を調整することで各学生の実習機会を保証することができた。

学生の多様な職業選択のニーズに対応するため、各学科・専攻課程の職業教育と学生支援課での就職指導を有機的に接続し、職業教育を展開している。具体的には、各学科・専攻課程においては、各種実習、インターンシップ、ビジネスマナー教育等を実施し、学生支援課においては、就職実践セミナーを開講し、学生支援課の職員だけでなく、外部からの講師も招いて、きめ細やかな指導を展開している。また、日常的には社会人としての言葉遣いや立ち居振る舞い等の指導を実施している（備付-Ⅱ-3）。

これらの職業教育の効果については、授業アンケート、学生の成績評価、実習先にお

ける学生への評価、就職状況、就職生の就業力調査における卒業生への評価、資格取得率、専門職への就職率等で測定・評価することができ、カリキュラムの検討、授業改善、学生へのキャリア教育の改善に活かしている。また、本学は、文部科学省の平成２４年度「大学間連携共同教育推進事業」に採択された、九州北部７短期大学（香蘭女子短期大学、精華女子短期大学、九州龍谷短期大学、佐賀女子短期大学、西九州短期大学部、長崎女子短期大学、長崎短期大学）の共同事業「短期大学士課程の職業・キャリア教育と共同教学 IR ネットワーク」において、職業教育の効果を測定・評価するための学習成果の量的・質的データの検討を進めるとともにその共有化を図り、職業教育の効果につながる査定方法を確立している。(備付-Ⅱ-2)。

［区分　基準Ⅱ-A-5　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
(2)　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
(3)　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
(4)　入学者選抜の方法（推薦、一般、総合型選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
(5)　高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
(6)　授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(7)　アドミッション・オフィス等を整備している。
(8)　受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
(9)　入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞

本学に開設されている幼児保育学科、生活科学科食物栄養専攻、生活科学科生活総合ビジネス専攻、専攻科保育福祉専攻ごとに、各学科・専攻課程の教育方針に基づき、「求める学生像」について、「入学者受け入れの方針」について明確にしている。

各学科・専攻課程の目標とする学習成果に対応する「入学者受け入れの方針」は平成２４年度に見直しを行い、各学科・専攻課程ごとの項目数を揃えた。さらに平成２８年度は、これに前文として目的・主旨に相当するものを付け加え、平成２９年度入学生には各学科専攻・専攻科ごとに望む人物像は尊重しつつ、方針全体としての形態を見直した。さらに、先に見直した「精華女子短期大学卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に関する内規」にある各方針との一体性および整合性をはかった。その主旨とは、本学が入学者のどのような力を発展・向上させるつもりか、入学者に求める能力は何か、高等学校段階までに培ってきたどのような能力をどのように評価するのかを述べたものである（提出-9、提出-2、規程-59)。

入学者受け入れの方針は、定期的に見直しを行っているが、平成３０年度入学生に

向けて、さらに、令和４年度入学生に向けて、カリキュラムの変更と連動して変更を行った。令和４年度の学生便覧から記載されている「入学者受け入れの方針」は以下の通りである。

精華女子短期大学入学者受け入れの方針に関する内規

１．目的

精華女子短期大学学則第１条に定める設置目的を達成するため、「入学者受け入れの方針」を定める。

２．入学者受け入れの方針

（１）本学の入学者受け入れの方針を、次のとおり定める。

精華女子短期大学は、その建学の精神である「仏教精神に基づく人格教育」を通じて、広く社会で自律実践・自立貢献する人を育成する。そのための高等教育機関のファーストステージとして、学びを必要とする人にその機会を提供する。入学を希望する人には、そこで必要な高等学校等における基礎的な知識・理解、技能、表現力、意欲等が備わっていることを求める。入学者選抜では一定能力以上の入学試験による選抜、一定水準以上の成績を持つ生徒の推薦により判定を行う。

（２）各学科専攻・専攻科の入学者受け入れの方針を、次のとおり定める。

幼児保育学科の入学者受け入れの方針は次のとおりである。

①保育・福祉に興味、関心がある人
②目的意識が明確で、保育者になる意欲のある人
③何事にも努力し、学び続けようとする人
④自らの考えを表現し、他者とコミュニケーションがとれる人
⑤感謝と思いやりの心を持ち、慈しみの心で人と接することのできる人

生活科学科食物栄養専攻の入学者受け入れの方針は次のとおりである。

①食や健康に興味、関心がある人
②将来、栄養士として社会に貢献したいという夢を持つ人
③何事にも努力し、前向きに学び続けようとする人
④自らの考えを表現し、他者とコミュニケーションがとれる人
⑤感謝と思いやりの心を持ち、慈しみの心で人と接することのできる人

生活科学科生活総合ビジネス専攻の入学者受け入れの方針は次のとおりである。

① IT、医療、観光、など多様な分野に関心がある人
②地域の文化や経済に興味があり、将来さまざまなビジネス分野で長期に活躍をめざす人
③何事にも努力し、前向きに学び続けようとする人
④自らの考えを表現し、他者とコミュニケーションがとれる人
⑤感謝と思いやりの心を持ち、慈しみの心で人と接することのできる人

専攻科保育福祉専攻の入学者受け入れの方針は次のとおりである。

①介護福祉に興味・関心がある人
② 目的意識が明確で介護福祉士・保育者になる意欲のある人
③ 何事にも努力し、前向きに学び続けようとする人
④自らの考えを表現し、他者とコミュニケーションがとれる人
④ 感謝と思いやりの心を持ち、慈しみの心で人と接することのできる人

また、本学への入学を志願する者に対しては、入学者受け入れの方針、選抜方法についても学生募集要項および HP で明示している（提出-9、提出 3)。

入学前の志望動機の大部分が各学科・専攻課程で取得できる免許・資格と進学・就職

状況であることから、これらを学習成果の一つと捉え、各学科・専攻課程ごとに過去の実績および資格取得者数の実数を大学案内別冊に記載して学内外に公表している（備付-Ⅱ-8)。特に、資格・検定については、取得を推奨・支援する資格・検定に分けて、履修が必要な科目等についても一覧表にしてわかりやすく説明されている。

入試選抜には、①学校推薦型選抜　②総合型選抜　③一般選抜　④社会人選抜等があり、入試種別に沿って厳正に選抜している。一般選抜を除いたすべての試験において、受験生に面接を行い、「入学者受け入れの方針」への対応を確認して実施している（提出-9）。また、一般選抜は筆記試験のみであるが、調査書の記録を点数化することで、「入学者受け入れの方針」への対応を確認している。入学者の選抜にあたっては、入学前の志願者の能力・適性等を判定するに当たり、高等学校段階で育成される学力の重要な要素（基礎的・基本的知識、思考力、判断力、表現力、学習意欲等）を適切に判断することができるように採点基準を設けて実施している。

授業料、寮費、その他入学に必要な経費については、学生募集要項の中に明記している。また、在学中にかかる教科書、学用品費等についても、各学科・専攻課程別に大学案内別冊の中で概算費用を示している。

受験生の問い合わせなどにも学生支援課、入学広報課を中心に適切に対応しており、アドミッション・オフィスとしての業務を組織的に遂行する体制ができている。

また、先述した高短連携部会および併設高等学校の進路担当教員との打合わせを実施する中で、入学者受け入れの方針についても高等学校からの意見を伺っており、これらの意見を踏まえて定期的に点検を行っている（備付-Ⅰ-55)。

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学および学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学習成果に具体性がある。

(2)　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

(3)　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞

各学科・専攻の教育課程の目標とする学習成果には具体性があり、成績評価、免許・資格取得状況、就職状況および編入状況、実習現場からの評価、履修カルテ（教職課程）による学生自己評価など具体性がある。また、カリキュラムマップを活用することで、「学位授与の方針」の各項目についても学習成果として捉えることができる。

各学科・専攻課程の目標とする学習成果は達成可能で、一定期間（２年間、専攻科は１年間）での獲得が可能である。卒業要件を充足した学生の多くが幼稚園教諭二種免許状および保育士資格、栄養士免許、各種実務資格、介護福祉士資格などを取得することからも明白である。各学科・専攻課程の資格・免許取得状況は表Ⅱ－１～表Ⅱ－４のとおりで、令和４年度は幼稚園教諭二種免許８９．１％、保育士資格９１．６％、栄養士免許９８．２％、介護福祉士資格１００％で、教育職員二種免許、保育士資格、栄養士免許、介護福祉士資格取得率は、毎年高い率となっている。生活総合ビジネス専攻の目標

とする学習成果は、「入学者受け入れの方針」に叶う学生で学習意欲があれば一定期間内で獲得可能である。より多くの資格取得による職能確立を行い、就職に結びつくことで明確となる。学習意欲が低い、又は学力不足、進路変更などの理由で、免許・資格を取得せず卒業する学生へは２年間を通して一人ひとりに丁寧な指導を実施しているが、一定期間内に達成できない場合は、科目等履修生制度により卒業後に取得することも可能である。

表Ⅱ－１　幼児保育学科　年度別卒業者数および免許・資格取得者数（人）

資格/取得者数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
卒業者	145	127	92	116	119
幼稚園教諭二種免許状	139	116	81	101	106
保育士資格	140	121	87	105	109
レクリエーション・インストラクター	24	14	1	17	6
自然体験活動リーダー	54	40	0	33	35
キャンプインストラクター	24	6	0	3	4
こども音楽療育士	12	10	11	11	11

表Ⅱ－２生活科学科食物栄養専攻　年度別卒業者数および免許・資格取得者数（人）

資格/取得者数	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
卒業者数	72	64	51	45	57
栄養士	71	63	50	45	56
栄養教諭二種免許状	20	12	7	10	10
フードスペシャリスト	33	33	30	17	18
秘書士	49	53	22	17	8

表Ⅱ－３生活科学科生活総合 ビジネス専攻年度別卒業者数および免許・資格取得者数（人）

資格/取得者数	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
卒業者	67	80	62	83	72
プレゼンテーション実務士	2	0	4	0	1
医療管理秘書士	8	6	2	4	4
医事管理士	37	34	26	43	27
情報処理士	3	2	27	29	42
上級情報処理士	5	2	7	3	3
ビジネス実務士	22	9	7	12	7

上級ビジネス実務士	11	4	12	37	35
社会調査アシスタント	3	4	3	0	3

表Ⅱ－４専攻科保育福祉専攻　年度別卒業者数および免許・資格取得者数（人）

資格/取得者数	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
修了者	21	10	19	7	14
介護福祉士	21	10	19	7	14
介護保険事務士	21				
福祉住環境ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ２級	1	1	3	3	1
ｾﾗﾋﾟｭｰﾃｨｯｸｹｱ・介護ｾﾗﾋﾟｽﾄ	21	10	18	7	14
インファントセラピスト		10	18	7	14

幼児保育学科のほとんどの学生が、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得して卒業し、令和４年度の就職者の９１．２％が幼稚園・保育所・施設の専門職就職を達成している。また、介護福祉士養成施設（本学専攻科）への入学者も１１名で、保育士養成施設を卒業し、かつ保育士資格を取得していることが要件となっていることなどから、学習成果には実際的な価値がある。

生活科学科食物栄養専攻課程の学習成果は、生活科学科食物栄養専攻課程の学習成果は、令和元年より日本栄養改善学会作成「管理栄養士・栄養士養成のための栄養学モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラムとなっており、定期試験等で栄養士としての基礎的な知識の確認を実施しているので実際的な価値がある。

また、生活科学科生活総合ビジネス専攻課程が目標とする学習成果は、高い教養を持って生きることが人生を豊かにし、職業又は実際生活に必要な能力（学校教育法第６９条の２）を持つことが家庭・社会に貢献するものであることから、実際的な価値がある。

専攻科保育福祉専攻では、１００％の学生が介護福祉士国家試験受験資格を取得して修了し、受験、全員合格した。開設以来１００％の就職率で、介護施設、幼稚園、保育所、児童福祉施設への専門職就職を達成しており、学習成果には実際的な価値がある。

各学科・専攻課程の学習成果は、基準Ⅰ-B-２に記載した測定の仕組みにより測定可能で、目標とする学習成果の達成は学則第１４条に則って測定している。

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

(2)　学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3)　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

本学では、学習成果を「学習の結果としてもたらされた個人の利得(Gain)」、すなわち、本来の意味での Student Learning Outcomes と捉えているので、 それぞれの教育課程を通して個々の学生が修得した学習成果の測定や評価について検討されているものの、「各学科・専攻課程の学習成果」として明文化はされていない。しかしながら、各学科・専攻課程の教育課程を通して個々の学生が修得すべき学習成果は、各学科・専攻課程の教育目的・目標の設定と「学位授与の方針」に包括している。また、それぞれの教育課程を受けた学生の平均的又は総括的な学習成果を量的・質的データとして教育を改善する仕組みを持っている。

しかし、各教科の到達目標とディプロマポリシーとの関連性が分かりづらかったことから、令和２年度中にシラバスの内容を一部改訂し、令和３年度より運用している。

教育の効果の点検・評価に当たり、各学科・専攻課程の全学生の学習成果を総合して得られた種々の量的・質的データに基づき学習成果の獲得状況を測定している。各学科・専攻課程の学習成果の測定・評価方法の現状は以下の通りである。

（１）幼児保育学科

学習成果については、令和４年度は原則、対面授業の形式によって、定期試験、レポート、実技試験、授業中に行う小テストや発表等を通して、保育者として必要な専門的知識・技術の確認を行っている（学校感染症が懸念される学生に対しては、前年度に引き続き遠隔授業等も活用しながら学習成果の積み重ねに努めてきた)。また、学習成果の認定は、成績評価だけでなく保育者養成の要ともいえる教育実習、保育所実習、施設実習の前に実施する資格審査や、実習後に得られる実習現場からの評価・助言等を通して実施している。実習資格審査については、従来「実習資格基準」として示し対応してきたが、平成２３年度に「学外実習に関する実習資格判定基準」を策定し、平成２４年度より学科内申し合わせ事項として学生・保護者に周知し適用した。さらに平成２５年度より「学外実習に関する実習資格基準内規」として学生便覧に示し、施行している。また、実習現場からの評価・助言においては、「基本的習慣」「積極性」「明朗性」等人格教育・人間形成にかかる項目についても評価を受けており、学習成果として測定されている。令和４年度卒業生は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に留意した上で施設実習等の実習期間の再調整を行いながら実習現場からの評価を得た。

さらに、教育課程にそって必要な単位を取得することによって付与される幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得状況や保育職への就職および関連学科への進学状況からも学習成果をうかがい知ることができる。

また、平成２３年度より「履修カルテ」を活用し、学生による学習成果の自己評価も行ってきた。令和３年度についても学生自身が「履修カルテ」を自ら入力することを通して２年間の学習成果を把握することができた。

（２）生活科学科食物栄養専攻

学習成果は定期試験、レポート、実技試験、食物栄養セミナー発表等で評価し、栄養士として必要な専門的知識・技術の確認を行っている。学習成果の認定は、成績評価だけでなく栄養士養成の要ともいえる校外実習（事業所実習（必須）、病院実習（選択））の前に実施する資格審査や、実習後に得られる実習現場からの評価・助言等を通して実施している。実習現場からの評価・助言においては、「基本的習慣」「積極性」「強調性」等、人格教育・人間形成にかかる項目について総合的に評価を受けており、学習成果として測定されている。これらは栄養士免許の取得状況や栄養士への就職および４年制大学（管理栄養士課程）等への編入・進学状況からも学習成果をうかがい知ることができる。

また、学習成果の習得状況を可視化するための新たな手法として、令和元年度からキャリアプランニングシート（備付-Ｉ-24）を全学的に導入している。本シートは、カリキュラムマップに示した各科目の配分ポイントに、実際に学生が修めた成績を乗じることで得られる数値を、半期ごとに加算していくことで、ディプロマポリシーに示した各能力をどの程度伸ばすことができたのかを可視化（数値と棒グラフ）したものである。カレッジアワー等を利用して学生自身が自分の成績表を見ながら入力し（4 月、10 月）、自動計算された数値が棒グラフとして表示される仕組みとなっている。単なる単位の積み重ねだけではなく、その結果として実社会で必要とされるディプロマポリシーに示した各能力を、どの程度身につけることができたのかを、棒グラフとして視覚的に学生は認識することができるため、学生たちの学習意欲の向上にも繋がっていると考えられる。本シートに示された各学生の能力の伸びに応じた学習指導（例えば、棒グラフの伸びが芳しくない場合は、その能力へのポイント配分が高い科目については特に頑張るよう指導する等）を行うと共に、各学年の各能力についての卒業時点での平均値をとりその推移を見ることで、配置した科目や科目の内容、あるいはカリキュラム全体の見直し・改善等にも今後活用できると考えている。令和３年度卒業生の各能力（DP1、DP2、DP3、DP4）の卒業時点における平均達成率（%）は、それぞれ６１．８%、５９．９%、５６．８%、４５．２%であった（※開講している全ての科目で「秀」の成績を修めた学生の達成率が１００%となるように計算）、一方令和４年度卒業生の各能力の卒業時点における平均達成率（%）は、それぞれ５９．２%、５７．９%、５４．１%、４０．５%で、昨年度に比べて若干減少傾向が見られた。これについては、おそらく各学生の成績が昨年度に比べて低下したというよりはむしろ、各学生が履修する科目自体の数（特に栄養士必須ではないその他の選択科目）が減ったためではないかと推察された。次年度は、将来を見据えてさまざまな科目・資格に興味・

関心を持って受講するよう学生らに働きかけたいと考えている。

さらに、栄養士実力認定試験、フードスペシャリスト資格認定試験の結果についても学習成果の量的データとして活用し、科内で点検、改善に努めている。令和４年度の栄養士実力認定試験については、昨年比 A 判定は２６％増、B 判定は１６％減、C 判定は１３％減という結果であった（備付-Ⅰ-41）。令和３年度から、卒業前に社会で必要とされる栄養士としての基礎知識や思考力を向上させるために、関連科目についての振り返りや知識の定着化を促すような内容を既存科目であるキャリアデザインⅠとⅡの中に盛り込み実施している。さらに、本年度からはキャリデザインⅡを栄養士の必須科目に変更している。それらの効果が、徐々に栄養士実力認定試験の結果にも表れてきているのではないかと推察している。今後もシラバス内容を一部修正する等のさらなる工夫を継続的に行っていきたいと考えている。

フードスペシャリスト資格認定試験については、令和４年度の合格率は７８％で、令和３年度の５９％に比べて１９％増であった（備付-Ⅱ-9）。こちらのフードスペシャリストの合格率についても近年徐々に向上している傾向にある。フードスペシャリスト資格取得の意義等を、今後も学生らに丁寧に説明し、資格取得に向けた学生らのモチベーションがさらに高まるよう努めたいと考えている。また、前述の栄養士実力認定試験もそうであるが、合格率や判定比率について年度目標を設定し、両試験とも専任を中心に対策講座を進め、それぞれの結果については各担当教員にフィードバックして次年度改善に努めている。

両試験とも不合格者や判定が低い学生は、授業態度や成績、出席状況など学習意欲・学生生活全般が関連していると考えられることから対策が必要である。どちらの試験も学習成果の指標にはなるが、結果が就職や卒業、栄養士資格取得に直結するわけではないため、資格取得の意義や目的を見出せないまま学習意欲をなくす学生が増加しているように思われる。改善策の一つとして、栄養士の社会的地位の向上や賃金の上昇等も考えられるが、本学ができることとして、もっと社会で活躍している卒業生の話や姿を見せていく、あるいは栄養士や食の専門家として社会で活躍できる就職の幅を広げていく等の工夫が必要ではないかと考えられる。

（３）生活科学科生活総合ビジネス専攻

学生は平成２３年度以降「キャリアプランニングシート」を用い、期ごとに学習・学生生活を振り返り、自己点検および自己評価を行っている（備付-Ⅰ-24）。それをもとに、学生一人ひとりが当期又は卒業後の目標を設定している。平成２４年度以降は学習成果の自己評価推移を PC 上で可視化できるように改善した。さらに、平成３０年度以降にはアンケートを主とする Web 版キャリアプランニングシートと成績等のセンシティブ情報を伴う Excel 版キャリアプランニングシートを併用し、学生は２タイプのキャリアプランニングシートで自己管理していたが、令和２年度以降は Excel 版キャリアプランニングシートに統合した。また、併行して学生は２年次１月の卒業前において、自己評価のほかに保護者を含む外部社会人による他者評価も取り入れている。それに伴い学生は主観的かつ客観的な自己分析を行い、それぞれの卒業後の課題や対策について「自己改革案」を報告している（備付-Ⅰ-42）。

また、教育課程に関連した学生の資格取得に向けて年間を通してサポートし、学習成果の評価材料としている。以下の資格取得状況や一般企業、特に本専攻がカリキュラム上ターゲットとする業界や職種での就職状況からも学習成果がうかがわれる（備付-Ⅰ-36)。

Excel 版キャリアプランニングシートは成績と連動した５シートからなるファイルである。本専攻の教育目標であるディプロマ・ポリシーと対応させた１１の能力（表Ⅰ－２参照）を２年間で展開される全科目に貢献度比重（ポイント）を割り振っている（カリキュラムマップ参照)。そのうえで、期ごとに学生自身が獲得 GP（グレードポイント）を入力し、卒業までに獲得すべき能力の達成状況を可視化できるようにしている。

令和４年度卒業生７２名の卒業時における学習成果は以下のとおりである。

卒業単位数平均	６４．５単位	卒業時 GPA 平均	２．７
履修科目総数平均	４９．２科目	履修率平均	７５．８％

令和４年度卒業生は全般に高得点を狙う学生が少なかったため、学生時代の成績やその集約である GPA が今後の社会活動においてどのように活用されるかを事例で紹介する必要があるだろう。

また、表Ⅰ－２に示した能力カテゴリー（１１の能力）別の令和４年度卒業生７２名の各能力平均達成率は以下に示すとおりである。

①仏教精神平均達成率６０．９％（前年度７４．９％）
②働く意欲と取り組み平均達成率５２．７％（前年度４８．７％）
③責任感平均達成率４４．９％（前年度５１．９％）
④ビジネスマナー平均達成率６９．３％（前年度６３．４％）
⑤コミュニケーション平均達成率４９．７％（前年度５９．６％）
⑥チームワーク平均達成率７１．６％（前年度６４．５％）
⑦チャレンジ意欲平均達成率６０．９％（前年度４３．２％）
⑧考える力平均達成率５１．６％（前年度５４．１％）
⑨ホスピタリティの実践平均達成率６４．９％（前年度５５．２％）
⑩医療事務平均達成率４４．６％（前年度４８．８％）
⑪ホテル・観光・ブライダル平均達成率３７．６％（前年度５１．１％）

上記に示すとおり⑩医療事務⑪ホテル・観光・ブライダルの低迷は遠隔授業や新型コロナによる観光・サービス系科目の不人気、インターンシップや学外での実践的な実務的能力の修練と関わっている可能性が高い。

なお、実態に即したカリキュラムマップが有用であり、その精度を上げる必要があるため、毎年カリキュラムマップの再チェックを実施している。

また、表Ⅱ-４に卒業生の資格取得状況を示した。令和４年度卒業生７２名の在学中資格取得総数は２６４で、平均は３．７であった。二年間にわたる総資格取得数および卒業生１人あたりの平均取得数は前年度を上回った。就職内定の早期化や２年次になるにしたがい、資格取得に対する熱意・やる気が薄れていく傾向があるため、やる気の

継続をサポートしていくための対策が急務である。なお、次年度２年次後期カリキュラム内に新科目マルチスキル開発を導入し、卒業までスキルアップの啓発を促す予定である。

表Ⅱ-４　　令和４年度卒業生資格取得状況

［取得資格］		［目標資格］	
■医療管理秘書士	４名	■秘書技能検定３級	３８名
■医事管理士	２７名	■秘書技能検定２級	１０名
■情報処理士	４２名	■ビジネス文書検定３級	２０名
■上級情報処理士	３名	■ビジネス文書検定２級	２名
■ビジネス実務士	７名	■日商簿記検定３級	１名
■上級ビジネス実務士	３５名	■ＩＴ パスポート	１名
■プレゼンテーション実務士	１名	■日商ＰＣ検定３級	６名
■社会調査アシスタント	３名	■サービス接遇検定３級	５６名
		■サービス接遇検定２級	８名

次に、表Ⅱ－５は令和４年度卒業生の進路状況である。本専攻はホスピタリティとマネジメントを教育コアに重視したカリキュラムである。業界はさまざまである中、令和４年度は事務職に５３．８％、販売・サービスほかに４６．２％が従事した。

表Ⅱ－５　令和４年度進路状況

年度	卒業者A	就職希望者B	就職決定者C	就職決定率（%）C/B	内訳			進学D・留学	その他E	進路決定率（%）(C+D+E)/A
					事務職	販売・サービスほか	就職活動支援中			
令和４年度実績	72	65	65	100.0	35	30	0	2	5	93.1

（４）専攻科保育福祉専攻

学習成果は、定期試験、レポート、実技試験、授業中に行う小テストや発表等で評価し、介護福祉士として必要な専門的知識・技術の確認を行っていくとともに、日本介護福祉士養成施設協会が行う「学力評価試験」を全員が受験し７０％以上の正答を課している。また、平成２９年度から介護福祉士養成施設修了者にも国家試験が付与された事を受け、専攻科学生全員に受験を課すことにより客観的学習成果および国家資格認定基準としている（備付-Ⅰ-43）。学習成果の認定は、成績評価だけでなく介護福祉士養成の要ともいえる介護福祉施設での実習後に得られる実習現場からの評価・助言等を通して学習成果を評価している。また、介護実習のまとめとして「介護職実践セミ

ナー」発表会にむけて学生一人ひとりがまとめるレポート等を冊子にしている。介護職実践セミナーでは、全ての学生が発表することで学習成果を共有し評価している。さらに教育課程にそって必要な単位を取得することによって付与される。介護福祉士資格やセラピューティック・ケア介護セラピスト並びにインファントセラピスト、福祉住環境コーディネーター２級の資格等の習得状況や介護職、保育職への就職状況からも学習成果が伺える（備付-Ⅰ-36）。

教育の効果を改善するために、学生の学習成果を総合して得られた種々の量的・質的データに基づき教育効果を評価する仕組みをもっており、それは以下の通りであり、教育改善の資料とされている。

①教育課程

授業科目ごとの成績評価表に基づき、GPA 制度を導入し、期ごとの成績推移を追跡することで、教養と職能の習得度の一面を量的データとしている（備付-Ⅱ-1、備付-Ⅰ-35）。また、授業科目ごとの授業評価アンケートの内、学生自身に関する評価項目は、授業科目ごとの到達目標に対するデータとみなすことができる。各学科・専攻課程では、キャリアプランニングシートを作成し、学生が本学で身につけるべき能力を自己評価で確認しており、多数項目のチェックと言語記述により、学習成果の一面を量的・質的データとすることができる。さらに平成３０年度からは、各期に学生自身が獲得 GP を入力することで、卒業までに獲得すべき能力すなわち「卒業認定・学位授与の方針」を基点とした学習成果の達成状況の可視化ができる仕組みを全学的に整備し、「キャリアプランニングシート」の名称で統一して令和元年度から運用を開始している。

さらに、保育者養成、栄養士養成および介護福祉士養成のために実習を体験しており、生活科学科生活総合ビジネス専攻においてもインターンシップを体験しており、その評価からも学習成果が測定できる。

②資格取得者数

資格取得は、各学科・専攻課程の重要なプログラムであり、資格取得率は学習成果の測定の資料となる。各学科・専攻課程では、学生の希望により、複数の免許・資格を取得できるシステムを整備している。学生の資格取得率は、学習成果の量的データとして利用できる。

③進路決定（就職、進学）

幼稚園、保育所、介護福祉施設、病院や医療機関、一般企業等から卒業後の就職内定を得ることも、学習成果の表れの一面と考える。幼児保育学科と生活科学科食物栄養専攻と専攻科保育福祉専攻では、専門職に就職する割合が非常に高い。令和２年度の進学者は、生活科学科食物栄養専攻から １名が４年制大学３年次に編入した。また、本学の専攻科保育福祉専攻へ１４名が進学している。進学・就職合わせた進路決定率は学習成果の量的データとして利用できる。

④資格試験、国家試験

生活科学科食物栄養専攻では、栄養士養成施設協会が実施する栄養士実力認定試験の各判定結果の比率およびフードスペシャリスト協会が実施するフードスペシャリスト認定試験の合格率を学習成果の量的データとして活用している。また、専攻科保育福祉専攻では、国家試験である介護福祉士の合格率を学習成果の量的データとして活

用している。

学習成果の学内外への公表については、幼児保育学科では、昭和５８年度から行ってきた卒業研究発表会を平成２４年度にキャリア形成ゼミ発表会、令和元年度よりゼミ発表会としてさらに継承・発展させ、保育・教職実践演習（幼稚園）において培ってきた各ゼミの１年間の学習成果を１年生、２年生および教職員を対象に発表している。令和３年度はオンデマンドでゼミ発表会を実施し、各ゼミで作成した発表動画を教職員が視聴できるようにした。発表にあたっては要旨集を作成し、配付している（備付-Ⅰ-45)。また、ゼミ発表会の成果を踏まえ、ゼミレポートを作成・発行し、令和３年度より大学 HP 上で学内外に配付を行っている（備付-Ⅰ-46)。さらに、地域の子育て支援活動や幼稚園・保育所・施設についてはオンラインで実施し、保育・療育実践を通した学習成果の発表を行っている。これらの活動を含め、令和２年度から子どもや地域の保護者等を対象とした動画作成を行い、保育現場への提供や本学 HP での公開を行っている。

生活科学科食物栄養専攻では教育目的、教育目標の周知を専攻内教員の共通理解のもと、毎年「食物栄養セミナー発表会」を１年間の学習成果として発表している。発表会は２年生のみならず、１年生および教職員を対象に行っており（令和２年および３年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため発表会を中止した）、「食物栄養セミナー研究発表会要旨集」を作成・発行、配布している。また要旨集とは別に、食物栄養セミナーで培ってきた学習成果の一部を「食物栄養セミナーレポート」として作成し、令和２年度より大学 HP 上で広く公開している（備付-Ⅰ-47、備付-Ⅰ-48）。

生活科学科生活総合ビジネス専攻では、就職率、内定企業一覧、資格・検定取得実績など認知的学習成果の一部は、大学案内、HP、オープンキャンパスなどの行事の際に明示している。さらに「生活総合ゼミナール発表会」を実施し、そのデジタルリーフレットを発行している（備付-Ⅰ-49)。令和３年度から大学 HP などで発表会の一部を限定で学内外に公開している。

専攻科保育福祉専攻では「介護職実践セミナー」を介護施設職員や地域住民、保護者、学内関係職種の出席のなかで開催し、その「要旨集」を配布している（備付-Ⅰ-18)。さらに東筑紫短期大学、九州大谷短期大学および本学との３短大合同の「三短大合同介護職実践セミナー」も実施している（備付-Ⅰ-19)。

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2)　聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8 の現状＞

実習がある学科・専攻課程では、教員が実習先を訪問する際に、卒業生の動向・評価等を尋ね、さらに本学の教育に対する要望等についても聴取している。聴取した結果は、所定の報告書にまとめて、学生支援課と各学科・専攻課程で情報を共有することで学生指導等に活用できるようにしている。また、就職依頼や就職御礼の挨拶で学生支

援課職員が訪問をする際にも、卒業生の就業状況や就職先からの要望等を聴取している。また、令和元年度には卒後３年以内の卒業生を対象とした「意欲・考える力・コミュニケーション力・職業人意識」の４要素を柱とした卒業生の就業力調査を各就業先へ実施した。令和２、３年度に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため見送った（備付-Ⅰ-27）。令和４年度は実施することができた。実施にあたっては、教務委員会、学務審議会等で審議し、学生支援課と打ち合わせ、精査、確認のうえ行った。

幼児保育学科では、実習時に教員が訪問をする際に、卒業生の動向・評価等を尋ね、雇用者からの要望等を聴取している（備付-Ⅰ-28）。その結果は、学科会議等で共有し、それぞれの学習成果の点検に活用している。また、実習指導Ⅰ～Ⅴ、キャリア形成演習では卒業生を含む現場の先生方の講演をいただき、卒業生の姿を学生指導等に役立たせている。６月初旬に行われている里帰りの会の際には、卒業して３カ月が経過した時点での就労状況の把握や個々の問題に対する解決の支援をしており、アンケート等を通して在学中に指導すべき点を確認して教育改善にも役立てている（備付-Ⅱ-10）。令和４年度は里帰りの会を６月に対面およびオンラインにて同時開催し、卒業生の課題解決支援に努めるとともに、在学生への指導事項についても確認した。なお令和元年度、令和４年度に実施された卒業生を対象にした就業力調査については評価平均値の集計および記述回答について学科会議にて学習成果を各教員間で共有した。評価平均値が最も低かった項目「必要な専門知識を有している」に関しては、各教員が授業内容および授業方法についての改善に引き続き取り組んでいくとともに、実習指導・キャリア形成演習でも指導を強化していく必要性が考えられ、各担当教員で検討を進めている。

生活科学科食物栄養専攻でも同様に、実習時に教員が訪問をする際に卒業生の動向や評価等を尋ね、雇用者からの要望等を聴取している（備付-Ⅰ-28）。その結果については学科会議等で共有し、教育改善に活用している。また、「食物栄養基礎ゼミⅠ・Ⅱ」、栄養指導演習では現場の先生方（主に本学卒業生）に講演をしていただき、学生指導等に役立たせている。さらに卒業生を対象に管理栄養士国家試験対策講座を実施し、卒業後のキャリアアップにも努めている（備付-Ⅱ-11）。社会人１年目の卒業生を対象に実施している「里帰りの会」では、卒業後約半年経った時点での就労状況の把握や個々の問題に対する解決の支援をしており、ここでの内容を通して在学中に指導すべき点を確認し、教育改善に役立てている（備付-Ⅱ-10）。令和４年度については新型コロナウイルス感染状況にある程度の落ち着きが見られたため、学内における対面形式で実施することができた（１１月）。また、上記の就業力調査において「必要な専門知識を有している」の評価値が低かった結果を踏まえ、この結果については食物栄養専攻内で毎年２年生の１２月に実施している栄養士実力認定試験の結果ともリンクしており、特に卒業を控えた２年生後期に栄養士として必要な専門知識・学力のボトムアップを図る必要があるのではないかと考えられた。そこで、昨年度から２年生前・後期の一部科目（キャリアデザインⅠ・Ⅱ）について、専門知識・学力の向上を図るためにシラバスの内容を修正して実施したところ、栄養士実力認定試験の結果が昨年度より向上し、その効果が徐々にではあるが表れているのではないかと推察された。次年度

もさらなる改善を加えつつ、継続して実施していく予定である。

生活科学科生活総合ビジネス専攻では、毎年本学非常勤講師でもある各業界の経営者らから学生の被雇用者としての要望等を聴収している。また、平成２６年度より学生のインターンシップ終了時に教員が受入先を訪問し、その際に実習生の評価および被雇用者としての要望等を聴取している。しかし昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため学外実習ができなかった。そのためインターンシップ終了時の要望等の聴取ができなかった（備付-Ⅰ-29)。非常勤講師の要望やアドバイスについては、専攻内で共有し協議の上、次年度教育課程やキャリア形成支援体制に反映させ改善している。また、ベンチャービジネスの理解やキャリア形成ゼミでは、各業界の経営者や卒業生講話を通して、業界の現状や体験談を生の声で聴くことで学生の実社会の理解に役立てている。さらに、卒業生も含め働きながらも自身のスキル向上を目指せるように、Web 上で学内外での検定試験実施・サポート情報を提供し、生涯学習の支援を行っている（備付-Ⅰ-30)。例年、直近の卒業生を対象に「里帰りの会」を実施している。「里帰りの会」では初年次の各業界における就労情報の把握や個々の問題に対する解決の支援をしており、ここでの内容を通して在学中に指導すべき点を確認し教育改善に役立てている（備付-Ⅱ-10)。さらに、上記の就業力調査において令和元年度より卒業生就業力調査を開始した（備付-Ⅰ-27)。総体的に職業人意識が低く、とりわけ専門性「必要な専門知識を有している」の評価値が低かった。また、生活科学科生活総合ビジネス専攻ではパソコンスキルや事務処理能力などが要望事項としてあがっていた。近年の早期内定後における時間の有効活用について学科会議等で協議した結果、内定後の持続的学習をサポートするために、パソコンスキルアップにも関連する「日商プログラミング検定」取得や１年次で取りこぼした資格取得のサポートを２年生後期に行うこととした。

専攻科保育福祉専攻では介護実習巡回時に教員が介護施設を訪問する際に、修了生の動向・評価等を尋ね、雇用者や上司からの要望等を聴取している（備付-Ⅰ-28)。その結果は、学科会議等で共有し、それぞれの学習成果の点検に活用している。また、「キャリア形成ゼミⅢ」の時間に修了生を招き就職後体験談等を聴くことで、福祉や介護を取り巻く様々な問題に関心を持ち続けるようにしている。修了 1 年後に行うリフレッシュ研修には毎年多くの修了生が集まり 1 年間の成果を語り合う場として活用されており、保育・介護福祉職としての意識の高さがうかがえているが、今年度はコロナ感染予防として SNS での開催となった。しかし、多くの修了生とは本学に来学や LINE 等の SNS で繋がっており悩みや職場について等の情報共有を行っている(備付-Ⅱ-12)。上記の就業力調査において「職業人としての自覚がある」の評価は高かったのに対して「必要な専門知識を有している」「理論や知識を実践できている」の評価値が低かった。この結果については介養協が行う学力評価試験結果ともリンクしており、さらに国家試験結果にも影響があると考えられる。専攻科では専門知識・学力の向上を図るために次年度に向けてシラバスの内容修正および国家試験対策講座の強化充実を行うことで対応したい。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

「学位授与の方針」を学生が獲得すべき学習成果として定量的に記述すると、学生をはじめステークホルダーに、各学科・専攻課程の教育課程を通して得られる人材像が理解しにくくなり、かつ、測定しにくい非認知的学習成果の記述が煩雑になる。したがって、教育課程を通して得られる態度・志向性、汎用的能力を質的表現で記し、「学位授与の方針」に対応する「卒業要件」を学習成果の到達目標としているが、「学位授与の方針」と「学習成果」が対応していることを、カリキュラムマップ等を活用してステークホルダーにより分かりやすく示すことが課題である。さらに、各教科の到達目標とディプロマポリシーとの関連性が分かりづらかったことから、令和２年度中にシラバスの内容を一部改訂し、令和３年度より運用している。「学位授与の方針」に対応する各学科・専攻課程の卒業要件は、基本的には社会的通用性があるといえるが、本学の教育の質の保証に関してさらに社会の信用を高めるためには、成績評価だけでなく実習現場からの評価や助言、また、卒業後の就職・就労状況なども含めて総合的に学習成果を測定・評価し、そのフィードバックと改善により「学位授与の方針」の社会的通用性を確認しなければならず、測定・評価した学習成果の体系的な把握とそれに基づく適切な PDCA サイクルを構築する必要がある。

今後の課題としては、平成２９年度から適用を開始した新しい「卒業認定・学位授与の方針」のもとで、学習成果の量的・質的データによる PDCA サイクルを実施し、引き続き時代の要請に従って各学科・専攻課程の「学位授与の方針」を定期的に点検することで、学習成果をより社会的通用性の高いものにしていくことである。教育課程改革にむけて、「卒業認定・学位授与の方針」と各科目の関連性を点数化したカリキュラムマップにより可視化している。さらに、「卒業認定・学位授与の方針」で掲げる各学科・専攻課程の学習成果の到達度を測定するルーブリックやポートフォリオなどを導入することで、学習成果と各科目の関係をより体系化するとともに、学習成果を定量的に査定する方法を次年度も引き続き全学的に検討していく。

さらに、教養教育の内容および実施体制は確立されているものの、これらの学習効果を定量的に測定・評価する方法についてはまだ十分とはいえない。今後、キャリアプランニングシート、履修カルテの自己評価、授業アンケート、学生環境調査等を活用することで、量的、質的な評価方法の確立を検討していく。

職業教育については、高等教育機関における教育改革が進行する最中、これからも、社会の要請、中央教育審議会の審議の動向を注視し、短期大学の役割・機能、分担を明確に定め、本学における職業教育の改善を遂行していく。また、学生の多様化に伴い、学生の状況に合わせた職業教育の内容、方法等の検討を行っていく必要がある。これまでも各学科・専攻課程において行ってきたカリキュラムの検討、授業の改善を継続していく。

年々、学力不振の学生が少しずつ増えてきており、免許・資格が取得できない、あるいは卒業できない学生がいる。また、学習意欲が低い学生も増えており、学生の個別的問題を発見して、学生にフィードバックし、適切な助言や課題の提示による学習支援や意欲・態度などの内面的向上を促すような職業教育を充実させることが今後の課題である。また、令和２年度よりコロナウイルス感染症対策を講じた教育として、可能な

範囲で ICT 教育の導入を取り入れた。しかし、教員、学生双方における情報伝達、スケジュール管理等の課題が生じた結果となった。令和４年度は基本対面事業での講義を実施したが、今後 ICT 教育を含めた多様な講義形態を展開するため、環境整備に努めていきたい。

卒業生の動向調査および就業先での評価についても学習成果の一つと位置付けており、令和元年度より開始した卒業生の就業力調査で得られた質的・量的データを活用することで、教育課程の見直しや学習成果の評価、就職支援等に活用できるよう全学的に取り組んでいく。令和２、３年度に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため見送った（備付-Ⅰ-27）。令和４年度は実施することができた。実施にあたっては、教務委員会、学務審議会等で審議し、学生支援課と打ち合わせ、精査、確認のうえ行った。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

一連の入試改革の一環として、「入学者受け入れ方針に関する内規」の主旨を明確化した。また、入試種別ごとの入試といわゆる「学力の３要素」との整合性を高めるとともに、これまでは組織上別個に進めてきた「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」についても、三位一体で「学力の３要素」に対応させることで一貫性を持たせることができた。

基準Ⅰでも述べたが、教育課程の編成については、「卒業認定・学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」と各科目の関連性をカリキュラムマップにより数値化している。これらの数値をもとに、学習成果の達成状況を可視化する「キャリアプランニングシート」を全学科・専攻課程で整備した。各期に学生自身が獲得 GP を入力することで、卒業までに獲得すべき能力すなわち「卒業認定・学位授与の方針」を基点とした学習成果を可視化する仕組みができ、平成３１年度から全学科・専攻課程で運用を開始し、令和２年度より完全 Web による入力を実施した。

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

＜根拠資料＞

提出資料

2：２０２２学生便覧
3：本学ウェブサイト
4：２０２３大学案内
8：２０２２年度授業計画（syllabus）
9：２０２３学生募集要項
10：２０２２年度学年暦

備付資料

Ⅰ-4：学内オリエンテーション計画表・配布資料
Ⅰ-20：令和４年度カレッジアワー一覧表
Ⅰ-21：各学科・専攻課程別　学外オリエンテーション資料
Ⅰ-22：履修カルテ（幼児保育学科）
Ⅰ-23：幼児保育学科履修カルテ自己評価集計結果
Ⅰ-24：キャリアプランニングシート（幼児保育学科、食物栄養専攻、生活総合ビジネス専攻、専攻科保育福祉専攻）
Ⅰ-26：幼児保育学科キャリアプランニングファイル
Ⅰ-27：卒業生の就業力調査票および調査結果
Ⅰ-28：実習訪問報告書（幼児保育学科、食物栄養専攻、専攻科保育福祉専攻）
Ⅰ-29：生活総合ビジネス専攻令和元年度インターンシップ 実習先企業・施設からの評価
Ⅰ-35：GPA 一覧表
Ⅰ-36：令和２年度～令和４年度　職種別就職状況
Ⅰ-46：２０２２年度「幼児保育学科ゼミレポート」
Ⅰ-47：令和４年度食物栄養セミナー研究発表会要旨集
Ⅰ-48：令和４年度「食物栄養セミナーレポート」
Ⅰ-49：２０２２年度「生活総合ゼミナール発表会パンフレット」
Ⅰ-60：令和４年度 FD/SD 活動の記録
Ⅰ-65：学科・専攻会議資料、議事録
Ⅰ-61：令和４年度授業評価アンケート質問項目および結果
Ⅰ-62：令和４年度授業評価に対する考察
Ⅱ- 3：令和４年度就職・進学支援年間計画
Ⅱ- 7：令和４年度学生環境調査結果のまとめ
Ⅱ-10：里帰りの会資料（アンケート含む）
Ⅱ-13：学生代表懇談会開催案内、議事録
Ⅱ-14：入学志願者に対する受験から入学手続きまでの書類

Ⅱ-15：２０２３学生募集要項
Ⅱ-16：各学科・専攻課程別入学前準備（課題）について
Ⅱ-17：学生個人調書
Ⅱ-18：進路登録カード
Ⅱ-19：学内 LAN の敷設状況
Ⅱ-20：２０２２年度化学補講（栄養士のための化学入門）スケジュール
Ⅱ-21：令和４年度栄養士実力認定試験・フードスペシャリスト資格認定試験対策講座スケジュール
Ⅱ-22：専攻科ガイダンス資料
Ⅱ-23：キャリア形成プログラムスケジュール
Ⅱ-24：クラブ活動紹介誌
Ⅱ-25：奨学生制度のお知らせ
Ⅱ-26：学生相談室だより
Ⅱ-27：学生相談室利用状況報告
Ⅱ-28：健康相談室（医務室）利用状況報告
Ⅱ-29：カフェテリアアンケート報告書
Ⅱ-30：保護者懇談会案内資料、アンケート集計表
Ⅱ-31：就職対策保護者懇談会案内資料

提出資料－規程集
91：学友会会則

［区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
⑥ 教員は、学生に対して履修および卒業に至る指導を行っている。

(2)　事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修および卒業に至る支援を行っている。

④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備および技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN およびコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程および学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教員は、各学科・専攻課程が目標とする学習成果の獲得に向けて責任を果たす努力をしており、「学位授与の方針」、シラバスに対応した成績評価基準により学習成果を評価し、授業態度、発問、小テストやレポート提出さらに定期試験等で学習成果の状況を適切に把握するようにしている。しかし、前述のとおり各教科の到達目標とディプロマポリシーとの関連性が分かりづらかったことから、令和２年度中にシラバスの内容を一部改訂し、令和３年度より運用している。

教員は、学生による授業評価を学期ごとに定期的に受けており、その結果を受けて、各教員が担当している授業科目について考察を提出し、次年度の授業改善のために活用している（備付-Ⅰ-61、備付-Ⅰ-62)。また FD 活動（研修会、公開授業への参加）を通して授業・教育方法の改善に努めている（備付-Ⅰ-60)。幼児保育学科では、令和４年度に学科内 FD を実施し、教育改善を図った。その内容は、前期期間中に各教員の講義・教育力向上と授業を通した学生状況等の把握を目的として公開授業期間を設けながら教員相互の授業見学を実施するものである。結果については、学科会議の際に記入内容を共有し各教員が今後の授業科目や学生指導に活用した。

授業内容について複数担当の場合は授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。また、学生の学習成果の獲得に関して、関連科目の授業内容について教員相互に意思の疎通を行い、協力体制をとっている。また、学科・専攻課程ごとの教員会議（学科会議）において授業内容についての情報交換・協議を行うことで、教員間の意思の疎通を図りながら問題の共有や解決に取り組んでいる。

教員は、各学科・専攻課程の学生に対して、教育目標に達する学習成果を得るための履修など学習全般の指導、並びに卒業に至るまでのキャリア形成に関する指導を行っている。また、学生の履修指導については、各学科・専攻課程において、履修カルテ、履修カルテ自己評価集計結果、キャリアプランニングシート等を活用しながら学習成果の獲得状況を把握・評価した上で、教科担当者やクラスアドバイザーを中心に履修および卒業に至る学習指導を行っている（備付-Ⅰ-22、備付-Ⅰ-23、備付-Ⅰ-24)。幼

児保育学科では、令和４年度も対面での実施が難しい時は、メールや Teams を利用し、チャットやビデオ通話等でも個別指導を行った。それ以外は対面指導を行った。

事務職員は、学科専攻が目標とする学習成果の向上に向けて責任を果たしている。学内事務部署は平成３０年度より、庶務課と会計課を統合し３課（総務課、学生支援課、入学広報課）および図書館にそれぞれ責任者を配置し、責任者を中心にそれぞれの部署の職務分掌を理解、共有し、業務に当たっている。これらの職務の遂行に際しては、学科･専攻の教育目的、目標の達成を把握し、学生の学習成果を認識し、教育目標の達成に貢献している。すなわち、学生に対して入学後の履修、そして卒業に至る迄の支援を行い、学生の成績記録を規定に基づき適切に保管している。また、SD の一つとして毎週の職員朝礼と事務局長主催の課長会議を通し事務局内の情報共有を行い、学生支援を行っている。

教職員は、一人ひとりの学生が目標とする学習成果が向上できるように、体育館、図書館、情報機器実習室、合同講義室、演習室などの施設を有効活用している。学科・専攻別では、幼児保育学科では器楽練習室、音楽室、レッスン室、音楽リズム室、防音楽器練習室、絵画工作室、心理実験室、観察研究室、小児保健実習室などの授業科目に対応した施設と各教室の視聴覚機器などを有効に活用している。令和３年度は新型コロナウイルス感染症対策として、２教室に分散し、オンラインで同時に授業が実施できるようにした。

食物栄養専攻では、調理実習室、集団給食実習室、試食室、食品加工実習室、実験室などの実習・実験室を整備し、各教室の視聴覚機器なども有効に活用している。

生活総合ビジネス専攻では､主に情報機器実習室A･Bおよびネットワークサーバー、クラウドファイルストレージ等を活用し、各教室の視聴覚機器なども有効に活用している。

専攻科では、介護実習室、入浴実習室を活用し、介護および医療的ケア技術向上の為、有効活用している。

また、教育課程および学生支援を充実させるために、授業中に学生の図書館やパソコン室の利用を促進し、教育情報の収集技術やコンピュータ利用技術の向上を図っている。

令和２、３年度は新型コロナウイルス感染症対策として、２教室に分散し、オンラインで同時に授業が実施できるようにし、令和４年度は原則対面授業を実施したが、感染拡大の際はオンラインを併用するなどの対策を講じた。

幼児保育学科や生活総合ビジネス専攻、専攻科は令和２年度から、食物栄養専攻は令和３年度から各自のスマートフォンを利用し、授業で使用するため Teams 等を活用できるようにオリエンテーション等でも促した。図書館司書は、学生の学習向上のために支援を行い、その支援のための利便性を向上させている。また、教職員は、学内のコンピュータおよびネットワークを授業や学校運営に活用し、教育課程および学生支援を充実させるために、コンピュータおよびネットワーク利用技術の向上を図っている。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備しており、学生は入学するとoutolook を通して学生用メールアドレスを取得し、２４時間３６５日、教職員との連絡がとれるようになっている（備付-Ⅱ-19)。学生の授業に対する理解度や満足度を向

上させるため、新しい情報技術を活用して授業方法の改善をしていくことは重要であるが、すべての教員がこれらの情報技術に十分に対応できている状況ではないため、教職員研修会で授業方法の改善として取り組んでいく必要がある。

令和３年度は、令和２年度に引き続き、新型コロナウイルス感染の収束がみられない中でのスタートとなった。特に授業形態については、前・後期ともに対面授業を基本としたが、緊急事態宣言が発出するなど油断できない状況であった。そのため、授業開始時間の繰り下げ、昼休み短縮、学年別隔週登校など対応し実施した。また、各学科専攻の特性や現状に対応しながら対面授業と遠隔・課題授業の ICT 教育とを併用し、教育の質の維持に努めた。後期もコロナ禍の状況は変わらなかったため、各学科専攻の特性や状況に応じて対面授業又は遠隔授業を実施した。

令和４年度は、原則対面授業を実施したが、感染拡大の際はオンラインを併用するなど柔軟に対応した。

令和２年度、緊急事態宣言の際はほとんどが課題学習となり学力の質保証が困難であったことから、令和３年度は反省・改善を踏まえ、遠隔および課題授業内容を対面授業同様に充実を図るよう Teams や Zoom、One Drive などを活用した双方向授業を実施した。しかし、スケジュール管理がうまくできない学生もおり、対応に苦慮する点もみられた。令和４年度は、昨年度に比べ対面授業が確保できたことから学生対応に対する問題は減少し、質の確保を維持できたと思う。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

(2)　入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(3)　学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

(4)　学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

(5)　学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

(6)　学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

(7)　学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

(8)　学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

(9)　必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れおよび留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(10)　学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学予定者に対しては、入学手続きに関する書類を送付しており、その中で授業や学生生活についての情報を提供している（備付-Ⅱ-14）。あわせて入学前準備課題を提示し、入学後の学習のイメージづくりを図るとともに、併設高等学校である精華女子高等学校では３回の導入教育を実施しており、入学後の情報提供、学習支援および学習の動機付けを行っている（備付-Ⅱ-16）。また、入学前準備課題については、令和元年度から各学科・専攻課程別にルーブリックを作成して評価を実施した。これは、新入学生の学力レベルや学習意欲を早期に把握することが目的であり、その後の学習支援や学生支援、中途の退学・休学の予防等にまで活用できるよう検討を開始している。評価結果については、学科・専攻課程の教務委員が集計、分析を行い、教員会議（学科会議）や委員会で情報を共有、入学後の教育指導につなげている。

入学後には、目標とする学習成果の獲得に向けて、年度初めの学内オリエンテーションにおいて学生便覧を配布し、学科長およびクラスアドバイザーより、教育方針、学位授与の方針、カリキュラム、単位取得、免許・資格、学生生活全般についてのガイダンスを実施している（備付-Ⅰ-4）。また、学生支援課職員が行う受講届けに際しては学生支援課職員によるガイダンスを行い、クラスアドバイザーや教務委員、科目担当者など関係教員からもアドバイスを行っている。

各学科・専攻課程における学習成果の獲得に向けた学習支援の取り組みは以下の通りである。

（１）幼児保育学科

本学科では、保育基礎ゼミにおいて、学習スキルの向上や学習態度の形成を含め、学習意欲の喚起を図っており、学習の動機づけに焦点をあわせたガイダンスを実施している（備付-Ⅰ-4）。令和３年度は遠隔授業で実施した内容もあるが、動機づけについては、対面授業を通して強化を図った。その他、学外オリエンテーション、カレッジアワー等を利用して学習支援を実施している（備付-Ⅰ-20、備付-Ⅰ-21）。学外オリエンテーションにおける研修では、１年生対象に「保育者に必要な基本的な専門知識・技術・態度を身に付ける（動機づけ・学習態度）、入学動機を確認し幼児教育を学ぶ覚悟を固める（学習に取り組む意欲を高める）」、２年生対象には「保育者に必要な基本的な専門知識・技術・態度を身に付ける（動機づけ・学習態度）、保育職への意識・意欲を高める（進路の見通しをつける）」を目標に、提言や体験的な学びによって、１年間の学習への動機付けを行っている。令和４年度には、学外オリエンテーションは実施できなかったが、「学科専攻別オリエンテーション」をはじめとして１年生は保育基礎ゼミⅠおよびⅡの授業において、２年生は実習指導Ⅳ・Ⅴ等を通して、保育職への動機づけを行った。平成２３年度からはキャリアプランニングファイルを作成・活用している（備付-Ⅰ-26）。保育・教職実践演習（幼稚園）等においてキャリアプランニングファイルをもとに個別面談を実施し、自己の目標を明確にし、学習を進められるよう指導を行ってきた。また平成２３年より履修カルテを作成し、資格取得に向けた科目の選択についての指導を行うとともに、実習等を通して自己の課題を発見した学生に個別面談を重ね、学習成果の獲得を目指している。令和４年度は、昨年度に続き新型コロナウイ

ルス感染症対策を講じながら、対面授業時に可能な限り個別面談を実施した。さらに、本学科においては、２年間の学習の集大成としてゼミレポートを作成し、学生に配付している（備付-Ⅰ-46)。令和３年度は、ゼミ発表会をオンデマンドで開催し、各教室に分かれて他のゼミの発表動画を視聴する形式で行ったため、ゼミレポートに加えて、発表動画を作成し、学内で教職員が視聴し評価をもらえるようにした。

基礎学力が不足する学生に対しての補習授業は、時間割上設定していないが、学位、免許・資格取得のために必要な知識・技術を習得するために、学生の必要度に応じて、教科担当者およびクラスアドバイザーによる丁寧な指導を実施し、適切な助言を行う体制を整えている。特に実習指導においては、課題内容の不十分な学生に対する補習を行っている。また、保育基礎ゼミを通し、学習方法や学習資源の活用について具体的に指導している。音楽実技や国語表現等については、時間外に丁寧な個別指導を行っている。令和３年度は遠隔授業実施期間等に、Teams のチャットやメールを利用して個別対応を強化した。また、前期終了後に、不可科目が複数あった学生に対して、学科教員が全員で対応できる機会を設け、再試験への取り組みを個別に支援した。

就学上の悩みの相談については、クラスアドバイザーによるカレッジアワーなどにおける個人面談を通して適切な指導助言を行う体制を整えている。令和４年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら、カレッジアワーでの対面による個人面談の他、電話やメールでのやりとり、Teams のチャット等を通して指導助言を行った。また、学科会議において学生指導情報を共有し、他の学科教員からの支援も可能にする体制をとっている。さらに、２年間にわたって開講される「実習指導」を学科教員全員で担当することにより、一人ひとりの学生の把握・個別指導に努めている。また、全学的なカウンセラー制度を利用し、クラスアドバイザーと連携して学習支援を行っている。その他、１・２年縦割りクラス編成、１・２年の交流授業の設定、クラブ活動等において先輩に相談できる体制も整備している。３年度は、昨年度に続き行事の中止に伴うクラスでの活動の減少により、クラスでの１・２年生の交流は少なかった。その中でも保育所実習に向けた１・２年の交流をオンラインで行ったり、施設実習に向けた情報共有をクラスで実施したり、１・２年の交流が少しでも経験できるように支援した。

進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援については、特段の配慮は実施していないが、本学独自の取り組みである代表委員会活動を通してリーダーシップ教育を促進している。代表委員会とは、学生中心に行う組織活動であり、各種行事の企画・運営を担うことを通してリーダーシップの養成やチームワーク力の養成に役立てている。この組織に属することリーダーとしての役割を考える自覚が生まれ、同学年のみならず後輩たちのモデルとして、学習に取り組む姿勢や実際の学習成果の獲得に積極的な効果を上げている。令和４年度には、一部の行事の中止等に伴い、代表委員会の活動が制限されることが生じたが、動画作成やオープンキャンパスへのオンライン参加等、活動方法を工夫しながら実施した。状況に応じた対応や最善の方法を模索する姿勢等新たな学習成果の獲得に繋がった。

また、留学生の受け入れについては、幼児保育学科の科目取得を多く希望した場合、受け入れを行っている。しかし、令和４年度は韓国の保育・幼児教育に関心を示した学

生もいたが、実際の交流は難しかった。

毎年、年度末には履修カルテを点検・整理することを通して、学習成果の獲得状況の量的データの分析を行っている。加えて、学科会議で各実習指導の指導内容の総括を行い、次年度に向けての学習支援方策について検討している（備付-Ⅰ-23、備付-Ⅰ-65)。

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、授業の実施方法等を工夫する必要があったが、原則は対面授業を行いながら学生の安全な学習環境構成に努め、感染症まん延状況に合わせながら、学生一人一人の学習機会を保証した。他方、対面授業時において、施設１日見学や自然体験実習等、移動、宿泊やグループ活動、体験活動が必要な授業については、各授業担当者を中心に検討を重ね、分散実施、オンライン活用による外部講師の講演等の対応をとりながら実施した。

学外実習については、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、令和４年度卒業生は施設実習等、実習先において実習時期の調整を行いながら実習を実施し、学習成果を保障した。

（２）生活科学科食物栄養専攻

本専攻で開講している食物栄養基礎ゼミでは、学習スキルの向上や学習態度の形成を含め、栄養士資格を活かしたキャリア形成を目指すとともに、目的意識の確立や学習意欲の喚起を図っている。その他、例年４月に行われる学内および学外オリエンテーションでは、１年生は栄養士の仕事、業務についてのDVDを視聴し、栄養士職への意識・意欲を高め１年間の学習への動機付けを行っている。２年生は学生支援課員より就職活動について説明を受け、将来なりたい自分を目指し、就職活動へ向けた目標設定を行っている。

本専攻は難易度の高い専門科目が多く、高校の「化学Ⅰ」、「生物Ⅰ」を基本とした専門科目が多い一方で、高校時にこれらの科目を履修していない学生もいることから、１年次前期に「栄養士のための化学入門」（全１０回）を補習授業として実施している（備付-Ⅱ-20)。２年次後期には、栄養士実力認定試験（原則全員）およびフードスペシャリスト資格認定試験（選択希望者）を受験させ、試験対策として補習授業（認定試験対策講座）を実施することにより、基礎知識の定着と学力の向上を図っている（備付-Ⅱ-21)。また、基礎学力が不足する学生に対しての補習授業は、時間割上設定していないが、学位、免許・資格取得のために必要な知識・技術を習得するために、学生の必要度に応じて教科担当者およびクラスアドバイザーによる丁寧な指導を実施し、適切な助言を行う体制を整えている。特に実習指導においては、課題内容の不十分な学生に対して時間外での指導を行っている。

進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援については、特段の配慮は実施していないが、卒業生対象の管理栄養士国家試験対策講座の受講や栄養士対象の各種講演会・勉強会等の案内、希望する編入学大学への編入学試験のサポート、あるいは令和３年度から開始した「登録販売者資格」の取得を目指した対策講座（全１０回）への参加の促しと資格試験受験のガイダンス等を行っている。「登録販売者資格」は、やや難易度の高い医療系の国家資格であるが、進度の速い学生や優秀な学生に受

験を促し、学習支援を行っている。

クラスアドバイザーはキャリアプランニングシートをもとに定期的あるいは必要に応じて個人面談を行い、一人ひとりの学生の把握・個別指導に努めている。また学生が自己の目標を明確にして学習成果の獲得を目指せるよう、学習、進路、学校生活に関する様々な相談に適宜助言をしている（備付-Ⅰ-24)。

近年、栄養士という職業に対するミスマッチや学習や進路での不安や悩み、そして増加傾向にあるのが人間関係やうつなどメンタル面での悩みを抱える学生が増えてきており、場合によってはカウンセラーへの相談を促すこともある。相談後はカウンセラーと情報共有を図り学生支援につなげている。授業に関する悩みについては、当該科目の教員が直接相談に乗ることが多いが、必要に応じて他の教員を交えて情報交換を行いながら対応を図ることもある。さらに専攻内では毎月学科会議を行い、学生の状況把握や学習成果の点検、対策および改善について協議を行っている（備付-Ⅰ-65)。

２年次の「食物栄養セミナー」では少人数のグループワーク形式をとっており、食や健康に関するテーマをグループごとに選び、様々な視点から調査、研究を行っている。これらの活動を通して、栄養士としての専門知識や技術を深く学ぶだけでなく、グループメンバーとの討議や共同作業を通じて、問題解決力やコミュニケーション力を高めることを目的としている。また、「食物栄養セミナー発表会」では、「食物栄養セミナー研究発表会要旨集」を作成し、グループでまとめた研究成果を全学生の前でプレゼンテーションを行うことで、栄養士に求められる「人に伝える力」を習得することを目指している（備付-Ⅰ-47)。さらに集大成として「食物栄養セミナーレポート」のリーフレットを作成し、大学HP上で学習成果の報告として広く公開している(備付-Ⅰ-48)。なお「食物栄養セミナー」は、教育的効果や学習意義が高いことから、平成２５年度入学生から卒業必修科目に変更している。

留学生の受入れおよび留学生の派遣（長期・短期）については、留学生が本専攻の科目取得を希望した場合は受け入れている。

年度末にはキャリアプランニングシートを点検・整理し、学習成果の獲得状況の量的データ分析を行っている。加えて、学科会議で次年度に向けての学習支援方策について検討している。

（３）生活科学科生活総合ビジネス専攻

本専攻では、目標とする学習成果の獲得に向けて、各学期初また資格・検定の準備期に際し、適宜ガイダンスおよび振り返りを行っている。これは学習の動機付けに焦点を合わせ、学習の方法や科目の選択、資格・検定の選択を主旨としている。まず、年度初めの学内オリエンテーションでは、学習成果獲得のため学生便覧や授業計画（シラバス)、資格別概要一覧等を配布、また資格取得支援サイトの紹介や専攻長およびクラスアドバイザーを中心に教育方針、カリキュラム、カリキュラムマップ、単位取得、資格取得、そして学生生活全般についてのガイダンスを行っている。受講届に際しては、学生支援課職員と共同で学生の疑問にその場で応答し、納得のいく履修計画の作成に努めている。あわせて、資格取得について理解を促進するため、印刷物（取得資格・目標資格概要一覧表）を作成し、年度初めに配布又はネット上（資格取得支援サイト）で

年間を通じて案内している。資格取得支援サイトには、各検定試験の日程、申込み日、無料セミナー日時、担当教員を紹介し、学生一人ひとりが受験計画を立てやすいように情報を提供している。

例年４月に行われる学外オリエンテーションでは、本専攻の学びの特色に合わせた企業研修を一部取り入れ、施設見学や施設担当者による講演を通して専門教育の理解を深めている。なお、研修内容の一部は２年生が企画し、旅程全体を管理運営している。１２月には生活総合ゼミナールにおける個人・グループによる研究発表会を実施し、学習の成果を１年生および他の教職員に公表している。併せて、年度末には、２年生の「生活総合ゼミナール」での研究内容を紹介するパンフレットをデジタルでHP 上に公表している（備付-Ⅰ-49)。これには、簡単な行事報告等も載せており、学生やその出身高校に配布して学習成果の報告としている。

基礎学力が不足する学生に対して時間割に基づく補習授業は行っていないが、各教員が個別に設定するオフィスアワー等を活用し、不得意分野の克服に努めている。平成２３年度から実施している導入教育・入学前課題では、文書作成や計数管理の基礎について高等学校レベルの復習から始め、ビジネス実用レベルに引き上げる努力をしている。また導入教育では平成２６年度からグループワークも加え、アクティブ・ラーニングを入学前に体験し、主体的学びの理解と大学教育の接続を行っている。その学習内容は、平成２４年度から「ビジネス基礎ゼミⅠ・Ⅱ」の一部として教育課程に組み入れられた。その傍らで学生の更なる自律実践・自立貢献を後押しするため、平成２４年度より学生サポーターグループ「S・A（ステューデント・アシスタント)」を組織した。これはクラス役員と別の専攻内任意組織で、専攻内のイベント企画やその実行などを通じて、社会性や企画力・表現力・コミュニケーション力を磨いている。このように、学習受容性の高い学生もいれば、そうでない学生もおり、教職員はそれぞれに目を配り、融和を図りながら互いを高めていくことが課題となっている。そこで、クラスアドバイザーは定期的かつ適宜個人面談を行っており、学習や進路、学生生活などについて相談に乗り、適切に指導、助言を行っている。必要に応じて学内の専門部署の紹介もしている。

留学生の受け入れは、本学国際交流センターを通じて行われている。令和２年度前期より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各国協定校の留学プログラムが中止された。それに伴い引き続き令和４年度も交換留学生の受け入れは前期・後期ともに０名であった。また、韓国慶南情報大学校へ交換留学生として本学学生を派遣するプログラムも中止した。令和４年度新型コロナ感染が落ち着きをみせ、各国協定校の留学プログラムが再始動した。そして、令和５年前期に向けて韓国の崇義女子大学校より２名、慶南情報大学校より１名の交換留学生受入れの準備を行った。本学も同じく各学科専攻において交換留学生の募集活動を行った。

教育目標達成をより着実に、加速化するために、１年次において２度にわたるインターンシップを展開し、学生の実践力をさらに高めている。学生は、実習をとおして複数回にわたる職場体験から、各自の進路の方向性を絞り込んでいる。既に進路明確な学生にとっては、より専門的かつ実践的な学びが、学生一人ひとりの実力に応じ展開されている。複数回の外部評価から学生の真の成長度が窺われ、その後各学生の実態

に合ったキャリアサポートに役立てられている。

しかしながら選択科目「インターンシップⅠ」は、これまでほぼ全員が履修していたが、令和２年度以降は学生および受け入れ先双方の安全のため、学外実習を学内実習へ移行せざるを得なかった。そこで学生支援課の協力を得て、新型コロナウイルス対策を講じたうえで、いくつかの企業の担当者による業務紹介が学内で行われ、これを代替とした。

資格取得支援に関しては、平成２６年度より「サービス接遇検定」を導入し、ホスピタリティの基礎としてマナー・接遇の理解とともに対人関係のスキル向上をより高めている。さらに、学生の IT スキルの強化を図るため新しく日商プログラミング検定や IT パスポートの導入を検討した。また令和３年度より、医療事務スキル補強のための新たな目標資格として「登録販売者資格」を導入した。やや難易度の高い医療系の国家資格であるが、進度の速い学生や優秀な学生に受験を促すとともに、資格取得のための対策講座（全１０回）および資格ガイダンス、受験サポート等の支援を行っている。

年度別資格取得数の推移は表Ⅱ-7 に示すとおりである。学生の経済状況や資格取得に対するチャレンジ意欲によって年度別に取得状況が異なる。経済的事情や入学後時間とともに減退する学生のチャレンジ意欲が問題である。後者は学習意欲・学生生活全般にも関連していると考えられるので、その要因分析と対策が必要である。

卒業後の里帰りの会や卒業生訪問から、在学中の経済状況や学習に対するチャレンジ意欲の喪失などが話題に上る。そこで、平成２６年度より資格取得を目指す卒業生に対しても、ネット上で試験日や支援の案内を卒業後も継続している。

表Ⅱ－7　在学期間中の資格取得総数

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	5 年総計
卒業者数（人）	67	80	62	83	72	364
総資格取得数	198	197	181	243	264	1,083
一人当たりの平均取得数	3.0	2.5	2.9	2.9	3.0	3.0

*卒業者数は各年度３月末時点のもの

（４）専攻科保育福祉専攻

本専攻科では、目標とする学習成果の獲得に向けて、年度初めの学内オリエンテーションにおいて専攻科長およびクラスアドバイザーより、教育方針、カリキュラム、単位取得、免許・資格、学生生活全般についてのガイダンスを実施している。

学内オリエンテーションでは、「介護福祉士への第三歩を力強く」を全員実施し、提言や動機付けを行っている。さらにポートフォリオをもとに、個別面談を実施し、自己の目標を明確にし、学習を深めていく指導を行っている（備付-Ⅱ-22、備付-Ⅱ-23）。また、目標とする学習成果の獲得に向けて、学生便覧およびシラバス内容を確認している。学生自身が、介護福祉士国家試験受験と合格を目指すという強い意志の基、一年課程の学びの意義が自覚できるように、介護福祉士国家試験受験のための必須科目で

あることを指導している。

キャリア形成プログラムⅢでは、社会人基礎力〔経済産業省の「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の 3 つの能力（12 の能力要素）から構成、「職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力」〕を養うべく、学生自身が発表・発言できるような場を整えている。

基礎学力の不足学生に対しては、放課後、夏期休暇、後期試験終了後に補講を実施している。学習や学生生活での悩み等については、日常的にクラスアドバイザーや専任教員が面談、電話、メールなどで個別相談を受けている。必要に応じてカウンセラーとの連携を図るなどして丁寧に対応している。また、学習進度の早い学生や優秀な学生に対しては、新たなレポート作成や学習内容を深めるためのアドバイスを行い、住環境コーディネーター２級等の資格取得の講座を実施している。

また、介護福祉士国家試験合格を目指し、介護福祉養成施設において全国一斉に実施される学力評価試験や平成２９年度から開始された介護福祉士国家試験に向けては５回の模擬試験と対策講座を適宜実施し、１年課程の学習成果の集大成としている。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

（2）　クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

（3）　学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

（4）　宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

（5）　通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

（6）　奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

（7）　学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

（8）　学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

（9）　留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）および生活を支援する体制を整えている。

（10）　社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。

（11）　障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

（12）　長期履修生を受入れる体制を整えている。

（13）　学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

本学の学生生活支援は、学生委員会が中心となり、クラスアドバイザー・学生委員・学生支援課課員を主とした全教職員で、教員と事務職員が連携して取り組んでいる。学生委員会では、「学生の生活支援に関する事項」「学生の厚生補導に関する事項」「学生の就職指導に関する事項」「学友会活動の指導助言に関する事項」等について検討し、学生の生活支援を組織的に行っている。

クラブ活動については、令和４年度は体育系５団体、文化系１２団体であった。教職員が顧問を引き受け、顧問の教職員を中心に組織され、学生が主体的に参画できるよう支援を行っている（備付-Ⅱ-24）。令和４年度のクラブ活動については、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、感染症予防の対策を行い、必要に応じて活動計画書を提出し、学長の許可を得て活動を行った。また、これまでのコロナ過でのクラブ活動自粛の影響を受け、活動が存続できているクラブが少なくなっていたため、６月にクラブ設立月間を新たに設け、クラブ活動の活発化を図った。

学園行事である体育祭、学園祭、卒業パーティーについては、学友会執行委員会が中心となり、企画、実施している。しかし、令和４年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、体育祭を学科・専攻単位でのクラスマッチに変更し実施をおこなった。また、卒業パーティーについては、令和３年度と同様に密集しての飲食を避けるために中止し、個々にドリンクチケットを配布した。学園祭は本学の学生と教職員のみで対面での実施を再開した。これらの各行事については、関連する専門分野の教員がアドバイザーとなって支援し、全教職員で組織的に支援を行っている。学友会執行委員会についての全体的な支援は、学生部長・学生委員長・学生支援課長が行っており、体制を強化できるように、平成２８年には「学友会会則」を改正した。学生が主体的に活動しやすいように施設面、予算面での環境整備の検討を行っていく必要がある（規程-91）。

学生のキャンパス・アメニティについては、Cafeteria（学生食堂）、学生ホール、学生ミーティングルーム１・２・３を設置している。Cafeteria（学生食堂）では、給食業者により食事が提供されている。１１：３０～１３：３０が営業時間であるが、時間外にも学生の憩いの場として８：３０～１７：００まで開放しており、現在、２５１席設置している。学生の休憩施設として、学生ホールがあり７２席の机と椅子を設置している。また、電子ピアノ４台を設置して自由に使用できるようにしており、幼児保育学科のピアノ室での練習はもちろんのこと、学生ホールにおいても幼児保育学科の学生がピアノの練習を行っている。令和２年度より、感染症対策として、これらの施設の座席数を減らし十分な間隔を取れるよう調整を行い、パーテーションの設置、各学科・専攻での分散利用を促した。また、ミーティングルームを３室設置し、１室は学友会優先使用、他の２室はクラブ関係その他が会合等に利用できるようになっている。

宿舎が必要な学生に対しては、学生寮を整備しており、学生寮の他に、宿舎のあっせん等を行っている。学内に精華寮（学生寮）を設置し、個室および一部相部屋（２人）で５０名定員、食事は３食付（日・祭は朝食のみ）となっている。また、本学周辺（徒歩圏内）に本学の学生だけが入居できる指定寮（民間運営のアパート）６棟、紹介アパート１棟、計７棟、８０名を収容できる環境を整備している。近年、通学圏内からの学生数が増加しており、提供数としては足りている状態である。いずれも安全面を最優

先し、できるだけ学校の近くにある宿舎とし、自宅通学が困難な学生に対する生活環境の支援を行っている。

自宅通学の学生の中で公共交通機関による通学が不便な学生に対しては、通学のための便宜を図るため、自転車・バイク通学を許可し、そのための屋根付の学内駐輪場を設置している。学生の自家用車による通学は認めていない。よって通学用の駐車場は設置していない。また、本学は、JR や西鉄電車、本数は多くないが路線バス等、公共交通機関の駅から徒歩圏内に位置しているため、通学バスは運行していない。

奨学金等、学生への経済的支援については、本学独自の奨学生制度があり、入学時の「精華学園１１０周年記念特別奨学生（S・A・B・C・同窓生特別等)」、「社会人入学試験奨学生」、「キャリアアップ奨学生」、入学後の「精華女子短期大学奨学生」「精華学園育成会奨学生」を設けている。いずれも返還不要である。また、日本学生支援機構奨学金や地方自治体の奨学金制度の案内、手続きの支援等も行っている（備付-Ⅱ-25)。

学生の健康管理については、４月に実施している学内オリエンテーションの際に健康診断・X線撮影を全員に実施している。また、健康相談室（医務室）には看護師資格を持つ専任教員を配置し、個々の学生に対応している。また、学生の健康管理を促進するため、４月のオリエンテーションやカレッジアワー等、時期に即した健康情報の提供を行うとともに、週１回の健康相談も行っている。

メンタルケアやカウンセリングの体制については、学生相談室を設置して、週２日カウンセラーが学生の相談に対応している。相談日時は予約制となっており学生支援課の担当者が電話等で受付窓口となっている。予約が入っていないときは、学生が直接学生相談室に行き相談することもできる。４月の学内オリエンテーションやカウンセラー作成の学生相談室だよりをクラスアドバイザーに配付して各ホームルームに掲示する等、学生に学生相談室に関する情報を提供するようにしている（備付-Ⅱ-26)。学生相談室と健康相談室（医務室）の利用状況については、前期と後期に各 1 回、報告書を担当者が作成、配布し、教職員で情報の共有を行っている（備付-Ⅱ-27、備付-Ⅱ-28)。また、令和３年度は、コロナ禍での対面授業と遠隔授業のハイブリット形式での授業形態となり、通学や教室内での新型コロナウイルス感染に不安を抱える声や遠隔授業で不安を抱える声が聞かれたため、７月に学生生活や学習面での不安に対するアンケート調査を実施し、学生の状態の把握を行った。その結果は、全学で共有を行い、後期授業より各学科専攻にて対応を行った。

また、令和元年度には、幼児保育学科において学科内 FD を実施し、カウンセラーが講演を行うとともに、学生支援の具体的な方法について協議を行い、クラスアドバイザーとの連携を深める取り組みを実施している。

学生生活に関する学生の意見や要望、満足度を調査するために、毎年度１回、学生環境調査を全学生対象に実施している（備付-Ⅱ-7)。学生環境調査は、それぞれの調査項目について、所属別、学年別などの視点から、経年比較を行うことで、学生の満足度を確認するとともに、調査年度のデータについても所属、学年別の差異などを丁寧に確認することで、潜在的な学生の要望等を読み取るため、委員会等で協議、改善項目等の確認を行っている。また、自由記述内容については卒業記念品の選定や教育機器備品の整備、環境整備等を検討する際の重要な資料として活用している。調査結果を集計

したものは冊子にして全教職員に配布し、これらの結果を踏まえて、ハード・ソフト両面での改善を実施している。

また、平成３０年度から新たに「学生代表懇談会」を開催し、本学の点検・評価および改善の活動に対して学生の意見・要望を取り入れる取り組みを開始した（備付-Ⅱ-13)。なお、令和２、３年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止したが、令和４年度には再開し、学生代表者との懇談を通し、学生からの要望や意見を聴取し、短大の改善計画に生かしている。また、Cafeteria(学生食堂)には意見箱を設置し、適宜要望等の把握に努めている（備付-Ⅱ-29)。

このように意見聴取の体制は整えているが、学生からの様々な要望等に対し、いかに迅速且つ効果的に充実させていくかを今後検討していく必要がある。

留学生の学習（日本語教育等）および生活支援については、国際交流センター、学科・専攻および学生支援課・入学広報課において、それぞれに組織的に支援を行っている。日本語教育、生活面については国際交流センター、各学科・専攻課程の教員による支援を行い、学生支援課・入学広報課においては奨学金の情報提供、書類の提出等について適宜支援を行っている。

社会人学生に対しての学習支援については、各学科・専攻毎に実施しており、今後社会人学生の入学動向によりさらに組織的に整備していく必要がある。

障がい者の受け入れのための施設については、スロープの設置、障がい者用のトイレの設置などにより障がい者への支援体制を整えているが、点字等の配慮はなされていない。長期履修学生については、令和４年度は在籍していない。

基準Ⅰ-A-２に示した通り、各学科・専攻課程において学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）は積極的に行われているものの、これらの活動に対して評価が十分に行われておらず、今後の検討課題である。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

(2)　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

(3)　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

(4)　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

(5)　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

就職支援については、学生委員会・学生支援課において当該年度の就職支援スケジュールを作成し、実施の定期的検証を行っている（備付-Ⅱ-3)。本学は、小回りのきく学校規模と言えるので、この利点を活かし多様化した学生に対してクラスアドバイザーや学生支援課の職員が個別指導を主体にした就職支援を行っている。例年９月に保護者懇談会を実施しており、令和２年度までは九州各県７会場で実施していたが、令

和３年度より新型コロナウイルスの感染防止のため、本学会場のみとして電話やメール、Zoom を活用して懇談を実施している。令和３年度では、開催方法を変更することによって、２０．５％と出席率が増加した。そのため、令和４年度も前年度と同様の実施形態を取り、保護者懇談会を実施したことによって高い出席率を維持することができた。就職・進路支援を含めた学生生活全般についても保護者、教員、職員を交えた情報交換の場を提供している（備付-Ⅱ-30)。さらに、２～３月には１年生の保護者を対象に学生支援課職員による就職対策保護者懇談会を九州各県５会場で実施しているが、令和３年度より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本学での面談、電話、オンラインでの面談を実施している（備付-Ⅱ-31)。コロナ禍の中でも、Zoom および電話による面談を併用して実施することによって、きめ細かい進路支援体制を整えている。

就職支援の設備としては就職指導室があり、学生の利用に供しており、就職情報の収集、就職支援に活用されている。

資格取得については、各学科・専攻課程においてカリキュラムを通して取得に向けての指導支援を行っている。就職試験対策についても各学科・専攻課程で行うとともに、学生支援課においても各種対策講座や就職実践セミナーの開催を行っている（備付-Ⅱ-3)。対策講座や就職実践セミナーへの受講生を増加させるべく、指導を行っているが、就職活動への意欲の高い学生と低い学生との意識の開きが大きく、アンケート等の実施を通して意欲の向上をはかっているところである。また、生活総合ビジネス専攻では、１年次後期終了後に毎月「就活登校日」を設け、就職の意識高揚を図る進路支援が行われている。

学生の意識変革のため、１年次からの早期意識高揚のための効果的なプログラム作成を検討していく必要があるといえる。各学科・専攻の卒業時の就職状況の分析・検討と就職支援への活用は以下の通りである。

幼児保育学科では、学生支援課と連携して卒業時の就職状況を把握し、２年次の学内外オリエンテーション時に、就職状況の分析・検討結果を伝え、学生の就職支援に活用している。９月に本学で実施される保護者懇談会においては、学科長やクラスアドバイザーから就職状況を報告することにより、就職支援を行っている。また、カレッジアワーや実習指導に加え、キャリア形成演習において、保育職従事者による講演を実施し職種別理解を深めるとともに、学科教員より就職状況の現状の伝達を行っている。また、クラスアドバイザーより助言を行い、自らの適性を考え就職活動に取り組めるように支援している。令和４年度では、前年度実施できなかった学外オリエンテーションに変えて、学科専攻別オリエンテーションを実施し、学生支援課からの就職活動支援の時間や学生生活についての指導を実施した。また、保護者懇談会だけではなく、個別の電話対応を実施し就職支援を行った。保育職従事者や卒業生による講演はオンラインで開催し、従来と同様の職種別理解の機会の確保に努めた。クラスアドバイザーに加えて、ゼミ担当教員による助言も行い、対面での支援の充実を図る一方、Teams やメールを利用した個別支援も行った。

生活科学科食物栄養専攻では学生支援課と連携し、前年度の就職状況をもとに進路支援計画を立て実施している。９月保護者懇談会では学習成績、生活全般から進路選択に至る幅広い相談を行っている。具体的には１年次から食物栄養基礎ゼミにおいて、

多方面で活躍する卒業生栄養士による講演を実施し、就職意識を高揚させ就職活動を開始させている。学生支援課ではこの時期に就職対策保護者懇談会を設け保護者との連絡を密にしており、得られた情報を共有している。また、学生支援課からの就職状況の現状を学科内で共有し、学生に対して伝達や助言を行い、職種別理解を深め、自らの適性を考えて就職活動に取り組めるように支援している。例年栄養士免許を活かした専門職（栄養士および栄養士関連職）に就職する割合が高い傾向にあり、就職先の内訳では主に委託給食会社、病院、福祉施設、保育所等が多い。専門職への高い就職率を維持するため、「食物栄養基礎ゼミⅠ・Ⅱ」や「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」の授業を通して、栄養士業務の仕事内容ややりがいについて理解を深めるとともに、委託給食会社や保育園等との関係を広く構築し、さらなる求人獲得や就職情報の収集を行う必要があると考える。一方近年では、栄養士の職場の多様性も見受けられる。以前は給食施設での栄養士業務がほとんどであったが、食品会社やドラッグストア等の一般企業への就職も広がっていることから、今後ますます多方面での就職開拓支援が必要となる。

生活科学科生活総合ビジネス専攻では、例年の就職状況を分析し学生支援課と連携しながら、翌年の進路支援計画に活用している。入学直後、学生には学内外オリエンテーションを通じて早い段階から進路意識をもって教育課程に臨むことを求め、９月の保護者懇談会では学習成績、生活全般から進路選択に至る幅広い相談を行っている。具体的には１年次の９月から就職意識を高揚させ、１２月から就職活動を開始させている。その間、集団指導から個別指導へ状況を見ながら対応を行っている。春休み中も就活登校日を設けて学生との連絡を密にしている。また学生支援課ではこの時期に就職対策保護者懇談会を設け、保護者との連絡を密にしている。就職率は昨年度同様１００％であった。また、一人の学生が複数社から内定をもらう者も複数いた。例年、内定を得ても研修期間中、あるいは入社して間もなく退職する者も若干名いる。そのため、学生の職業観と継続力を身に付けることを検討していく必要があるだろう。また、近年卒業後に留学する学生も微増している。

専攻科保育福祉専攻では、学生自身が就きたい職業や職場について専攻科教員全員で対応している。職種を介護福祉士（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、障がい児（者）施設、デイサービス施設、有料老人施設）、保育士、幼稚園教諭、一般に分類し、前年度の求人内容状況等の分析をして、就職活動開始時期や面接内容などの就職支援に活用している。キャリア形成プログラムⅢにも組み込み前期・後期の指導にも活用している。毎年、就職率は１００％となっている。
保育士・幼稚園教諭・介護福祉士という国家資格を持つであろう学生へのニーズは高く評価されている。

進学、留学に対する支援については、学生支援課において全国の大学等から送られてくる進学(編入学)関係の情報を一括管理し、学生に公開している。また、各学科・専攻にも定期的に情報提供を行い、全学的に支援している。さらに、留学生については、希望者よりクラスアドバイザー等関係者へ相談があれば、適宜対応している。

幼児保育学科においては、本学専攻科保育福祉専攻へ進学希望の学生に対しては、専攻科主催のオープンキャンパス参加を積極的に促すとともに、クラスアドバイザーが小論文や面接の対策を行っている。また、大学編入学希望者に対しても、学生個々の

希望に応じ、クラスアドバイザーが面接指導をはじめ、編入試験の対策を丁寧に指導している。令和３年度は、４年制大学３年次編入はなかった。また、留学についてもカリキュラムの検討・指導を丁寧に行い、積極的に支援している。令和３年度は、希望者はいたが、新型コロナウイルス感染症対策のため実施できなかった。

生活科学科食物栄養専攻においては、進学について学生の希望に応じ個別に対応している。過去問題の添削に加えて面接指導なども丁寧に実施しており、令和４年度は、３名が４年制大学（管理栄養士養成課程）の３年次に編入した。

生活科学科生活総合ビジネス専攻においては、クラスアドバイザーを中心に学習面での支援を行っている。

専攻科保育福祉専攻においては、４年制大学（３年次編入）の社会福祉学科や精神保健福祉学科を目指す学生が出るようになった。４年制大学について、編入試験についてのアドバイスや指導を行っている。令和４年度では、１名が４年制大学（社会福祉学科）３年次に編入した。

本学の進学の実績は、表Ⅱ－８に示した通りである。

表Ⅱ-8　年度別四年制大学、専攻科、専門学校進学者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
4 大編入	2	6	5	2	6
専攻科	11	19	7	14	11
専門学校	0	3	1	1	0

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学生の多様化、キャリア支援の向上等を踏まえ、学習成果の獲得に向けた学習支援を充実させるために、教員と職員の連携（教職協同）をさらに深め、組織の強化を図り、定期的に教職員研修を行っていく必要がある。基礎学力が不足する学生に対しては、生活科学科食物栄養専攻以外の各学科・専攻課程においても補習授業等を実施することが望ましく、さらに各学科・専攻課程における入学前教育の内容およびフィードバック方法についての検討を行うとともに、各学科・専攻課程における進度の早い学生、優秀な学生に対する学習上の配慮や支援を強化する必要がある。

学生生活支援全般については､学生委員会が中心に今後も全教職員で行っていく。多様な学生の入学に伴い、教職員の連携を一層深めていく必要がある。

クラブ活動、学友会執行委員会活動に関しては、学生が主体的に活動しやすいように施設面、予算面での環境整備の検討を行っていく必要がある。また、クラブ活動については、コロナ禍となってからは制限などもあり、一層、活動人数・回数など消極的になってきているため、クラブに対しての活性化が今後の課題である。活性化の一手段として、令和４年度は６月をクラブ設立月間として、学生の積極的な活動が実施できるよう取り組みをおこなったが、コロナ禍以前の活動状況まで戻すことはできなかった。そのため、今後も継続してクラブ活動の活性化を図っていく取り組みを支援していくことが必要であると考えている。学生生活に関して聴取した学生の意見や要望に

ついては、いかに迅速且つ効果的にフィードバックしていくかが今後の課題である。

社会人学生に対しての学習支援については各学科・専攻毎に実施しているため、今後社会人学生の入学動向によりさらに整備していく必要がある。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）は各学科・専攻課程で積極的に行われているが、それらの活動を評価する仕組みが十分に備わっていない。今後は、表彰制度や奨学金の選考基準の一つにする等の検討が必要である。

令和４年度の卒業生の就職率は全学科で１００％、学科・専攻別では、幼児保育学科が１００％、食物栄養専攻が１００％、生活総合ビジネス専攻が１００％、専攻科保育福祉専攻が１００％であった。また専門職就職率では、幼児保育学科の専門職就職率（幼稚園教諭・保育士）が８９．２％、食物栄養専攻（栄養士・栄養士関連）が８０．０％、専攻科保育福祉専攻（介護福祉士）が１６．７％、専攻科保育福祉専攻（幼稚園教諭、保育士）が８３．３％であった。また一般企業を進路の対象とする生活総合ビジネス専攻では、学生の希望する職種・業種等が多岐にわたり、希望する進路とのマッチングの難しさがある。現在の就職率を維持するため、職種・業種別の層別・学生のグルーピング等を考慮した進路支援を行っている。さらに、各学科・専攻とも資格を活かした職種への就職希望は、目的意識がはっきりしているが、就職、進学に対する迷いのある学生、意識の低い学生もおり、学生の意識変革のため、1年次からの早期意識高揚のため効果的なプログラム作成が今後の課題である。また、内定を得ても研修期間中、あるいは入社して間もなく退職する例も少なくないことから、学生の職業意識と継続する力を付けることが課題である。卒業生の早期離職状況の把握および卒業生への就職意識と継続する力の形成についての効果的進路支援を行い、職業定着率を高めることが今後の課題である。令和３年度はコロナ禍で実施出来なかったが令和４年度では卒業生就業力調査を実施し活用することが出来た。今後も継続していきたい。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

学習成果の獲得に向けた組織的な学習支援の一環として、入学予定者に対して入学前準備課題を送付し、入学後の学習のイメージづくりや動機付けを図るとともに、併設高等学校である精華女子高等学校を対象に導入教育を実施し、入学後の情報提供を行っている。令和元年度からの新たな取り組みとして、教務委員会を中心に全学科・専攻課程で入学前準備課題を評価するためのルーブリックを作成し、課題の評価と学生へのフィードバックを実施した。この取り組みの目的としては、新入学生の学力レベルや学習意欲を早期に把握することで、その後の学習支援や学生支援だけでなく、中途の退学・休学の予防等に活用することである。まだ開始したばかりであるため直接的な効果とは考えにくいが、令和元年度および令和２年度の中途退学者数は、減少傾向にある。令和２年度はコロナウイルス感染拡大防止により対面授業ができず、多くの教員が学習意欲の把握など学生指導の面で苦慮していた。令和３年度から可能な限り対面授業を実施するなどし、学習意欲を含め学生支援に力を入れてきた。しかし、学習や対人コミュニケーションがうまくいかず、他の進路へ方向転換する中途退学者が増加した。今後もデータと実績を検証しながら、入学前準備課題を学習支援のツールとして有効活用していきたい。また、入学後早い段階で面談をすることにより不安や

問題点を把握し、解消のための支援につなげていきたい

＜基準Ⅱ　教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

各学科専攻・専攻科では、キャリアプランニングシート、履修カルテなど学習成果を量的面・質的面で可視化する仕組みが実用化しつつある。専門分野の背景の違いからそれぞれの名称は異なるが、意図するところは共通している。学習成果の可視化にむけて、カリキュラムマップおよび科目ナンバリング等の精度をより高め、学習成果の達成度を測定する仕組みについての検討を進めており、学習成果を軸とした教育の改善に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

各学科・専攻課程において学習成果を量的、質的データとして測定する仕組みが整備されつつあるが、学習成果を明文化して規定していない。これらの学習成果を査定する方法、いわゆる「アセスメントポリシー」は令和元年度に策定し、令和２年度より本学 HP に公表している。今後は、本アセスメントポリシーを基に PDCA サイクルをさらに活性化し、教育改善に向けた取り組みをより積極的に行っていく。

また、内定を得ても研修期間中、あるいは入社して間もなく退職する例も少なくないことから、学生の職業意識と継続する力を身につけることが課題である。卒業生の早期離職状況の把握および卒業生への就職意識と継続する力の形成についての効果的進路支援を行い、職業定着率を高めることが今後の課題である。令和元年度には、卒業後３年以内の卒業生を対象として就業力調査アンケートを各就業先にて実施した。就業力調査アンケートで得られた情報は、教務委員会で集約、議論した上で、各学科・専攻課程および学生支援課で共有し、学生の進路支援活動だけでなく、教育課程の見直しや学習成果の評価・点検に活用していく（一部の学科・専攻では、得られた情報を教育課程の見直しに既に活用している）。就業力調査アンケートをコロナウイルス感染拡大のため令和２，３年度は実施できなかったが、令和４年度は調査を再開した。
今後も継続し活用していきたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

＜根拠資料＞

備付資料

Ⅰ-60：令和４年度 FD/SD 活動の記録
Ⅰ-61：令和４年度授業評価アンケート質問項目および結果
Ⅰ-62：令和４年度授業評価に対する考察
Ⅲ-1：教員の個人調書および研究業績書
Ⅲ-2：非常勤講師一覧表
Ⅲ-3：精華女子短期大学研究紀要第４６号～第４８号
Ⅲ-4：専任教員等の年齢構成表
Ⅲ-5：専任教員の研究活動状況表（平成３０年度～令和４年度）
Ⅲ-6：科学研究費補助金一覧表（令和２年度～令和４年度）
Ⅲ-7：研究紀要・論文集（令和２年度～令和４年度）
（精華女子短期大学研究紀要第４７号～第４９号）
Ⅲ-8：専任職員の一覧表

提出資料 - 規程集

5：企画運営会議要綱
28：教職員研修会実施要項
34：教員任用規程
35：教員資格基準
50：旅費規程
55：研究費支給規程
95：研究紀要刊行規程
96：研究紀要投稿要領
97：「学長教育研究論文賞」の審査および表彰に関する内規
98：公的研究費の不正防止等に関する規程
103：教職員研修推進委員会規程

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学および学科・専攻課程の教員組織を編制している。
(2)　短期大学および学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
(3)　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の

経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

(5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

(7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学では、各学科・専攻課程の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて短期大学設置基準および養成施設の規定に則り、専任の教員の数を充足している。また、専任教員の職位は、教員の個人調書にあるとおり真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準および養成施設の規定を充足しており、その要件を満たした教員で教員組織を編成している（表Ⅲ-１）。

幼児保育学科では、人間形成の基盤となる乳幼児の保育に関する専門的知識・技能を授けるとともに、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格等の免許・資格が取得できる教育課程編成に伴う教員組織が編成されている。生活科学科食物栄養専攻では、食物栄養専攻に関する専門的知識・技能を授けるとともに、栄養士免許状、栄養教諭２種免許状、フードスペシャリスト、秘書技能検定等の免許・資格が取得できる教育課程編成に伴う教員組織が編成されている。生活科学科生活総合ビジネス専攻では、生活総合ビジネスに関する専門的知識・職能的技能を授けるとともに、情報処理士、上級情報処理士、ビジネス実務士、上級ビジネス実務士、医療管理秘書士、医事管理士、社会調査アシスタント等の資格が取得できる教育課程編成に伴う教員組織が編成されている。専攻科では、保育士資格を有する者に対し介護および保育に関する高度な専門知識・技能を教授し、その研究を指導するとともに、介護福祉士等の資格を取得できる教育課程編成に伴う教員組織が編成されている。

各学科・専攻課程の専任教員、非常勤教員の教員組織は表Ⅲ-１に示す通りである。補助教員としては、幼児保育学科に教務系職員（実習助手）２名、食物栄養専攻に助教１名、助手２名が配置されており、教員の授業の補助および学生指導の補助も行っている。

教員の採用人事については、教員に欠員が生じた場合や教育課程の改変に伴い新たな教員の必要性が生じた場合、補充が実施されている。採用は、「精華女子短期大学教員任用規程」および「精華女子短期大学教員資格基準」に基づき各学科・専攻、専攻科長より学長に採用人事を要請し、それを受けて学長は理事長に採用人事の許可を要請し、理事長から許可が下り次第採用人事の選考を進める。選考においては、教科担当の資格要件を満たし、十分にその能力を備えているかを厳正に選考している。令和５年度に向けては、助手１名を採用した。

表Ⅲ－１　教員組織の概要（人）

学科･専攻名	専任教員数					設置基準で定める教員数[イ]	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数[ロ]	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児保育学科	4	3	6	0	13	10		3	0	27	教育学 保育学 関係
生活科学科食物栄養専攻	4	1	2	1	8	4		2	2	15	家政 関係
生活科学科 生活総合ビジネス専攻	2	0	3	0	5	4		2	0	24	家政 関係
（小計）	10	4	11	1	26	18		7	2	66※	
［その他の組織等］											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数[ロ]							5	2			
（合計）	10	4	11	1	26	23		9	2	66※	

※非常勤教員数は延べ人数

昇任人事については、毎年、各学科・専攻、専攻科長より教員の昇任の選考基準（教育指導能力、研究業績、学務への貢献度等）を満たした該当者がいる場合には学長に推薦し、学長と協議した上で必要と認められたときには「精華女子短期大学教員任用規程」に従って選考委員会で選考する。さらに、特別教授会で昇任候補者を決めた後、理事長に推薦し、認定するようになっている（備付-Ⅲ-1、規程-34、規程-35）。

非常勤講師の任用については、当該学科・専攻課程の推薦により学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定に照らし合わせ、企画運営会議において審議決定されている（規程-34、規程-5）。

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

（1）　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

（2）　専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。

（3）　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

（4）　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
（5）　専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
（6）　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
（7）　専任教員が研究を行う研究室を整備している。
（8）　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
（9）　専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
（10）　FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　　① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
（11）　専任教員は､学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）については各学科・専攻課程の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて展開し、その成果をあげている（備付-Ⅲ-1、備付-Ⅲ-5、備付-Ⅲ-7)。

本学の専任教員は、それぞれの所属学会などでの発表や情報収集を行い、また本学の研究紀要をはじめとした論文発表も行っており、各学科・専攻課程の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて成果をあげている。また、外部資金による研究として、令和４年度は科学研究費補助金による研究が？件あった。（備付-Ⅲ-6）幼児保育学科においては、各実習指導担当教員により、継続的に実習指導授業内容の検討を行う教育論文および研究ノートが公表されている。生活科学科食物栄養専攻においては、食物栄養セミナー内で各担当教員がそれぞれの専門性を活かした食品や栄養に関する研究活動を行い、その成果あるいは教育活動（学習成果の評価方法等）に関する論文が紀要等に公表されている。生活科学科生活総合ビジネス専攻においては、専攻内の教員で共同して学生のキャリア形成に関する教育研究をすすめ成果をあげている。本学の専任教員の研究活動状況は、自己点検・評価報告書および HP に公開されている。また、毎年発行される研究紀要にも掲載されており、専任教員の研究成果を発表する機会を確保しているといえる（備付-Ⅲ-5、備付-Ⅲ-7、規程-95、規程-96)。本学では、科学研究費補助金の外部資金を獲得している。

本学では、専任教員の研究を助成することを目的に「研究費支給規程」を設けており、額、使途対象、物品の帰属などを定めている。また、グッドティーチング賞と学長教育研究論文賞を設けて受賞した専任教員の研究費を増額している。さらに、１部屋１～２名の配置で専任教員が研究および学生支援を行う研究室を整備するとともに、１週間に担当する授業時間数に概ねの上限を設け、それ以外を授業準備や学務、学生指導、研究活動等に充てている。また、学長の許可を得て、１週間に１日を研修日と定め、届け出た場所にて研究・研修を行うことができるようになっている。さらに、学生の夏期休暇中および年末年始の前後にも自宅研修日が与えられている（規程-97)。

専任教員の研究倫理については､「公的研究費の不正使用および研究活動上の不正行

為の防止等に関する規程」を設けて研究倫理の遵守に取り組んでいるが、コンプライアンスおよび研究倫理に関する教育等を定期的に実施できていない（規程-55、規程-98)。

本学では、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程が整備されていないため、海外への出張に際しては、「旅費規程」を準用している（規定-50)。

本学では、教育活動や学生支援活動の質的向上と発展をめざすために、「教職員研修推進委員会規程」および「教職員研修会実施要領」が整備され、表Ⅲ－２に示す通り教職員研修会が定期的に開催されている。グッドティーチング賞受賞者の公開授業の開催や、初年次教育、キャリア教育などの研修内容等が取り組まれ、また平成２６年度からは学長教育研究論文賞受賞者の研究成果報告が取り組まれている（規程-28、規程-103、備付-50)。幼児保育学科では、令和３年度に学科内 FD を２回実施し、教育活動および学生支援の改善を図った。７月には各教員の授業見学を実施し、学科会議において教育方法の検討を行った。

授業改善ためのアンケート調査を、学期毎に全科目を対象に実施しており、平均点と標準偏差を算出して各教員にフィードバックしている（備付-Ⅰ-61)。アンケート調査の結果は、企画推進会議において各学科・専攻長に配付しており、その結果を踏まえて各学科・専攻内での授業改善や担当教員の見直し等に活用されている。また、専任教員については、調査結果に対する考察を担当教科毎に教務委員長に提出している（備付-Ⅰ-62)。さらに、年度毎に授業アンケート結果で高い評価を受けた授業のうち、一名を選出しグッドティーチング賞を授与している。令和４年度は、幼児保育学科の朝木　徹教授。

専任教員は、学生の学習成果を向上させるため、特に学生支援課（図書館を含む）と連携を取りながら学生支援を行っている。

表Ⅲ－２　令和４年度教職員研修会の内容

項 目	内容および担当者	日　時	場　所
FD･SD 公開授業 週間 ※受賞者も含め全教員および広報活動や事務効率化のため全職員の参加を促進	『7 月 研修会』 ６月教授会にて趣旨および実施方法の説明 ※資料配布 ７月１日(金)：全教職員にメール「教職員研修会開催案内」 令和 4 年 7 月 11 日（月）～ 令和 4 年 7 月 15 日（金）： 公開授業期間 7 月 29 日(金)：アンケート締切	【2021 ｸﾞｯﾄﾞﾃｨｰﾁﾝｸﾞ賞受賞科目】 志方亮介　講師 『障害児保育』 7/15(金) 2 限目 316 教室 授業回数:第 13 回目授業あたり	Microsoft Teams ライブイベント 実施

FD･SD 教職員研修会	『8月研修会』　消費者教育について	令和4年8月中配信	Microsoft Teams 録画を視聴
FD･SD 理事長講話 FD･SD 学　長 講　話 FD･SD 教職員研修会	『 理事長講話 』 吉田　幸滋　理事長 『 学長講話 』 山田　耕路　学長 『 危機管理講習会 』“ 校内での安全対策　AEDなど ” 株式会社　にしけい様	令和 4 年 9 月 20 日(火)15：00～15：40 令和4年9月中配信	本学 401教室 Microsoft Teams 録画 (配信資料)視聴
FD･SD 教職員　研修会	『12月 研修会』 12月1日(木)：全教職員にメール「教職員研修会開催案内」 公開授業期間：令和4年12月12日(月)～令和4年12月16日(金) 12月27日(火)：アンケート締切 『 教育方法懇話会 』 “ 本学の現状を共有する：各学科(課)を越えた意見交換 ” 『 シラバス作成について 』 教務委員長　武部　幸世　准教授	【2020ｸﾞｯﾄﾞﾃｨｰﾁﾝｸﾞ賞受賞科目】 古林ゆり講師 『子どもと環境』 12/13(火) 3 限目 223教室 授業回数:第 12 回目授業あたり 令和4年12月中（検討中） 時間：90分程度	教室より Microsoft Teams ライブイベント実施
FD･SD 仏　教 法　話 FD･SD 教職員 研修会	『 仏教法話 』 浄土真宗本願寺派 西宗寺住職 岡本 明了 先生 『 令和３年度　学長教育論文賞受賞者の研究報告 』 志方亮介講師 研究論文題目 「施設実習における現状と課題Ⅱ～施設保育士に関するイメージの涵養と実習への動機づけについて～」	令和5年2月中　配信	Microsoft Teams 録画を視聴

FD･SD 教職員 研修会	『今年度のまとめ』 “ 教職員研修会の 1 年間の振返り”	令和５年３月中 配信	Microsoft Teams 視聴(配信資料)

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

※［当該区分に係る自己点検・評価のための観点］

(1)　事務組織の責任体制が明確である。

(2)　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

(3)　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

(4)　事務関係諸規程を整備している。

(5)　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

(6)　防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。

(7)　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

①　事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。

(8)　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

(9)　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織は総務課、学生支援課（図書館を含む)、入学広報課の３課で組織され、それぞれ専任、期限付の事務職員と、一部の部署にはパート職員が配置されている。各部署の課長が事務局長の命を受け、所属課員を指揮監督して、所管事務を掌る責任体制となっている。事務職員は事務分掌に従い、各係の事務を担当している。事務職員はその専門的な職能を活用し、学生の教育活動や学生支援活動を行っている（備付-Ⅲ-8)。

事務関係諸規程については、学校法人精華学園教育要綱を柱とし、学校法人精華学園規程、学則、組織庶務、委員等、人事、履修等に関する諸規程に加え、心得、学生、給与、研究施設等、その他の各項目にわたって整備し運用している。また、法改正や教育・研究の改善等に伴い、適宜、規程の見直し、修正を理事会に提案している（備付-諸規程集)。

平成１９年度より図書館を除く各事務部署をワンフロアに集約し、学生サービス、並びに業務の効率化を目標に日常業務を行っている。また職員個々にパソコンを配置し、情報伝達、業務迅速化に大いに効果を上げている。必要な備品についても業務遂行上必要なものは、設置されている。これらの環境を整えることで、事務職員の能力や適正を十分に発揮できる状況である。

昨今重要な問題になっている危機管理・防災対策については、事務職員を中心とし

た自衛消防隊を設置し、毎年、避難訓練を行っている。情報セキュリティに対しては情報システム室を設け、情報管理責任者を配置することで対策を講じている。

SD 活動については、教職員研修会実施要項を定め、それに基づいて、年に数回実施している。令和元年度の SD 活動は表Ⅲ－２に示す通りである（備付－Ⅰ－60）。

事務職員の連携を取るために、週はじめの職員朝礼並びに課長会議で行事予定、各部署の情報の周知、提供、報告を行うことで、常に業務の確認や見直し、事務処理の改善に努めている。

さらに、学生の学習成果を向上させるために、各部署がそれぞれの業務を遂行しながら、関係部署との連携を取り、学生支援を行っている。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　教職員の就業に関する諸規程を整備している。

（2）　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

（3）　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程は労働基準法等の労働関係法令を踏まえ適切に整備し、就業規則として各職階（専任教職員、期限付教職員、特任教員、非常勤講師、時間契約事務職員）ごとに配付、運用されている。また、加えて学校法人精華学園規程、組織庶務関係、人事関係、給与関係、研究施設等、その他としてまとめた規程集も教職員に配付し、実際にそれらの諸規程に基づいて、教職員の人事、労務管理を適正に管理・運営している（備付-諸規程集）。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

教職員は学習成果に照らした教育実践を展開するため、授業評価や学生満足度調査等に基づき、自らの教育実践を点検・評価し、時代の変化に対応できる教職員の資質や専門的能力の向上を目指していかなければならない。そのため、FD・SD 活動を、計画的・組織的に編成し、公開授業週間を設け、アクティブ・ラーニングの学習をすることで強化している。

各学科・専攻課程の教員は、各々の「教育課程編成・実施の方針」に従い、研究活動を行っているが、外部資金の獲得が十分ではないため、文部科学省の科学研究費補助金や他の競争的資金への申請件数を増やす努力が必要である。また、授業改善のための FD 推進の検討、授業アンケートの内容・実施方法の検討、公開授業の方法の検討などを平成２５年度から段階的に始め、公開授業については、受賞者科目の公開授業だけではなく、公開授業週間を設けて、自由にどの授業でも見学できるように改善し、

FD・SD 活動への参加率が１００％となっているが、アクティブ・ラーニング等の学習のさらなる改善を進めていく必要がある。

現在、図書館以外の部署がワンフロアで業務を行っているが、今後ますます多様化する学生への対応や、事務職員に求められる専門的な職能等について、事務職員全体の能力や適性の向上を行うことが求められている。年齢、経験等様々な階層の職員がいるため、事務局長を中心とした SD 活動をこれまで以上に積極的に行っていく必要がある。

就業条件等に関する法規の改正等には今後も適切に対応していく予定である。加えて、今後教職員が充分能力を発揮できる労働環境を整えていきたい。

また、教職員で共同して学生教育に関連した研究を進めていくことも課題である。さらに、教員の留学・海外派遣・国際会議出席等の実績が少なく、また、海外出張に関する規程も整備されていないため今後検討していく必要がある。

専任教員の研究倫理については、「公的研究費の不正使用および研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を設けて研究倫理の遵守に取り組んでいる。コンプライアンスおよび研究倫理に関する教育等を定期的に実施していく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

＜根拠資料＞

備付資料

Ⅰ－５：理事会議事録（令和２年度～令和４年度）
Ⅰ-67：学務審議会議事録
Ⅲ－９：校地、校舎に関する図面
Ⅲ-10：図書館の概要

提出資料 - 規程集

18：附属図書館規程
20：附属図書館資料収集に関する内規
21：附属図書館資料除籍内規
52：経理規程
54：資産運用規程

［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(2)　適切な面積の運動場を有している。
(3)　校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(4)　校地と校舎は障がい者に対応している。
(5)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
(6)　通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
(7)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
(8)　適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
(9)　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数および座席数等が適切である。
　① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
　② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
(10) 適切な面積の体育館を有している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学の各学科・専攻課程の「教育課程編集・実施の方針」に基づいて、校地、校舎、施設等は、短期大学設置基準の規定を充足し、養成施設の指定基準の要件も充実している。具体的には、表Ⅲ－６～表Ⅲ－１０に示す通りである（備付-Ⅲ-9)。

表Ⅲ－６　校地等（㎡）

	区分（㎡）	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）［注］	在学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校地等	校舎敷地	13,258.44	0.00	0.00	13,258.44	6,000.00	54.79	
	運動場用地	5,772.70	0.00	0.00	5,772.70			
	小計	18,955.35	0.00	0.00	19,031.14			
	その他	2,665.07	0.00	0.00	2,665.07			
	合計	21,620.42	0.00	0.00	21,696.21	6,000.00	54.79	

注　短期大学設置基準上必要な面積　〔基準面積 6,000 ㎡（600 人×10 ㎡）〕

表Ⅲ－７　校舎（㎡）

区分（㎡）	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）［注］	備考（共用の状況等）
校舎	13,983.21	816.10	0	14,799.31	4,900.00	併設高等学校精華女子高等学校と体育館共用

［注］　短期大学設置基準上必要な面積　4,900 ㎡

表Ⅲ－８　教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
14	7	13	2	0

表Ⅲ－９　専任教員研究室（室）

専任教員研究室
28

表Ⅲ－１０図書･設備

学科・専攻課程	図書〔うち外国書〕（冊）	学術雑誌〔うち外国書〕	（種）電子ジャーナル〔うち外国書〕	視聴覚資料（点）	機械・器具（点）	標本（点）
幼児保育学科 専攻科保育福祉専攻	14,560 〔201〕	50〔3〕	0	1,133	974	75
生活科学科 食物栄養専攻	12,606 〔200〕	30〔4〕	0	150	502	9
生活科学科 生活総合ビジネス専攻	12,887 〔414〕	19〔6〕	0	384	277	3
計	40,053 〔815〕	99〔13〕	0	1,667	1,753	87

図書館	面積（㎡）	閲覧席数	収納可能冊数
	655.38	100	52,020
体育館	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	816.10	テニスコート２面	

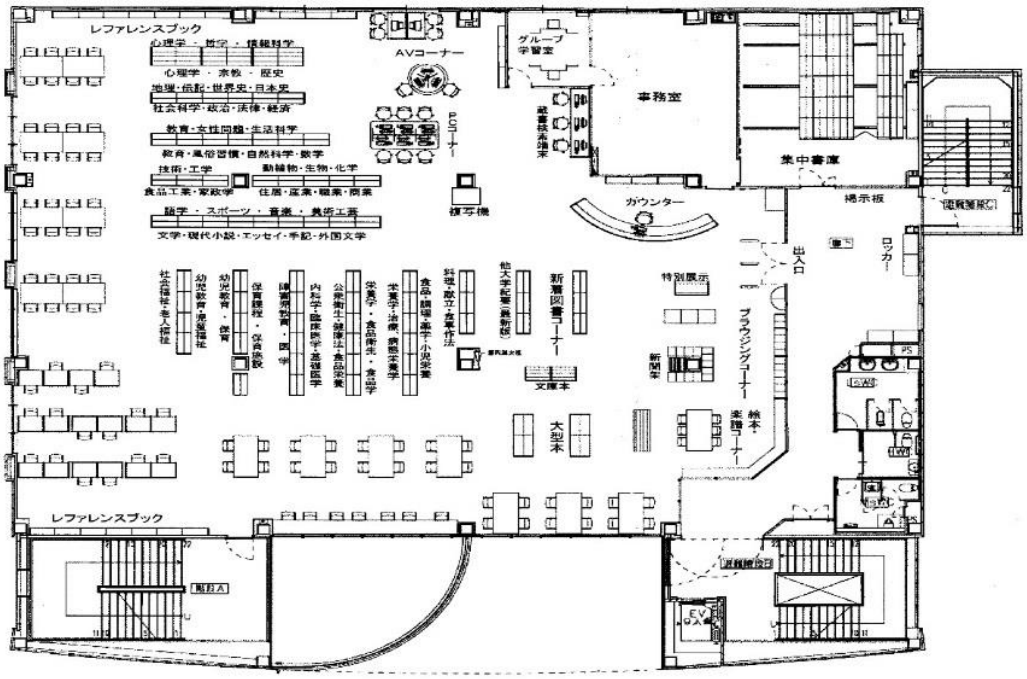

表Ⅲ-６～表Ⅲ-１０からもわかるように、校地面積は２１，６９６．２１㎡と基準面積の６，０００㎡を超えており、運動場は５，７７２．７０㎡あり、授業やクラブ活動においても十分な面積を確保できている。

校舎面積は１４，７９９．３１㎡あり、基準面積の４，９００㎡を超えており、各学科・専攻課程の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室については、講義室１４室、演習室７室、実験実習室１３室、情報機器実習室２室があり、需要を満たしている。

さらに、各学科・専攻課程の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて授業を行うための機器・備品については毎年、各学科・専攻課程からの要望を学務審議会で集約し、理事長との予算会議を経て、理事会で決定し整備を行っている（備付-Ⅰ-67、備付-Ⅰ-5）。

図書館は、精華学園記念館３階において６５５．３８㎡を有し十分な機能を果たしており、参考図書および各学科・専攻課程関連の図書を整備している。蔵書数６６，４３８冊、学術雑誌数９９種、AV 資料数２，７６４件を所蔵し、また館内には１００席の座席を有し利用者に対する十分なサービスを行っている（表Ⅲ-１０、令和５年３月３１日現在）。さらに、「精華女子短期大学附属図書館資料収集に関する内規」および「学生購入希望図書の選定基準」に基づいた購入図書選定システムにより資料の収集を行い、また「精華女子短期大学附属図書館資料除籍内規」による廃棄システムを確立している（備付-Ⅲ-10、規程-18、規程-20、規程-21）。さらに、障がい者に対しては、平成１９年に竣工した５階建ての精華学園記念館にエレベーターを設置しているが、従来からの３階建ての１号館と２号館、および５階建ての３号館は設置していない。ただし入口にスロープを設けている。

その他に、３号館１階、精華学園記念館１階から５階まで障がい者用トイレを１台ず

つ、また駐車場には障がい者専用の駐車スペースを１台分確保している。

体育館については、併設高等学校の精華女子高等学校の所有で８１６．１０㎡の建物が大学敷地内にある。併設高等学校と本学と共用となっており、授業やクラブ活動に利用している。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　固定資産管理規程、消耗品および貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

(2)　諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

(3)　火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

(4)　火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

(5)　コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6)　省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

本学の施設設備、物品の維持管理は、「学校法人精華学園経理規程」および「学校法人精華学園資産運用規程」を整備し適切に実施している（規程-52、規程-54)。

また、火災・地震対策、防犯対策のための諸規程については、「危機管理規程」を整備している。火災・地震対策、防犯対策として、まず火災については主な原因に放火が挙げられる。放火される材料を置かない事を第一に考慮し、段ボール等の燃えやすい物はゴミ保管用倉庫に格納している。消防設備として、消火栓、消火器、熱煙感知器、火災報知器等を整備しており、法令による消防機器の点検を年２回実施するとともに、警備会社による火災警備を２４時間体制で行っている。６月のカレッジアワーにおいて、学生・教職員全員参加により実施している全学消防避難訓練は、令和４年度は令和３年度に続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため動画配信に代えて実施した。また、例年５月に実施の学内にある寮「精華寮」における訓練および３月の教職員研修会時に実施予定の自衛消防隊による訓練も、令和３年度に続き、いずれも中止した。防犯対策としては、昨今の学校における事件の発生を踏まえ、不審者の学内への侵入を阻止することを目的に正門に警備室を設け、警備会社の警備員を配置。精華学園記念館においては警備会社による２４時間体制の機械警備を実施。学内寮においては、警備会社による２４時間体制の機械警備の他、監視カメラおよび警報装置を設置し、安全管理および防犯管理を実施している。本学の教職員は全員名札を付け、来訪者に対しては学内に入る場合は必ず総務課で受付し、入館証を装着させている。その上で、未装着者がいた場合は声掛けを行っている。学内での盗難等の防止は、学生に対し注意喚起をするとともに各自のロッカーは必ず施錠するよう指導している。

コンピュータのセキュリティ対策としては、平成１９年８月に完成した精華学園記念館１階に情報システム室を設置し、大学全体のサーバーを集約するとともに、令和４年度は、サーバーを更新し老朽化による突然の故障やデータ消失防止を図っている。

また、学籍処理、成績処理等に関わるものは、学外の大手企業が運営するクラウド・コンピューティングを利用し、情報漏洩対策に努めている。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全対策としては、デマンドコントローラーを精華学園記念館１階事務室に設置し、消費電力の管理を行っている。併行して節電およびクールビズも実施している。文部科学省推奨のエアコン使用時の室温や使用期間を参考に学内で定め、都度周知しながら運用している。一部制御盤で操作できるエアコンは時間割等を確認し運転管理を行っている。

老朽化し使用不能となったエアコンは、順次省エネタイプのものに交換している。加えて総務課員による定期的な巡回の実施や無人の部屋にエアコン、照明等が稼働している場合には、気づいた教職員が消灯もしくは管理部門に連絡するなど全員で省エネに努めている。尚、これらの施策は、原則学生、教職員の健康管理を最優先に対応している。

この他、新聞、雑誌、書籍、不要となった用紙、シュレッダーごみ等についても、リサイクル業者と契約し毎週一回、回収し、紙資源の有効利用を図っている。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

３階建ての１号館、２号館の校舎については老朽化してきており、耐震性を考えて、今後改修していく必要がある。また、障がい者に対しては、３号館のエレベーター設置や、校舎案内のための点字等への配慮は今後の検討課題である。

施設設備の維持管理については、今後も学生の安全面を優先しながら、耐震･火災、防災、情報機器のセキュリティおよび省エネルギー対策等に力を注いでいきたい。そのためには、外部資金を含めた予算の確保が必要となるので、今後、各方面の情報収集力の向上が課題となってくる。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

学生支援施設充実のため、平成１９年８月に精華学園記念館が建設され、サービス向上に努めている。将来に向け今後も学生・社会のニーズを取り入れつつ、学内の施設・設備について日々改善していく姿勢を持ち続けたい。

地震対策のため、平成２３年度に３号館および精華寮の耐震補強工事を実施した。体育館は併設高等学校である精華女子高等学校との共用となっているが、所有者である同校が平成２５年度に耐震工事を実施した。１号館、２号館の耐震補強工事は今後の検討課題である。

因みに、令和４年度に老朽化対策として３号館の階段と内壁の塗装工事を実施、また精華寮のガス給湯器の入れ替え、手洗い温水器の設置も同時期に行った。

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

＜根拠資料＞

提出資料

　　８：２０２２年度授業計画（syllabus）

備付資料

　Ⅰ-67：学務審議会議事録

　Ⅱ-19：学内 LAN の敷設状況

　Ⅲ-11：マルチメデイア教室、コンピュータ教室等の配置図

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

（1）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

（2）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生および教職員に提供している。

（3）　技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

（4）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

（5）　教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

（6）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

（7）　教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

（8）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、各種実習室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

各学科・専攻課程の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。情報関連設備は、できるだけ計画的に維持、管理、資源配分できるように心がけている。しかし、常に新しい設備を適宜導入することは難しいため、該当設備の利用については、使いやすさをポイントに学生が自由に活用できる環境を整えるよう努めている（備付-Ⅲ-11）。全学的な施設としては情報機器実習室が２部屋あり、図書館や就職指導室に学生が利用できるコンピュータを設置している。平成２８年度には私立大学等改革総合支援事業タイプ１「教育の質的転換」の補助金を獲得し、ラーニングコモンズおよびアクティブ・ラーニングの充実のためにタブレット等の整備を行い、学習環境や利便性を向上させた。

幼児保育学科では、器楽練習室、音楽室、レッスン室、音楽リズム室、防音楽器練習室、絵画工作室、心理実験室、観察研究室、小児保健実習室などの授業科目に対応した施設と各教室の視聴覚機器などを整備するとともに、２１８実習演習室には保育教材・資料等を整備し、学生が有効に活用できる体制を整えている。令和２年度には、４０１・５０１教室のオンライン設定等を各教員が活用できるように情報共有を行った。令和４年度には幼児保育学科教員による学科内 FD を通して、遠隔授業時の活用を目指して Teams の使用を体験的に学習し、教員間の情報共有を図った。

生活科学科食物栄養専攻では、講義・演習・実習・実験等が効果的にまたスムーズに行くように、調理実習室、集団給食実習室、試食室、食品加工実習室、実験室などの実習・実験室を整備し、各教室の視聴覚機器なども整備し学生が有効に活用できる体制を整えている。

生活科学科生活総合ビジネス専攻では、「情報科学入門」や「コンピュータ演習」を始め、「表計算の実践講座」「アンケートとインタビュー」「社会調査入門」「コンピュータプログラミング」「Web デザイン演習」「IT スキル演習」という科目を設け、学生用 Web サーバーの利用や ICT 活用スキルを指導しており、情報理論・技術の向上に関するトレーニングがより充実している。なお、各情報系科目内において情報倫理教育も行っている。

幼児保育学科では「コンピュータ演習」の授業は、教職課程の必修科目となっているため、免許取得希望者は全員履修し、コンピュータリテラシーの獲得をめざしている。「保育基礎ゼミ」においても情報技術の向上に関するトレーニングを学生に提供するとともに情報倫理教育も行っている。平成２４年度よりキャリア形成ゼミ発表会として開催されてきたゼミ発表会においてパワーポイントを用いての発表もできるようになっている（提出-8)。令和３年度には、ゼミ発表会をオンデマンドで開催したため、各ゼミの発表動画を作成する等、多様な情報機器を駆使する技術の向上を図った。また、遠隔授業実施際は、各自のスマートホンやタブレットを使用した Teams の利用について指導を行った。

生活科学科食物栄養専攻でも、授業科目に「コンピュータ演習」、「プレゼンテーション演習」、「ことばとコミュニケーション」を設定し、栄養士業務に必要な表計算や献立作成、栄養指導媒体、栄養指導、指導案などについて、基本的な技術向上に関するトレーニングを提供している（提出-8)。

また「食物栄養セミナー発表会」ではパワーポイントを使って発表を課すことにより、栄養士としてのスキル向上はもちろん、情報リテラシー、コンピュータリテラシーの獲得にもつなげている（提出-8)。

生活科学科生活総合ビジネス専攻では、上述の情報系科目を中心に ICT 活用スキルを指導しており、パソコンスキルの向上とともに情報系資格取得にも役立っている（提出-8)。

専攻科保育福祉専攻では、「介護過程」「生活支援技術」「医療的ケア」の演習等がスムーズに実践できるよう介護実習室や入浴実習室を整備し、吸引器などの医療機器や各種福祉用具を備え学生が有効に活用できる体制を整えている。また、「キャリア形成ゼミⅢ」「介護職実践セミナー」発表においては全員にパワーポイントを使っての発表

を課している（提出-8）。このことはアカデミックスキル向上に役立っている。

各学科・専攻課程の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、技術的資源と設備については予算編成の前にそれぞれの要望を聞き、確認、調査等の検討を経て、学習成果を獲得させるために可能な限り要望に沿う方針で技術的資源を整備している（備付-Ⅰ-67）。コンピュータ等の設備については、計画的に維持管理を行っている。情報機器実習室のコンピュータは、情報学の基礎への対応と即戦力養成の視点から平成２４年度に新しい機種に整備された。令和元年度には、Windows 10への更新、メモリを８GBから１２GBに増設、Officeソフトを最新バージョンである２０１９に更新した。令和３年度は、４０１教室のモニター交換とパソコン教室の床面の改修を実施した。また、令和３年度は、５０１教室の視聴覚設備の更新を行った。令和４年度は、１１７教室３０３教室のプロジェクターを更新した。

幼児保育学科のピアノについては、年１回の調律を実施し維持管理しており、適切な状況を保持している。

また、毎年度、各学科・専攻課程の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて必要な技術的資源の分配を行っているが、実施年度の検証を充分に行い、実績、結果等を踏まえた上で、次年度の新たな要望を検討している。このことで技術的分配の見直しも行われ、適切な運用になっている。出来るだけ各学科・専攻課程の要望に沿いたいとの方針であるが、限られた財源の中で、優先順位を設定せざるを得ない場合も生じており、各学科・専攻課程との連絡を密にすることで随時このような問題を改善していく必要がある（備付-Ⅰ-67）。

本学では、授業や学校運営に活用できるよう、教職員が学内のコンピュータ整備を行っている。専門的知識を要するものについてはサポート契約を結んでいる業者が対応し、授業や学校運営に支障がないようにしている。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備しており、学生は入学するとOffice365 にアカウントを作成してメールアドレスを取得し、学内 LAN を通じて教員との連絡がとれるようになっている（備付-Ⅱ-19）。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、令和２年度より感染拡大防止のため、初等中等および高等各教育機関ともオンラインによる授業が急速に広まった。オンライン授業では、機器や通信環境の質が授業の質に大きな影響を与える。

本学ではこれまで、改革総合支援事業補助金による無線LANの整備を行ってきたが、整備が完了した教室は普通教室、実習・実験室を含め全体の約半分である。分散授業等で授業数が限られている場合は対応可能だが、通常の授業のほとんどを同時にオンライン授業で行うことは不可能であるため、無線 LAN 整備のより一層の拡充が重要である。そのため、無線 LAN のより一層の整備が重要である。そのため、令和４年度に全体の３分の２程度まで拡充を行う予定であったが、世界的な半導体不足などのために機材の調達が出来ず、令和５年度へ持ち越しとなった。

また、学生の授業に対する理解度や満足度を向上させるため、セキュリティ（情報漏

洩対策等）に配慮しつつ、新しい情報技術を活用して授業方法の改善をしていくことは重要である。教職員研修会等で、教員のコンピュータ利用技術の向上を目的とした授業方法の改善等についての取り組みを行ってはきたが、全ての教員が十分に対応できている状況ではない。ICT を用いた双方向授業やアクティブ・ラーニングの実施環境の整備に向けて、より計画的な取り組みの推進が必要である。

ICT 関連機器以外の教育研究用機器備品等の整備については、出来るだけ各学科・専攻課程の要望に沿いたいとの方針であるが、限られた財源の中で、優先順位を設定せざるを得ない場合も生じており、各学科・専攻課程との連絡を密に取りながら問題を改善していく必要がある（備付-Ⅰ-67）。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

＜根拠資料＞

提出資料

13：令和２年度～令和４年度資金収支計算書の概要
14：活動区分資金収支計算書
15：事業活動収支計算書の概要
16：令和２年度～令和４年度貸借対照表の概要
17：財務状況調べ
18：令和２年度～令和４年度資金収支計算書
19：令和２年度～令和４年度活動区分資金収支計算書
20：令和２年度～令和４年度事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
21：令和２年度～令和４年度貸借対照表
22：学校法人精華学園、精華女子短期大学　中・長期財務計画書
23：令和４年度事業報告書
24：令和５年度事業計画書／予算書

備付資料

Ⅲ-12：寄付金の募集についての印刷物
Ⅲ-13：令和２年度～令和４年度財産目録および計算書類
Ⅲ-14：令和２年度～令和４年度教育研究費の表
Ⅲ-15：精華女子短期大学中長期計画

提出資料 - 規程集

54：資産運用規程

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支および事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
⑨ 教育研究用の施設設備および学習資源（図書等）についての資金配分が適切

である。

⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

⑪ 寄付金の募集および学校債の発行は適正である。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人および短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

③ 年度予算を適正に執行している。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

⑤ 資産および資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞

入学者の質の向上および学生数の増加対策の一環として、精華学園１００周年記念奨学金制度を平成２２年度より導入、奨学費として約６０百万円の費用が増加したが、それ以上に入学者が顕著に増え、以後その増勢を維持していた。しかしながら、直近３年間は入学者が減少傾向であり奨学費負担が教育活動収支に影響を与えている。

資金収支面では、翌年度繰越支払資金より前年度繰越支払資金を差し引いた資金（現金預金）は、表Ⅲ－１１のとおり令和２年度、令和３年度はプラスを確保していた（令和２年度、令和３年度はコロナ禍の中、経費の支出が抑制されたことが大きな要因）が令和４年度は学生数減少の影響もありマイナスに転じた。尚、従前より将来のための校地校舎取得引当特定預金（第２号基本金）として毎年２０百万円ずつの積立てを継続しており、施設維持および拡充も考慮に入れた資金繰り面は安定して推移している（提出-17)。

事業活動収支では基本金組入前当年度収支差額は、令和２年度、令和３年度は黒字を確保するも令和４年度は、学生数減による収入の伸び悩みのため△５９百万円のマイナスとなっている。(提出-15)

表Ⅲ-１１　精華女子短期大学の資金収支・事業活動収支（単位千円）

資金収支	令和２年度	令和３年度	令和４年度
学生生徒等納付金収入	504,495	534,146	501,040
(a) 前年度繰越支払資金	2,259,737	2,558,773	2,563,029
(b) 翌年度繰越支払資金	2,558,773	2,563,029	2,527,475
(b)-(a) 差引（現金預金）	299,036	4,256	△35,554

事業活動収支	令和２年度	令和３年度	令和４年度
基本金組入前当年度収支差額	5,830	7,201	△59,230
当年度収支差額	△32,542	△17,461	△79,230

貸借対照表では、表Ⅲ-１２のとおり令和３年度は微増、逆に令和４年度は微減となった。ただし純資産の比率に大きな変動はなく、相応の自己資本は保有している。総合的な健全性において懸念なきものと判断している（提出-16)。

表Ⅲ-１２　精華女子短期大学の貸借対照表（単位千円）

貸借対照表	令和２年度	令和３年度	令和４年度
運用資産	2,618,773	2,643,029	2,627,475
純資産	4,059,161	4,066,362	4,007,132
資産	4,921,702	4,871,184	4,783,142

学園全体については、表Ⅲ-１３のとおり、資金収支、事業活動収支（基本金組入前当年度収支差額および当年度収支差額）は、令和２年度（ｂ）－（ａ）差し引き△３４６，０３７千円は、主に高校の校舎建て替え資金支払いによる現金減少（６４５，０７３千円）が要因である。令和３年度は３９，９０３千円とプラスに転じた。コロナ禍での経費支出の抑制による収支改善が主な要因．令和４年度は△１１６，１９６千円のマイナスとなった。これは学生数減少に伴う学生生徒等納付金収入の減少が主な要因となる。運用資産についても同様な要因により令和２年度は減少、令和３年度は増加、令和４年は減少で推移している（提出-13、提出-16)。資産面では本学の運用資産、自己資本、資産の増加状況、残高を考慮すると学園の存続を可能にする財政は維持されていると判断できる。

退職給与引当金については、１００％引当計上している。また、運用資産については、平成１７年に資産運用規程を作成し、その規程に基づき、銀行預金や公共債等の元本保証型にて運用している（規定-54)。

公認会計士の監査意見には、特段懸念すべきものはなく従前より適切に対応している。

表Ⅲ-１３　精華学園の資金収支・事業活動収支・貸借対照表（単位千円）

資金収支	令和２年度	令和３年度	令和４年度
学生生徒等納付金収入	1,141,680	1,181,581	1,118,523
(a) 前年度繰越支払資金	3,544,358	3,198,321	3,238,224
(b) 翌年度繰越支払資金	3,198,321	3,238,224	3,122,028
(b)-(a) 差引（現金預金）	△346,037	39,903	△116,196

事業活動収支	令和２年度	令和３年度	令和４年度
基本金組入前当年度収支差額	17,716	△14,699	△142,050
基本金組入額	△742,947	△74,252	△44,575
当年度収支差額	△725,231	△88,951	△186,626

貸借対照表	令和２年度	令和３年度	令和４年度
運用資産	3,337,661	3,418,457	3,342,868
正味資産	8,176,066	8,161,367	8,019,316
資産	9,641,880	9,533,809	9,334,187

寄付金の募集は、HP 上で案内している。また学校債の発行は、取り組んでいない。

本学の教育研究経費比率は、令和２年度２９．４１％、令和３年度３３．０１％、令和４年度３５．７８％と３０％前後で推移している（備付-Ⅲ-14）。また、教育研究用の施設設備および学習資源（図書等）についても、予算策定の段階で吟味検討し、毎年安定的に資金配分している。

令和２年度は、学園創立１１０周年記念文化事業で令和元年度に立ち上げた「吹奏楽部」の楽器購入および４０１教室の視聴覚設備の更新を行った。令和３年度についても引き続き楽器購入を実施、また５０１教室の視聴覚設備のデジタル化更新を行った。令和４年度は基幹サーバー、印刷機の更新および、楽器購入を行った。

本学の定員充足率については、各学科・専攻課程の入学定員（幼児保育学科１５０名、生活科学科食物栄養専攻１００名、生活科学科生活総合ビジネス専攻５０名、専攻科保育福祉専攻３５名）に対し令和２年度から令和４年度にかけては、入学定員未充足となった。特に学科・専攻課程によりばらつきがあり、生活総合ビシネス専攻は３ヵ年とも定員を充足している一方で、その他の学科・専攻課程はいずれも定員未充足となっている。

ただ、令和２年度と令和３年度は、相応の資金（現金預金）を保有しつつ、経常収支もプラスで推移しており、加えて予算の段階から収入支出バランスの調整に取り組んでいる。令和４年度は経常収支マイナスに転じたが、仮に、短期の入学定員未充足が続いた場合でも、現在保有している運用資産、正味資産、資産のそれぞれの残高を考慮すれば、財務体質は引き続き健全に維持できるものと考える（提出-16）。

業務運営において学校法人と短大は、令和３年度に策定した第二次中長期計画に基

づき毎年度事業計画および予算を関係部門と協議し策定を行っている。その後十分に検証され決定した事業計画と予算は、関係部門に伝えられている。

年度予算は、適切に執行され毎月試算表を作成し経理責任者より、理事長および関係部門の責任者へ毎月の会議を通して報告している。資産および資金の運用については、適切に処理され記録し、安全に管理されている。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　短期大学の将来像が明確になっている。

(2)　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

(3)　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

② 人事計画が適切である。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

(4)　短期大学全体および学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5)　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

［注意］

基準Ⅲ-D-2 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

多くの短期大学法人が併設大学の学部傘下や、短期大学単独の法人は四年制大学への組織改編等を行っているが、本学は今後も短期大学として、併設高等学校・一般高等学校との５年間（専攻科を含めると６年間）の接続教育の強化を行っていくことで、学園としての使命を果たしていく方針である。

本学としては、全ての学科・専攻、専攻科で国家資格を始め多様な免許・資格取得が可能であり、そのライセンスを活かした就職決定率の高さを強みとしてきたが、年々厳しさを増す学生募集状況を踏まえ、新たな強みを作り出す必要に迫られている。平成２９年度からは、SWOT 分析を行い、全学的に強みを検討している。その中で、①立地の良さ（福岡市中心部に近く、福岡市博多区唯一の短期大学である）②短期大学の優

位性（学費が四年制大学に比べて負担が少ない、短期集中で学ぶことが出来、早期社会参加が可能）③高大接続の拡大（現在同じ法人の併設高等学校との連携を積極的に行っているが、今後一般校への拡大を行っていくことも視野に入れる必要がある）本学の弱みとしては、①一部施設設備の老朽化（場所によっては開学時の施設で古いものがある）②卒業生ネットワークの構築（同窓会との連携の強化）③学科・専攻の特色のアピール（他短大・専門学校との差別化）等がこれから改善を行っていく優先順位と思われる。

令和元年度に学園創立１１０周年を迎え、学園として併設高等学校の隣接校地の取得を行い、今後は短期大学の施設等の改善計画を、在学生の環境調査での意見等を参考に計画を立てていくことになる。予算の計画にあたっては、中長期計画（財務を含む）を策定し、その単年度計画を事業計画として予算編成に反映している。具体的には学生募集人数を様々な角度から検討し学納金の算定を行い、学生数に伴う教員、職員の配置を検討し、人事計画に反映している。今後将来に向けて、学生からの学納金収入の増大が見込めない中、教育改革・経営改革を進めながら外部資金の獲得に全学を挙げて取り組んでいくことが必要である。

施設設備の整備については、令和２年度は、３号館４階４０１教室の視聴覚設備について、アナログ方式からデジタル方式の機器に入れ替え、高画質での視聴を可能にした他、新型コロナウイルス感染症予防対策として精華学園記念館１階正面玄関に体温測定カメラセットを設置した。また、令和３年度は、３号館４階５０１教室の視聴覚設備をアナログ方式からデジタル方式の機器に入れ替えおよび、令和２年度に続き、吹奏楽部の楽器を購入した。令和４年度は基幹サーバーおよび印刷機を更新および、吹奏楽部の楽器の購入を行った。今後の計画としては、学園創立１２０周年に向けて、令和元年度より第２号基本金の積立を実施している。

学生募集に関しては、併設高等学校との連携を強化しつつ、一般高等学校の中でも例年複数名の生徒が入学する重点校を選定し、高校訪問の回数を多くする等の対応を行った。

また、学納金については事業活動収入の大きな柱である為、前述の学生募集計画を強化しつつ、政府が導入した高等教育における新たな就学支援制度の活用等を行いながら収入の安定確保に努めている。

人事計画については、教員・職員とも適切な学習支援を行っていく為に必要な人員配置を行うことを前提に、各教職員のスキル、経験、年齢等を考慮しながら計画を立てている。

これらの実行にあたっては、資金等が必要になることから、これまで以上に外務資金の獲得に力を入れていく必要がある。

予算の策定にあっては、各学科・専攻課程の学生数および教員数を計算式のなかに入れており、学生数並びに教員数の割合が反映されており、バランスは取れている。

令和３年度より新たに中長期計画が制定された。毎年度始めに理事会で承認された事業計画の説明が行われている。財務情報については、本学 HP に掲載されている財務情報の公開や、学園報に公表されている。また、毎年、教職員研修会において、理事長より財務や経営状況についての説明と短期大学が置かれている現状等についての講話

を実施している。その内容に対し自由に質疑が出来る機会が与えられており、理事会と教職員の目的意識と危機意識の共有は行われている。

今後教育社会を取り巻く経営環境が厳しくなっていく状況の中、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体)」のチェックを行っている。また文部科学省高等教育局私学部の指導対象にはなっていない。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

今後学生募集がますます厳しくなる中で、基準Ⅲ－D－２の現状で述べているようにこれまで以上に教育改革・経営改革を進めながら学生からの学納金収入増加を図ることが重要である。

１８歳人口の減少に伴い、就学者の確保は切実な経営課題であり、入学者の増減が、学園の財務に大きく影響するものと考えている。今後、就学者数の確保の為、併設高等学校、地元の学生に加え、県外からの学生募集の対策強化を検討していくのが課題である。また教育環境の整備、教職員の資質向上の為の研修の充実、入学者募集活動充実等による学生生徒募集に力を入れて財務の向上を図っていきたい。

これからは今まで以上に学生数の確保は切実な経営課題であり、年々変化していく環境に対応した具体的対策を毎年講じていき、財務の安定へとつながるような改善計画を策定し、実施していくことが課題である。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

提出資料

25：学校法人精華学園寄附行為

備付資料

Ⅰ-5：理事会議事録（令和２～令和４年度）

Ⅳ-1：理事長の履歴書

Ⅳ-2：学校法人実態調査表（写し）（令和２～令和４年度）

Ⅳ-3：理事・監事・評議員名簿

提出資料 - 規程集

5：企画運営会議要綱

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算および事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書および事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営および短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3)　理事は、法令および寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識および識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長および教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、平成２年に本学園の理事に選任され、翌年に常務理事となり、平成５年５月の理事会において全会一致で理事長に推挙された。以来２９年間、本学園を代表して、法令を遵守して理事会を主宰し、学校法人全般にリーダーシップを発揮しその業務を総理している。理事長は、本学園の建学の精神の継承者として、建学の精神および教育理念を具現化するために本学園教職員を指揮するとともに、入学式、卒業式をはじめ学生、保護者、教職員の参加する集会、並びに本学園および本学の出版物等において建学の精神を説いている。また、本学園寄附行為前文に記載された本学園の使命を果たすために、法人本部、女子短期大学、女子高等学校を置き、この組織を束ねて運営全般に適切にリーダーシップを発揮するとともに、学園内の高大連携を推進し経営の安定化を図っている。

理事長は、日本私立短期大学協会常任理事をはじめ、私立学校に関わる多くの組織の役員および諸委員会委員長等を歴任し、学校法人の管理運営について熟知している（備付-Ⅳ-1）。また、管理運営等に関わる研修会等に積極的に参加して常に新しい情報の収集に勉め、安定した本学園の経営に貢献している。また、我が国が置かれている高等教育機関の現状を弁えて、本学の運営のみでなく教学活動にも積極的に取組み、理事長の諮問機関として企画運営会議を設けて本学の管理運営の適正かつ円滑な執行を図るとともに、学習成果および教育の質の向上に努めている。すなわち、企画運営会議は、本学の管理運営に関する重要な事項を審議するとともに、学長が理事会に提出した教学に関する事業計画に沿って各学科・専攻、各種委員会、施設組織、事務局等が作成した年度目標、中間報告、年度報告を点検・評価することにより、本学教学活動のPDCA サイクルにおいて重要な役割を果たしている。さらに、理事長は、毎週、学長、法人本部長、法人本部次長、事務局長を招集して定例会議を開き、情報および意識の共有を図っている。

理事長は、本学園における意思決定および合意形成の最高議決機関である理事会を主宰して本学園を適切に運営している。理事会は、私立学校法第３８条を遵守した本学園寄附行為第６条の定めるところにより選任された、短期大学長、高等学校長、評議員のうちから評議員会において選任された理事２名、学園設立者の縁故者のうちから理事会において選任された理事２名、および前記の理事の過半数によって選任された理事２名の計８名によって構成されている。理事会構成員は、建学の精神および教育理念を理解し、短期大学の健全な経営について学識および見識を有している（提出-25、備付-Ⅰ-5、備付-Ⅳ-3）。

理事長は、本学園理事会会議規則に従って、理事会を運営している。理事会は、毎年度１０回程度開催され、理事長を議長として、学園の経営方針、中長期計画、事業計画・報告、諸規程の整備、予算・決算、人事等の重要業務に関する諸案件を審議し、業務の意思決定を行っている。理事長は、理事会に先立ち毎回、学園理事で構成される常任理事会を開催し、理事会で審議する議題について事前に整理している。さらに、本学園寄附行為第７条に従って理事会毎に２名の監事の出席を要請して理事会を中心とした本学のガバナンスの点検を求めるとともに、毎会計年度終了２月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算および事業の実績（資金収支計算書、事業活動収支

計算書、貸借対照表、財産目録および事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。また、学校教育法施行規則第１７２条の２に従って教育情報を開示するとともに、私立学校法を踏まえ、財務情報を公開し、ステークホルダーへの説明責任を果たしている。理事会は、短期大学の中長期計画、事業計画、事業計画の中間報告、事業報告、予算・決算、諸規定の改正等をとおして本学の PDCA サイクルおよび自己点検評価に関与するとともに、短期大学基準協会による認証評価の受審を推奨し、認証評価に対し責任を負い、役割を果たしている（規程-５）。

なお、本学園寄附行為第１０条に役員の解任および退任について規定を定め、その２-（４）項に学校教育法第９条の事由を掲げている。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事長のリーダーシップは、理事会を中心とする適切なガバナンス体制のもとに発揮されており、とくに課題はない。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

備付資料

Ⅰ-58：令和４年度事業計画
Ⅰ-59：令和４年度年度計画、中間報告、結果報告
Ⅰ-64：教授会議事録（令和元年度～令和３年度）
Ⅰ-66：教務委員会議事録
Ⅰ-67：学務審議会議事録
Ⅳ-4：学長の個人調書および研究業績書
Ⅳ-5：入学審議会議事録
Ⅳ-6：企画推進会議議事録
Ⅳ-7：学生委員会議事録
Ⅳ-8：入学広報委員会議事録
Ⅳ-9：図書委員会議事録
Ⅳ-10：国際交流センター議事録
Ⅳ-11：エクステンションセンター委員会議事録
Ⅳ-12：入試実施委員会議事録
Ⅳ-13：精華学園理事会業務委任規則（第４条）

提出資料－規程集

6：企画推進会議要綱
13：教務委員会実施要領
14：学生委員会実施要領
15：入学広報委員会実施要領
16：図書委員会実施要領
23：国際交流センター規程
24：エクステンションセンター規程
56：学則
61：教授会規程
62：学務審議会規程

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学および訓告の処分）の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2)　学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与および自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果および三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、精華学園理事会業務委任規則第４条に基づいて、理事会から委任された教学運営を、学則に基づき、教授会を通じて適切に運営するとともに、各委員会を統監して本学の教学に関する業務全般にリーダーシップを発揮している（備付-Ⅳ-13)。現学長は、九州大学教育担当理事副学長、崇城大学生物生産学部長を経て、平成３１年４月に本学学長に就任した。それ以来、各種委員会での審議を通じて教職員の業務の効率化および高度化を推進している。特に、情報発信の内容改善に注力し、解りやすい情報の発信を指導している。

令和４年度も、新型コロナウイルス感染予防が重要な課題となり、前年度の経験を活かして蔓延状況に対応した大学業務の適切な運営を行った。学長は教育内容の変更について積極的な指導を行うとともに、新型コロナウイルス対策本部長として学生お

よび教職員の安全確保に努めていた。

学長は、建学の精神に基づき、短期大学の教員の質を保証するため、年度始めに中長期計画に基づいた事業計画を提案し、年度の教育目的・目標を明確にして、教育研究を推進し短期大学の向上・充実に向けて努力するとともに、常に学生や教職員の声に耳を傾け民主的かつ真摯に本学の教育研究の質および学習成果の向上に努めている（備付-Ⅰ-58、備付-Ⅰ-59、備付-Ⅳ-4)。

学長は、教授会を学則等の規程に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。教授会は、学則第８章第４２条において「本学に教授会を置く」と規定されている。教授会の審議事項は学則第８章第４３条および教授会規程に定められており、以下のとおりである（規程-56、規程-61)。

(1) 教育課程に関する事項
(2) 授業科目修了の認定に関する事項
(3) 学生の厚生補導および賞罰に関する事項
(4) 学生の入学・および卒業等に関する事項
(5) 学則および諸規程に関する事項
(6) その他、学長が必要と認める教育研究に関する重要な事項

教授会の議事録は、毎回、教授会開催に先立って指名される議事録署名人によって確認され、整備されている（備付-Ⅰ-64)。

また、本学には学長を議長とする教授会、学務審議会、入学審議会が設置されており、本学の教育研究活動に係る事項や、三つの方針（学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、および入学者受け入れの方針)、学生の進学・卒業事案（学習成果）などの教学事項について審議検討している（備付-Ⅰ-67、備付-Ⅳ-5)。さらに、学長、学生部長、専攻科長、学科・専攻長、事務局長、図書館長による「企画推進会議」を開催し、審議事項等その他の骨子案を整合している（備付-Ⅳ-6、規定-6)。また、学則第４４条には、「本学に学生の教育、厚生補導等に関する各種委員会を置く」と規定しており、各種委員会等を設置し委員会に基づいて適切に運営している。学務審議会には教務委員会、学生委員会、国際交流センター、図書委員会、エクステンションセンター委員会等で検討された議題が、また、入学審議会には入試実施委員会、入学広報委員会等で検討された議題が提案され審議検討している（備付-Ⅰ-66、備付-Ⅳ-5、備付-Ⅳ-7、備付-Ⅳ-10、備付-Ⅳ-9、備付-Ⅳ-11、備付-Ⅳ-12、備付-Ⅳ-8)。学務審議会や入学審議会で検討された審議内容は通常、毎月第３水曜日に開催される教授会に議題として提案され、日常的に学長のリーダーシップのもと、短期大学・教育研究の審議機関として適切に運営されている。なお、教授会の下に設置された教学に関する各種委員会および運営組織を図Ⅳ-２に示している（規程-6、規程-13、規程-14、規程-15、規程-16、規程-23、規程-24、規程-56、規程-61、規程-62）。

図Ⅳ－２　各種委員会および運営組織（令和４年度）

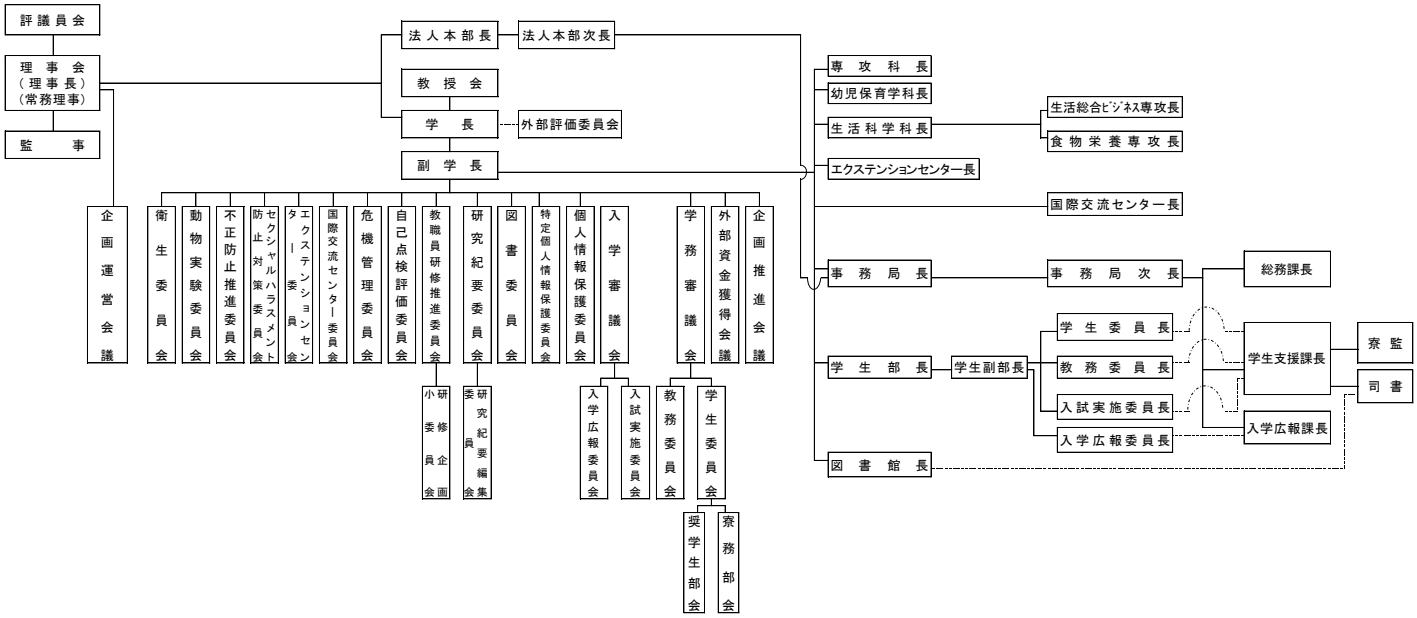

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

本学の諸規程に基づき確立された上述の教学運営体制に基づき、学長は直接的に教育活動の行動計画、実施、点検、改善に関わり、率先して学習成果および教育の質を向上させるための改善計画を進めている。そのため年度始めの教授会において学長より事業計画を提示し、教職員の理解と意識の共有を図り、本学教育の質の向上にむけて教職協働で改善を進めている。各々の支援を充実させるために教授会をはじめ、各学科・専攻、各種委員会、各部署が組織的に連携し、学習、生活、進路等の支援体制の強化を図っている。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

＜根拠資料＞
提出資料
3：本学ウェブサイト
25：学校法人精華学園寄附行為

備付資料
Ⅰ-3：学園報
Ⅲ-12：寄付金の募集についての印刷物
Ⅳ-3：理事・監事・評議員名簿
Ⅳ-14：監事の監査状況（令和２～令和４年度）
Ⅳ-15：評議員会議事録（令和２～令和４年度）
Ⅳ-16：学校法人精華学園寄附行為

提出資料－規程集
3：書類閲覧規則
54：資産運用規程

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
(1)　監事は、学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況について適宜監査している。
(2)　監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会および評議員会に出席して意見を述べている。
(3)　監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会および評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-C-1 の現状＞
監事は、私立学校法に基づき本学園寄附行為第７条１項に依って理事会において選出された候補者の中から、評議員会の同意を得て理事長によって選出され、以下の各項目の監査内容について、適切に職務を遂行している（備付-Ⅳ-14）。

（１）本学園法人の業務および財産の状況について
過去３ヶ年の監事の監査状況は次の通りである。
①令和２年度の監査状況
令和３年５月２４日実施
計算書類、諸帳簿等の監査実施。決算内容および業務状況について、特に問題

はなかった。

②令和３年度の監査状況

令和４年５月２０日実施

計算書類、諸帳簿等の監査実施。決算内容および業務状況について、特に問題はなかった。

③令和４年度の監査状況

令和５年５月１７日実施

計算書類、諸帳簿等の監査実施。決算内容および業務状況について、特に問題はなかった。

（２）本学園法人の業務および財産の状況について

監事は、令和２年度、令和３年度、令和４年度の理事会（計２６回実施）の内、１名は令和２年度２回欠席を除きあとはすべてに出席し、その中で業務および財産の状況について適宜意見を述べている。（１名は令和４年度入院等の関係で合計１０回の欠席であった。）

また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会および評議員会に提出している。決算内容について特に問題はないとの報告があった。

過去３ヶ年の監査報告書の理事会および評議員会への提出日は次の通りである。

令和２年度　　令和３年５月２７日

令和３年度　　令和４年５月２７日

令和４年度　　令和５年５月２９日

なお、文部科学省が開催している研修会に毎年参加して、研修を行っている。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2)　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は私立学校法に基づき本学園寄附行為第２５条により、選任した２０名の評議員（定数１６～２６）で構成され、理事８名の２倍を超える人数で組織されている。運営についても私立学校法第４２条および本学園寄附行為第２３条の規定に基づき、財務関係に関する事項、事業計画、本学園寄附行為に関する事項等、重要な案件は全て評議員会の議決を経て実行しており、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営され機能している（備付-Ⅳ-3)。

評議員会の開催については、定例として毎年２回（５月、３月)、その他必要に応じ開催されている。

過去３ヵ年の評議員会開催状況は次の通りである（備付-Ⅳ-15)。

①令和２年５月２８日

評議員選任について、事業報告について、決算報告について

②令和３年３月３０日

教育要綱について、評議員選任について、事業計画について、予算について
学事報告、別館および住吉グランド竣工報告

③令和３年５月２７日

評議員選任について、事業報告について、決算報告について

④令和４年３月３１日

教育要綱について、評議員選任について、事業計画について、予算について
学事報告

⑤令和４年５月２７日

評議員選任について、事業報告について、決算報告について

⑥令和５年３月３０日

教育要綱について、役員人事について、評議員選任について、事業計画について、予算について　学事報告

⑦令和５年５月２９日

評議員選任について、事業報告について、決算報告について、春日市地籍調査関連について

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1)　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2)　私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学園および本学が、社会の公器として、本学園寄附行為の全文および本学学則第１条に掲げるミッションを果たし、継続的に発展するためには、理事長を中心としたガバナンス体制（意思決定、合意形成のシステム）が健全に機能することが前提であり、Ⅳ−C−１およびⅣ−C−２ではその機能をチェックする監事・監査および評議員会の役割について自己点検を行ってきた。一方、少子化および高学歴化が進行し、厳しい経営環境に置かれている短期大学においては、経営効率のみでなく経営的倫理の観点からも理事長を中心とする経営システムの確立が必要である。ここではその視点に立ち、主として事業計画並びに経理・財務の観点から現状を点検する。

本学園および本学は、中・長期計画に基づき、将来を踏まえた方向性をもとに、次年度の事業計画と関係部署からの予算要望を集約し、検討を行った後、理事会に諮り決定している。また、年度末の３月に理事会で決定した事業計画については、理事長、学長より、予算については、事務局長より速やかに新年度の４月に教職員へ伝達してい

る。

本学は理事会で決定された毎年度の事業計画の実行および予算執行を計画的に履行するため、理事長諮問の企画運営会議を設けている。企画運営会議においては、年度初めに事業計画に従って部門ごとに年度目標を定め、その目標に向かって教育および業務を行っている。またその内容を検証するため、年度途中には自己点検を踏まえて中間報告を、年度末には同様に目標達成度の報告を行っている。これらを検証し、さらに次年度計画への参考にしている。この様な体制が確立しており本学のガバナンスは適切に機能している。

予算執行については、起案書に見積書等を添付して、関係の長・課長以上の者に稟議された後、理事長の決裁を受けて執行されている。出納業務は、毎日残高を合わせており、不符合等は発生していない。基本月１回の給与・業者への支払い等については、支払明細表を会計責任者より理事長に説明し、支払決済を受けている。

計算書類、財産目録等は、会計システムを利用し、収入支出を科目毎、日々入力している。建物、備品等の資産の減価償却についても、会計システムを活用し、管理を行っている。伝票については、会計責任者、事務局長にて検印し、多重チェックされている。監査法人の監査は毎年定期的に行われており、その中で計算書類、財産目録等がチェック指導され、経営状況、財政状況は適正に表示されている。

さらに、平成１６年度より、公認会計士と監事の決算の打合せを定期的（年１回）に行っている。実施日は、令和２年度決算：令和３年５月２４日、令和３年度決算：令和４年５月２０日、令和４年度決算：令和５年５月１７日であった。公認会計士、監事、会計責任者が集まり、決算年度の財務状況等を文書にしたものを公認会計士が説明し、それについて理解し話し合いを行っている。

資金運用については、平成１７年制定の資産運用規程に基づき、安全かつ適正に運用・管理している（規程-54）。

寄付金の募集については、学園創立１００周年記念事業を目的として、平成１９年６月１日から平成２１年１２月３１日まで募集した。その後は平成２５年度より、本学 HP（高校 HP 含む）に寄付金募集の趣旨と使途を明記し、個人並びに　法人を対象に幅広く募集を行っている（備付-Ⅲ-12）。学校債の募集は実施していない。

予算の執行状況については、月次の試算表を毎月、会計責任者より理事長へ報告している。

教育情報、財務情報の公開については、平成１７年に本学園書類閲覧規則を制定し、規則に基づき閲覧出来るようにしている（規程-3）。また、短期大学 HP 上においても、教育情報および財務情報の公表を行っている（提出-3）。さらに、毎年刊行される学園報にも掲載し、加えて学内にも掲示している（備付-Ⅰ-3）。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

本学園および本学は、教育関係を取り巻く環境が厳しい中、併設高等学校との協力体制を強固にしていくことで、経営状況について適切かつ健全に運営されており、現時点では特に大きな問題はないが、全国的な少子化と女性の高学歴志向が進行して短期大学への志願者減少による経営的問題等に対して、年度末にプロジェクトチームを

編成した。将来計画の検討を行い、中長期計画を策定し、実現に向けて動いている。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

ガバナンス体制については、学長のリーダーシップを強化する検討を進め、平成２７年度中に学則・諸規程の改定を行い平成２８年度より施行した。リーダーシップに見合う監事機能の強化については、下記の通りであり、法令を遵守し適正な運営と処理、関係部署の連携を強化している。

本学園および本学は、理事会を意思決定および合意形成の最高議決機関と位置づけ、経営の責任者である理事長および教学の責任者である学長が、理事会を中心とするガバナンス体制により、私立学校法を始めとする法令を遵守して、寄附行為および各種の規程を整備し、建学の精神に則り学校法人および短期大学を適切かつ健全に運営している。この理事会を柱に、ガバナンス体制のチェック機構である監事による監査、評議員会、外部評価等は、それぞれ適切に機能し、中長期計画を踏まえた事業計画の執行、予算・決算の管理、健全な資産運用の管理、情報公表等も適切に実施している。

監事は、毎会計年度、監査計画を立て、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会および評議員会に提出し、業務および財産の状況について適宜意見を述べているが、監事の監査および公認会計士との連携を現状に満足せず、監事機能の強化を図っていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学は、理事会を中心とするガバナンス体制により、適切かつ健全に運営されている。今後、このガバナンス体制において、理事会、評議員会、監事を中心とした大学業務全般の PDCA サイクル、並びに教授会および企画運営会議を中心とした教育研究活動の PDCA サイクルを効果的に運用して、理事長と学長のリーダーシップの適正な分担と円滑な執行のもとに、学習成果を中心とした本学教育の質の向上に努めるとともに、財務および教育に関する情報を開示して、ステークホルダーに対する説明責任のさらなる明確化を図る予定である。